

平成22年度

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動

(グリーンワーカー) 事業

知床地区における今後のあり方検討業務

報 告 書

平成23年3月

環境省釧路自然環境事務所

目次

I. 業務概要	1
1. 調査名	1
2. 調査の背景・目的	1
3. 調査実施体制	1
4. 調査の手法・概要	1
(1) 現状の把握	
(2) 会合（意見交換会）の開催	
(3) 適正利用・エコツーリズム検討会議との連携	
5. 調査結果	2
(1) 現状の把握	
(2) 会合（意見交換会）の開催	
(3) 適正利用・エコツーリズム検討会議との連携	
II. 現状の把握	3
1. エコツーリズム戦略の必要性	
III. 会合（意見交換会）の開催	6
1. エコツーリズム戦略起草部会	
(1) 起草部会の位置づけと構成	
(2) 結果報告	
2. 羅臼湖会合	
(1) 羅臼湖会合の位置づけと構成	
(2) 結果報告	
IV. 適正利用・エコツーリズム検討会議との連携	19
巻末資料編	
1. 第1回起草部会資料・議事録	
2. 第2回起草部会資料・議事録	
3. 第1回羅臼湖会合資料・議事録	
4. 第2回羅臼湖会合資料・議事録	
5. 事例調査資料	

I. 業務概要

1. 調査名

平成 22 年度 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）
事業「知床地区における今後のあり方検討業務」
Future study of the Shiretoko national park 2010

2. 調査の背景・目的

知床国立公園では、原始性の高い自然や野生動物とのふれあいを求める利用ニーズの増大と利用の多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用に伴う自然環境への悪影響が懸念されている。

このような状況に対応するため、環境省は、平成 13 年度から、関係機関・関係団体と協力して、知床国立公園の利用適正化に向けて、「知床国立公園適正利用基本構想（平成 13 年度）」、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）」、「知床半島中央部地区利用適正化実施計画（平成 19 年度より毎年）」、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成 17 年 9 月）」、「知床半島先端部地区利用の心得（平成 20 年 1 月）」、「知床半島中央部地区利用の心得（平成 21 年 1 月）」を策定し、これらの計画に基づき、施策を展開している。

このような中、計画等策定より今日までの間に、知床の利用及びエコツアーの考え方等が変化していることから、地域の多様な意見を聞きながら現状の把握及び今後のあり方を整理し、今後の計画に反映させるべく適正利用・エコツアー検討会へ提言することを念頭に、知床の今後の利用及びエコツアーのあり方を検討する。

3. 調査実施体制

本調査は、環境省釧路自然環境事務所からの請負として、北電総合設計株式会社が実施したものである。

4. 調査の手法・概要

(1) 現状の把握

- ・現計画の状況を把握し、検討が必要な項目について整理した。

(2) 会合（意見交換会）の開催

- ・羅臼湖の利用のあり方について検討を行う「羅臼湖会合」を計 2 回開催し、開催事務を行った。
- ・知床エコツアー戦略を検討する「知床エコツアー戦略起草部会」を計 2 回開催し、開催事務を行った。

(3) 適正利用・エコツアー検討会議との連携

- ・第 3 回知床国立公園適正利用・エコツアー検討会議時の報告資料を作成した。

5. 調査結果

(1) 現状の把握

- ・ 現計画を把握し、エコツーリズム戦略策定の必要性を整理した。

(2) 会合（意見交換会）の開催

- ・ 羅臼湖会合において、羅臼湖の価値、利用の基本原則、歩道の整備水準、付け替えルートの検討手順について合意した。
- ・ 知床エコツーリズム戦略起草部会において、「知床エコツーリズム戦略骨子（案）」を作成した。

(3) 適正利用・エコツーリズム検討会議との連携

- ・ 検討会議資料の「知床エコツーリズム戦略骨子（案）」の資料作成補助を行った。

Ⅱ 現状の把握

1. エコツーリズム戦略の必要性

知床地域の利用やエコツーリズムのあり方に関しては、これまで下記のような各種計画等が策定されている。

○世界自然遺産地域に関する計画

知床世界自然遺産地域管理計画（平成 21 年 12 月）

- ・・・世界自然遺産地域の基本的な管理方針を示した計画

○国立公園区域内の利用に関する計画

知床国立公園適正利用基本構想（平成 14 年 3 月）

知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）

知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成 17 年 9 月）

- ・・・各利用エリアや利用形態別の利用、及び公園管理の方針を定めた計画

知床半島先端部地区利用の心得（平成 20 年 1 月）

知床半島中央部地区利用の心得（平成 21 年 1 月）

- ・・・各地区の利用のルールを定めたもの

○知床地域のエコツーリズムの推進に関する計画

知床エコツーリズム推進計画（平成 17 年 6 月）

知床エコツーリズム推進実施計画（平成 19 年 3 月）

- ・・・知床型のエコツーリズム推進のための基礎となる施策の実施、仕組みの整備をすすめるための計画

知床エコツーリズムガイドライン（平成 19 年 3 月）

- ・・・知床のエコツーリズムを進めるための、自然ガイドやガイド事業者が守るべき共通のルール

このうち、具体的にエコツーリズムを推進するために基本的な方針となる計画は、主に「先端部利用適正化基本計画」、「中央部地区利用適正化基本計画」および「知床エコツーリズム推進計画」であるが、下記のような課題項目を抱えており、それらを解消するための戦略の策定が求められる。

○エコツーリズムの対象範囲の明瞭化

- ・利用適正化基本計画は国立公園を対象とした計画であり、一方、エコツーリズム推進計画は、明確な計画対象は示されておらず、エコツーリズムの対象範囲の明瞭化が必要である。

○エコツーリズムに関係する保全・利用目標の具体化、明瞭化

- ・目標の具体化、明瞭化が十分でなく、保全・利用状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。
- ・複雑な計画内容となっており、地域で共通の理解が得られるわかりやすい目標づくりが必要である。

○ルールの普及啓発の検討

- ・既に策定した心得等のルールの周知が十分に対応できていない。
- ・エコツーリズムガイドラインはガイド等に限定したものであり、利用者も含めた広範なルールについて検討の必要がある。

○計画の実現体制の検討

●中央部地区利用適正化基本計画に関して

- ・各個別の利用方針に対しての具体的な取り組み方法の検討が必要である。
- ・カムイワッカ、知床連山等迅速な取り組みが必要なエリアが存在し、検討を推進する体制の構築が必要である。

●先端部地区利用適正化基本計画に関して

- ・具体的な利用調整の方法は検討されておらず、検討を推進する体制の構築が必要である。

●エコツーリズム推進計画に関して

- ・組織が構築途中であり、取り組み可能な事項から、段階的に取り組みを行っている状況である。
- ・課題の範囲は広く、より迅速な計画実現のためには体制の検討が必要である。

○計画のモニタリング体制の検討

- ・目標が達成されているか、利用が適正であるかを把握（モニタリング体制）し、必要な対応を講じる（フィードバック体制）の検討が必要である。

表 各計画の概要と課題

	知床エコツーリズム推進計画 平成17年6月 知床エコツーリズム推進協議会	知床半島中央部地区 利用適正化基本計画 平成17年9月 釧路自然環境事務所	知床半島先端部地区 利用適正化基本計画 平成16年12月 釧路自然環境事務所
既往計画の概要	<p>●内容 知床型のエコツーリズム推進のための基礎となる施策の実施、仕組みの整備をすすめるための計画</p> <p>●計画実現のための手法 ・ガイドラインの策定 ・推進実施計画の策定</p>	<p>●内容 中央部地区の各利用エリア別の利用、及び公園管理の方針を定めた計画</p> <p>●計画実現のための手法 「利用の心得」の策定、普及、「利用のコントロール」「施設整備」、「方針に沿った各機関、地元団体の取り組み」を具体的な手法とする。</p>	<p>●内容 先端部地区の各利用形態別の利用、及び公園管理の方針を定めた計画</p> <p>●計画実現のための手法 「利用の心得」の策定、普及、「利用のコントロール」「施設整備」、「方針に沿った各機関、地元団体の取り組み」を具体的な手法とする。</p>
取り組みの状況	<p>・知床エコツーリズムガイドライン策定済 ・推進実施計画策定済 ・両町観光協会、知床ガイド協会、知床財団が中心となりながら知床エコツーリズム推進協議会にて、下記事項を重点的に継続的に取り組み中 ○ガイドラインの運用 ○自然ガイドのスキルアップ ○地域発信型ツアーの発信</p>	<p>・「中央部地区利用の心得」策定済 ・知床五湖地区で利用のコントロールの実施決定 ・施設整備済（羅臼VC、ルサFH、遺産センター、五湖FH（計画中））</p>	<p>・「先端部地区利用の心得」策定済 ・施設整備済（羅臼VC、ルサFH、遺産センター）</p>
課題事項	<p>○実現体制の検討 ・組織が構築途中であり、取り組み可能な事項から、段階的に取り組みを行っている状況である。 ・課題の範囲は広く、より迅速な計画実現のためには体制の検討が必要である。</p> <p>○目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、取り組み状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p>	<p>○迅速な対応が必要なエリアの存在 ・カムイワッカ、知床連山等迅速な取り組みが必要なエリアが存在し、具体的な検討体制の構築が必要である。</p> <p>○実現体制の検討 ・各個別の利用方針に対しての具体的な取り組み方法の検討が必要である。</p> <p>○保全・利用目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、保全・利用状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p> <p>○実施状況のモニタリング体制の検討 ・目標が達成されているか、利用が適正であるかを把握（モニタリング体制）し、必要な対応を講じる（フィードバック体制）の検討が必要である。</p>	<p>○心得の普及・啓発 ・施設整備、広報充実を実施しているが、十分に心得が浸透・遵守されていない。</p> <p>○保全・利用目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、保全・利用状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p> <p>○利用調整の検討 ・具体的な利用調整の方法は検討されていない。</p> <p>○実施状況のモニタリング体制の検討 ・目標が達成されているか、利用が適正であるかを把握（モニタリング体制）し、必要な対応を講じる（フィードバック体制）の検討が必要である。</p>

Ⅲ. 会合（意見交換会）の開催

1. エコツーリズム戦略起草部会

(1) 起草部会の位置づけと構成

平成 22 年 11 月に開催された第 2 回知床国立公園適正利用・エコツーリズム検討会議での合意を踏まえ、エコツーリズム戦略の素案を検討するために、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道の 3 行政機関を事務局とし、検討会議構成員の有志による「エコツーリズム戦略起草部会」が、平成 22 年 12 月 17 日に第 1 回、平成 23 年 2 月 9 日に第 2 回の計 2 回開催された。検討の概要は下記のとおりである。なお、第 1 回の起草部会開催後に、その意見の整理を行うため、有志により計 2 回の起草作業が実施された。（平成 23 年 1 月 18 日ウトロ開催、平成 23 年 1 月 20 日羅臼開催）

(2) 結果概要

会合の結果概要を下記に記す。なお、第 2 回資料として、エコツーリズム戦略の類似事例調査を行った。会合の資料、議事録、事例調査等は巻末に添付する。

1) 第 1 回 起草部会

日時：

平成 22 年 12 月 17 日（金）場所：斜里町（斜里町産業会館）

主な議事：

- ・第 2 回利用適正・エコツーリズム検討会議の合意事項について
- ・エコツーリズム戦略骨子（案）について

※2 班に分かれ、ワークショップ形式にて、骨子のアイデア出しを実施。

※上記検討結果の整理のため、平成 23 年 1 月 18 日ウトロ、平成 23 年 1 月 20 日羅臼にて、起草作業を実施。

主な意見：

○戦略の名称

- ・エコツーリズム戦略の名称を「知床適正利用・エコツーリズム戦略」に変更。
（この後開催の第 3 回検討会議で「知床エコツーリズム戦略」に変更となる。）

○戦略の位置づけ

- ・戦略は変わらないもの。戦術は変えていくもの。
- ・民主導で実施すべき。

○戦略の内容

- ・知床のワイズユース、価値を記述。
- ・利用の計画はブロックやアクティビティ単位で行う。

○戦略のしくみ

- ・地元からのボトムアップ型のしくみをつくる。
- ・情報を共有・還元するしくみをつくる。
- ・地元優先。
- ・ルールづくり、試行、モニタリングの一連の計画をまとめ、検討会議で承認するしくみ。



写真 第1回起草部会



写真 班に分かれた検討の様子（野川自然保護官班）



写真 班に分かれた検討の様子（中村自然保護官班）



写真 出席された敷田委員と庄子委員

2) 第2回 起草部会

開催日時：

平成23年2月9日（水）場所：標津町（標津町生涯学習センターあすばる）

主な議事：

- ・知床適正利用・エコツーリズム戦略骨子（案）の作成について

主な意見：（戦略骨子素案に関して）

○骨子の構成

- ・エコツーリズム、エコツアーの解説が必要。
- ・課題よりも基本的な考え方を先に示す。
- ・共通の将来目標を示す。
- ・判断の基準となる共通の価値観が必要。（基本理念）

○骨子の基本方針

- ・両町の情報発信のバランスを同じにすることが必要。

○骨子の目標

- ・課題解決でなく、崇高な目標とする。
- ・自然を守りながら、経済が回ることが目標。
- ・将来目標は具体的に。達成状況が評価できるもの。
- ・自然保護と利用の割合の線引きが必要。

○具体的方策

- ・利用の提案／検証型
- ・ゾーニングの実施
- ・守るべきルールの設定（自己責任等）

○体制

- ・問題提起し、議論出来る場が必要。
- ・巡視体制が不足。
- ・会議だけでなく、利用者アンケートなど実施できることからやる。
- ・検討会は監視の場。

○その他意見

- ・町民がわかりやすい、シンプルなものに。
- ・担保となる法的規制が必要。
- ・グレーゾーンの問題について検証が必要。



写真 第2回起草部会



写真 第2回起草部会

2. 羅臼湖会合

(1) 羅臼湖会合の位置づけと構成

羅臼湖地域は、静寂な雰囲気の中で質の高い自然体験が出来る場として、知床国立公園において重要な地域であり、知床半島中央部地区利用適正化基本計画では「湿原植生の保全を最優先に、質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場」として位置づけられている。

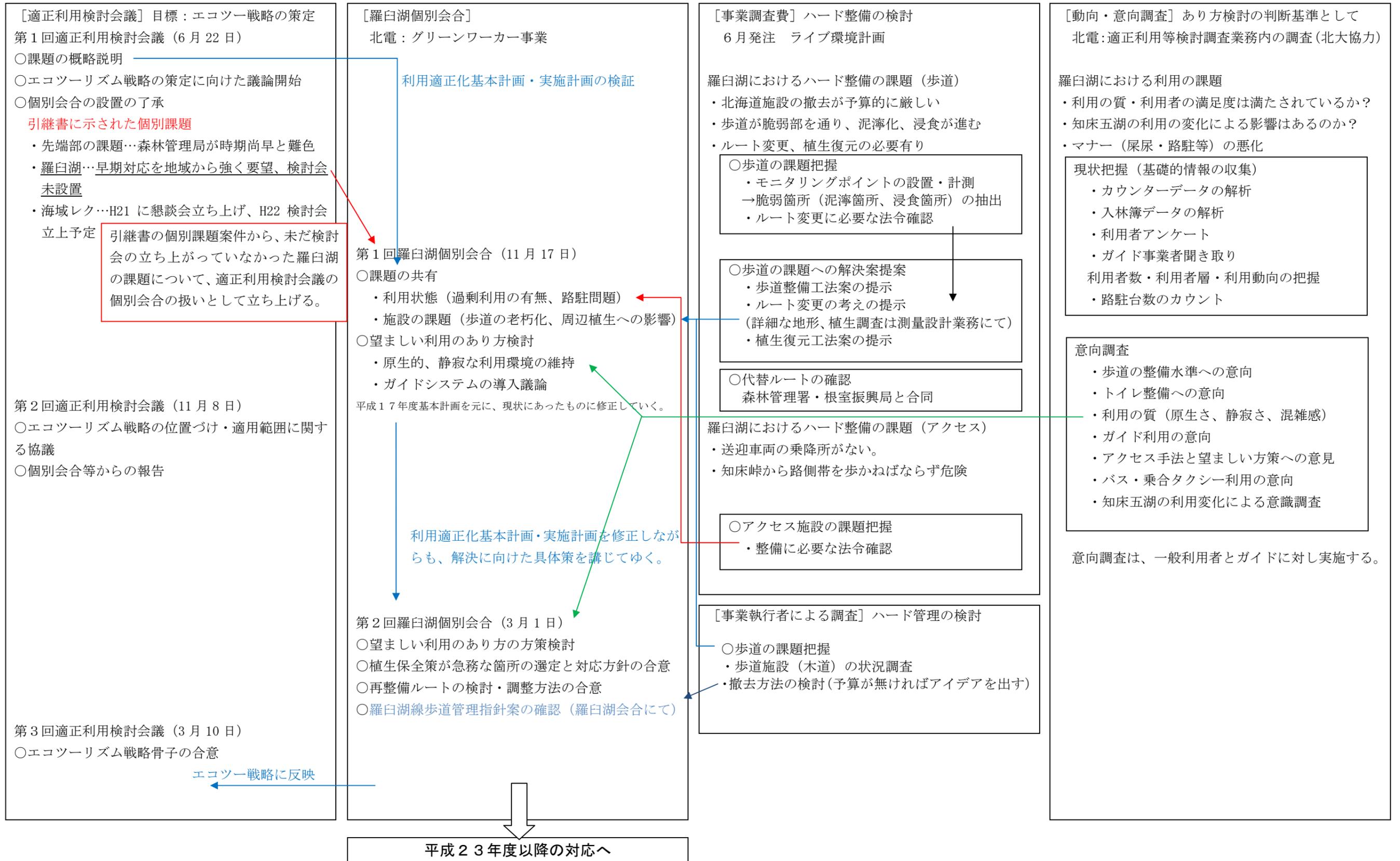
世界自然遺産登録による一時的な利用者の増加により、歩道拡幅による植生荒廃や路上駐車が発生等、自然環境や利用の質への影響が懸念される状態であったが、近年の利用者数は年間 3,000 人から 4,000 人前後に落ち着く傾向となっている

しかしながら、本地域へのアクセス方法が限られ、利用者に負担を強いていることや、歩道施設の荒廃が進んでいる等、羅臼湖の適正な利用を進めるための課題は多く、羅臼湖の適正な利用を進めるための対策が望まれる状況にある。

これらの背景を踏まえ、羅臼湖のあり方を検討する場として、羅臼湖に関する地元団体、関係機関から構成される「羅臼湖個別会合」が計 2 回開催され、羅臼湖の利用のあり方の検討が進められた。

なお、本会合は「知床世界自然遺産 適正利用・エコツーリズム検討会議」の個別会合として、羅臼湖の利用のあり方に関する課題の検討が一任されており、会合の結果は逐次、検討会議に報告される位置づけとなっている。

適正利用検討会議及び個別会議（羅臼湖）に関する整理



(2) 結果概要

会合の結果報告を下記に記す。会合の資料、議事録等については巻末に添付する。

1) 第1回 羅臼湖会合

日時：

平成22年11月17日（水）場所：羅臼町（羅臼ビジターセンター）

主な議事：

- ・本会合の目的と議論の進め方
- ・平成22年度羅臼湖関連事業について（中間報告）
- ・羅臼湖の利用のあり方について
 - 利用者層と整備水準
 - アクセス方法
 - 維持管理体制
- ・歩道周辺の湿原等保全について
- ・歩道管理指針について（北海道根室振興局）

主な協議事項：

○会合の目的、議論の進め方について

- ・「羅臼湖会合」という会合の名称を決定。
- ・斜里町側も含めて広く、会合の開催を周知することを確認。

○羅臼湖の利用のあり方について

- ・羅臼湖の価値を損ねない利用をしていくことを確認。
- ・歩道施設等は維持管理を踏まえ、最小限とすることを確認。
- ・羅臼湖利用のための施設の整備イメージに関して、事務局と地元とのイメージのギャップがあるため、次回にあらためて、イメージを提示する。

○歩道周辺の湿原等保全について

- ・ルート付け替えに関しては、ウトロ側のガイド事業者も含め、地元と協議し検討することを確認。

○歩道管理指針について

- ・現歩道の損壊が進んでいることから、新たな歩道整備までの間、安全に歩道が利用できるよう要望が出された。



写真 第1回羅臼湖会合

2) 第2回 羅臼湖会合

日時：

平成23年3月1日（火）場所：羅臼町（羅臼町公民館）

主な議事：

- ・ 羅臼湖歩道のあり方について
- ・ 今後の検討について
 - 植生保全のための歩道ルート付替の検討
- ・ 来年度の維持管理について

主な協議事項：

○羅臼湖の利用のあり方について

- ・ 羅臼湖地域の価値として、①貴重な湿原群であること、②知床の自然やその大切さを学べる利用地域であること、③静寂な雰囲気の中で利用できること、の3点であることを確認した。
- ・ 羅臼湖に関する基本原則として、①歩道利用等が羅臼湖地域の価値を損なわないようにすること、②質の高い利用を実現すること、③歩道施設の規模は最小限とすること、④羅臼湖に関する取り組みは関係者の連携協力のもと行うこと、の4点について合意した。
- ・ 歩道施設の整備水準について、軽登山程度の装備を有した利用者を想定し、植生保全の観点から必要最小限とすることとした。
- ・ 羅臼湖の利用ルールを作成し、利用者に周知を図ることとした。
- ・ 羅臼湖の散策利用の起点は、知床峠の駐車場であり、知床峠から羅臼湖歩道入口まで国道沿いに歩道を整備すべきとの意見があり、アクセスに関する目指す姿として、まず実現すること（停車帯の設置）と現時点では課題があるが将来目指すこと（国道沿い歩道）と2段階で記述することとした。
- ・ 歩道が湿原植生に影響を及ぼしている箇所については植生保全のための歩道付替を行うこととした。付替ルート検討にあたっての基本的な考え方（①貴重な植生に影響を及ぼさないルートにする、②羅臼湖地域の魅力を伝えられるルートにする、③木道等が少なくすむルートにする、④関係者の十分な協議により検討を進める）や検討手順について合意した。

○今後の検討について

- ・ 次年度は開催頻度を挙げ、以下の検討を進めることを合意。なお会議参加者以外にも周知を図るため、必要に応じて住民説明会を実施する。

歩道の付け替えルートの検討（現地確認）

歩道等の維持管理体制の構築

羅臼湖の利用のあり方の作成

歩道入口整備等に関する調整



写真 第2回羅臼湖会合

IV. 適正利用・エコツーリズム検討会議との連携

第2回知床エコツーリズム戦略起草部会の結果を踏まえ、「知床エコツーリズム戦略骨子案」の作成補助を行った。

作成資料は第2回起草部会資料に添付する。

卷末資料編

1. 第1回起草部会資料・議事録

平成22年度 適正利用・エコツアーリズム検討会議
第1回エコツアーリズム戦略起草部会

平成22年12月17日（金）
10時00分～12時00分
斜里町産業会館 大ホール

会 次 第

開会

あいさつ

議事

1. 第2回利用適正・エコツアーリズム検討会議の合意事項について
2. エコツアーリズム戦略骨子（案）について
3. その他

閉会

（配付資料）

- 資料1 : エコツアーリズム戦略と個別計画の体系（各計画の役割分担と連携）
資料2 : エコツアーリズム戦略骨子と既存計画との関係
資料3 : エコツアーリズム戦略に求められる事項

平成22年度 適正利用・エコツアーリズム検討会議
 第1回エコツアーリズム戦略起草部会 座席表 (敬省略)

〔 日 時：平成22年12月17日 (金) 10時00分～12時00分
 場 所：斜里町産業会館 大ホール 〕

出入口

出入口

報道・傍聴席(椅子)

知床財団
 山中

羅臼観光船 長谷川	知床財団 寺山	知床財団 田澤	ガイド協議会 山本
斜里町 河井			遺産協議会 金澤
羅臼町 長岡			羅臼観光協会 三浦

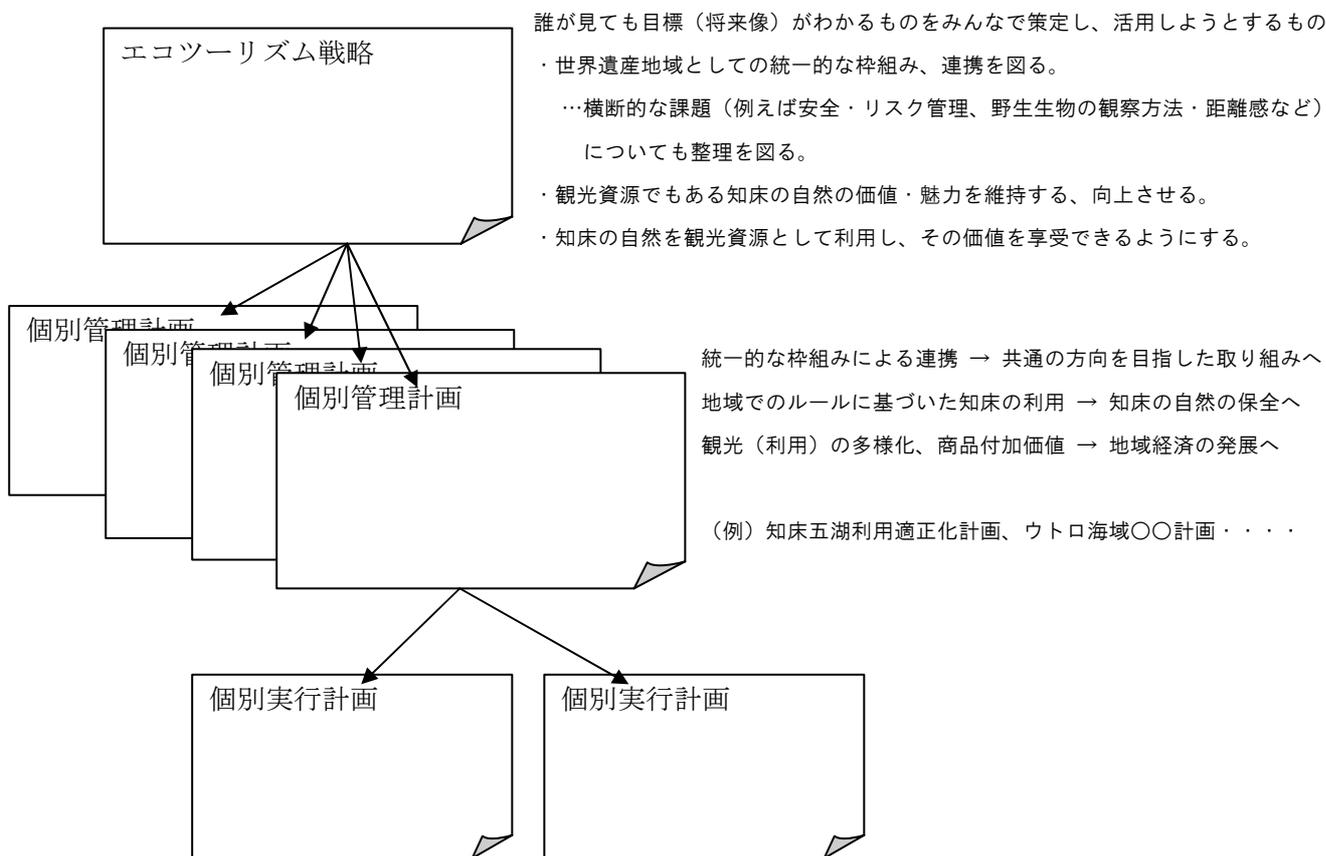
自然保護協会 綾野	知床財団 新藤	斜里山岳会 遠山	遊漁釣り部会 石見	自然公園財団 杉野
羅臼漁協 竹田				斜里町 岡田
遺産協議会 本間				羅臼町 遠嶋

北海道 樋口	環境省 中川	環境省 中村	環境省 伊藤	環境省 荒畑	環境省 則久	環境省 野川	敷田 委員	庄子 委員	森林管 理局 中鍵	網走 南部署 栗谷川	根釧 東部署 上野	森林 センター 金澤	森林 センター 岩本	根室振 興局 田中
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	-----------------

ステージ

エコツーリズム戦略と個別計画の体系（各計画の役割分担と連携）

- エコツーリズム戦略は、知床世界自然遺産地域及び周辺部の陸域と海域を訪れるすべての利用者を対象にした適正利用とエコツーリズムの基本計画とする。
- この中では、遺産地域の自然価値の保護・向上、観光客の自然に基づく良質な体験の促進、地域経済の発展を基本とする。
- ①エコツーリズム戦略－②個別（地区別／テーマ別）管理計画－③実行計画の3層構造とし、エコツーリズム戦略は、知床の適正利用・エコツーリズムに関する基本思想的な位置づけ。
- エコツーリズム戦略に規定することは全体の方針と合意形成の方法。個別地区の取扱、テーマ、等についてはエコツーリズム戦略には盛り込まず、戦略策定後に、同戦略に基づいて、適正利用・エコツーリズム検討会議において（もしくは個別会合において）検討を進めていく。
また、ゾーニング（例えば海岸部、河川部など）については、①全体の中の表現で書き込む。②戦略の骨子の項目として書き込む。等が考えられ、起草部会で検討する。
（なお、ゾーニングについて、世界遺産管理計画、利用適正化計画、エゾシカ管理計画、ヒグマ管理方針（案）等の各種計画でそれぞれに異なる。全体的な整合性については、科学委員会で検討されているシナリオの議論にもよるが、世界遺産全体で各計画のゾーニングに齟齬が生じないように科学委員会、地域連絡会議で調整を行う）
- 地域との協働による策定を基本とする。つまり、行政が策定した案について、地域の意見を聴くという進め方ではなく、案そのものについて地域からのボトムアップの提案により作成していく（たたき台を事務局で用意することは必要だが、その文言にはこだわらない。）。
- 行政の制度上、対応ができない課題もあるが、多くの場合において、それらは個別計画段階での検討事項であるため、その検討段階で検討を行うものとし、全体の考え方を示すエコツーリズム戦略の段階では、全体の目標等について共通認識を得ることを優先する。



エコツーリズム戦略骨子(案)	知床エコツーリズム推進計画 平成17年6月 知床エコツーリズム推進協議会	知床半島中央部地区利用適正化基本計画 平成17年9月 釧路自然環境事務所	知床半島先端部地区利用適正化基本計画 平成16年12月 釧路自然環境事務所	〇〇〇
1. 戦略の背景・目的	<p>【1】計画の理念 「自然環境」・「観光」・「地域」が繋がりを もって「しれとこ」の価値を高め、誇りあるふる さとを創造していく。 この取り組みが「知床型エコツーリズム」</p>	<p>※基本的な思想は基本構想に整理されている。 知床国立公園適正利用基本構想(平成13年度) 基本思想:知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根拠とした「ヒグマの棲家におじゃまする」を基本思想とする。それを踏まえ、「知床ならではの原始性の高い自然会館と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系の保全」を前提として、「一定のルールの下での質の高い原生自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る」こととする。</p>	<p>1 作成の目的 「知床半島先端部地区」において、本地区の原始性の高い自然景観と多様な生態系を適正に保全するため、利用の適正化のための「あるべき姿(基本方針及び利用形態別取り扱い方針)」、「守るべきルール(利用の調整及び利用の心得)」、「管理運営」等を定めることにより、立入利用者が風致景観と生態系の持続的な保全に支障を及ぼすことのないようにすることを目的とする。</p>	
2. 課題事項 ●課題事項はすでに既往計画でほぼ抽出されている。 ●目標の共有化、具体的な体制づくりが必要である。 ●適正なエコツーリズムを継続するためのモニタリング体制が必要である。	<p>【2】現状と課題 1 自然環境への配慮と保全 ・野生動物への餌付け、植物への踏圧など自然環境への配慮が不十分 2 利用の現状 ・マストツーリズムによる通過型観光が主流 3 魅力あるエコツーリズム ・魅力ある資源が十分に活用されていない 4 エコツアーガイドの育成 ・ガイドの質の向上と安定化 5 利用者にとりを提供する空間づくり ・滞在を促す景観・街・雰囲気づくり 6 来訪者への情報提供 ・情報発信の不足 7 安全対策への取り組み ・安全基準がない、安全対策の指導の必要性、保険制度が不十分 8 エコツーリズム推進体制 ・エコツーリズムを総合的にコーディネートする組織や体制の整備</p>	<p>2 背景(2) 現状の課題 ・一部利用拠点において過剰利用・集中利用による自然環境への悪影響が顕在化 ・利用ニーズや自然体験の多様化への対応 ・ヒグマとの軋轢等利用者の安全対策上の課題 ・野生動物への餌やりや河口部でのサケ・マス釣り等、利用者のルール・マナー不足の各種弊害 ・登山利用による尿処理、浸食防止対策 ・外来植物の侵入対策 ・冬期間の雪上利用対策 ・車道沿道の景観保全対策</p>	<p>2 背景(2) 現状の課題 ・「申し合わせ」以降、様々な対策実施にもかかわらず、遊漁船等の動力船による一般観光客の上陸利用は後をたたく、たき火跡や踏み分け道による植生の後退などの影響が生じている。また鳥類等の繁殖地への影響や外来植物の侵入・拡大の要因の一つとして懸念される。 ・ニーズの高まる野性的な自然体験へのルール未整備による自然環境への影響 ・利用者への指導・情報提供の不足 ・急激な利用増への対策がない ・レクリエーション利用と、海鳥/海棲哺乳類の生育・繁殖、漁業活動などとの共存のための、海域の利用についてのルールの確立</p>	
3. 目指すべき将来像 ●利用者、管理者、地域関係者、地域住民 誰もがわかる明快な目標	<p>【3】計画の目標 1 ガイドラインの作成(平成18年目途) 2 推進実施計画の作成(平成18年目途) 3 認証制度の確立 4 マストツーリズムへのエコツーリズム要素の取り込み 5 少人数滞在型エコツーリズムの拡充 6 利用集中による悪影響の緩和 7 エコツアーの開発 8 ガイドの育成 9 地域産業、地域住民との連携 10 海外観光客の誘致 11 情報発信システムの確立 12 モニタリング、評価、フィードバック体制の確立</p>	<p>4 基本方針 ① 自然の適正な利用 ・利用ルールづくり ・利用の分散 ② 自動車利用 ・マイカー規制の充実 ・利用ルールづくり ③ 登山トレッキング ・利用ルールづくり ④ 冬期のレクリエーション利用 ・利用ルールづくり ⑤ 施設整備、維持・補修 ⑥ 地域・関係団体との連携</p>	<p>4 基本方針 ① 動力船による上陸利用は認めないという規制を徹底・強化する。 ② 人力の陸域の立入利用は「利用ルール」を設ける。 ③ 海域の利用については、「利用ルール」を設ける。 ④ 利用の安全性に関しては、「自己責任」意識の普及啓発に努める。 ⑤ 巡視などの指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャーの充実を図る。 ⑥ 「利用ルール」指導・普及のための地域や地域内外の関係者、行政機関との連携を強化。ネットワークの構築。</p>	
4. 達成のための方針、手段、手法 ●目標と現状との比較、取り組むべき事項、方法の整理	<p>【5】計画推進にむけて 1 魅力的かつ環境への負荷に配慮したプログラムの開発と展開 ・地域の特徴を活かし、差別化されたプログラムの開発・展開 ・エコツーリズムを推進・推奨する制度の検討 ・人材の育成と定着化 ・滞在型エコツーリズムへの展望 ・地域の産業・文化と連携したエコツーリズムへの展望 2 各種ガイドラインの検討 ・地域別ガイドライン ・アクティビティ別ガイドライン ・エコツアー事業者のガイドライン ・エコツアーガイドのガイドライン ・安心して参加できるエコツアーガイドライン ・宿泊施設・飲食店・みやげ物店におけるガイドライン ・交通機関におけるガイドライン 3 景観保護の必要性 4 モニタリング調査 5 情報発信の充実化 6 海外エコツーリストの誘致に関する取り組み 7 知床及びその周辺地域の広域的連携に向けて 8 自然環境保全への還元への検討</p>	<p>5 エリア区分及び各地域・エリア別取り扱い方針 利用の現況と地理的なまとまりから、4 地域に分けられ、さらにエリア区分がなされ、「自然体験タイプ」の現状評価と、理想的な「自然体験タイプ」が示され、取り組みの方針が示されている。 第I 地域(知床連山地域) ・ 5つのエリア区分 第II 地域(ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域) ・ 15のエリア区分 第III 地域(知西別岳及びその周辺地域) ・ 2つのエリア区分 第IV 地域(ルサ〜相泊間の道路沿線地域) ・ 3つのエリア区分 6 利用のコントロール ・ 必要な地域において、関係機関・団体と十分な調整の上、検討。 7 利用の心得 ・ 利用者が遵守すべき「利用の心得」を定め、普及指導を図る。 8 施設整備 ・ 情報提供、管理運営に関する施設整備</p>	<p>6 利用形態別取り扱い方針 以下7つの利用形態別に方針が示されている。 (1) 海岸トレッキング利用 (2) 沿岸カヤッキング利用 (3) 山岳部登山利用 (4) 河口部のサケ・マス釣り利用 (5) 動力船による海域利用 (6) 動力船による上陸利用 (7) その他の利用 7 利用の調整 今後関係機関や団体と十分調整を図りながら検討を進める。 (1) 海岸トレッキング利用、沿岸カヤッキング利用、及び山岳部登山利用 (2) 河口部サケ・マス釣り利用 8 利用の心得 ・ 立ち入る様々な利用者が遵守すべき「利用の心得」を定め、普及指導を図る。 9 施設整備 ・ 情報提供、管理運営に関する施設整備</p>	
5. 計画の実施に係る事項 ●実施体制イメージ ●モニタリング(計画実施状況の把握、評価、対策の実施)の実施方法・体制イメージ	<p>知床エコツーリズム推進協議会 中心的に事業を担う機関 ○知床斜里町観光協会・知床羅臼町観光協会 ○知床ガイド協議会 ○(財)知床財団</p>	<p>9 管理運営 (1) 巡視・指導体制 ・ 巡視指導の要員の育成・配置 (2) 広報・周知 ・ パンフレット、ホームページによる広報 ・ 事前に情報を得られる施設整備、体制充実 (3) 参画・協力体制 ・ 利用者や市民団体の参画・協力を得る 10 計画の充実補完 ・ 計画実施状況のモニタリング ・ 「利用のコントロール」実施、「利用の心得」を定める ・ 公園管理計画への反映、必要に応じた法令による制度の整備</p>	<p>10 管理運営 (1) 巡視・指導体制 ・ 巡視指導の要員の育成・配置 (2) 広報・周知 ・ パンフレット、ホームページによる広報 ・ 事前に情報を得られる施設整備、体制充実 (3) 参画・協力体制 ・ 利用者や市民団体の参画・協力を得る 11 計画の充実補完 ・ 計画実施状況のモニタリング ・ 「利用の調整」実施、「利用の心得」を定める ・ 公園管理計画への反映、必要に応じた法令による制度の整備</p>	
6. 計画推進体制 ●本計画を具体化するための今後の体制、スケジュール	<p>知床エコツーリズム推進協議会 中心的に事業を担う機関 ○知床斜里町観光協会・知床羅臼町観光協会 ○知床ガイド協議会 ○(財)知床財団</p>	<p>関係省庁+地域関係者による推進 具体的な記載はなし</p>	<p>関係省庁+地域関係者による推進 具体的な記載はなし</p>	
〇〇〇〇				

エコツーリズム戦略		知床エコツーリズム推進計画 平成17年6月 知床エコツーリズム推進協議会	知床半島中央部地区利用適正化基本計画 平成17年9月 釧路自然環境事務所	知床半島先端部地区利用適正化基本計画 平成16年12月 釧路自然環境事務所	〇〇〇〇
<p>●内容 知床型エコツーリズム推進のため、世界遺産地域を管理し、享受し、活用する様々な立場の者にとっての共通の将来目標と、それに至るための方法を定めたもの。</p>	<p>既往計画の概要</p>	<p>●内容 知床型のエコツーリズム推進のための基礎となる施策の実施、仕組みの整備をすすめるための計画</p> <p>●計画実現のための手法 ・ガイドラインの策定 ・推進実施計画の策定</p>	<p>●内容 中央部地区の各利用エリア別の利用、及び公園管理の方針を定めた計画</p> <p>●計画実現のための手法 「利用の心得」の策定、普及、「利用のコントロール」「施設整備」、「方針に沿った各機関、地元団体の取り組み」を具体的な手法とする。</p>	<p>●内容 先端部地区の各利用形態別の利用、及び公園管理の方針を定めた計画</p> <p>●計画実現のための手法 「利用の心得」の策定、普及、「利用のコントロール」「施設整備」、「方針に沿った各機関、地元団体の取り組み」を具体的な手法とする。</p>	
<p>●3つの基本的視点 ・自然環境の価値の保護・向上 ・良質な自然体験 ・地域経済の振興</p>	<p>取り組みの状況</p>	<p>・知床エコツーリズムガイドライン策定済 ・推進実施計画策定済 ・両町観光協会、知床ガイド協会、知床財団が中心となりながら知床エコツーリズム推進協議会にて、下記事項を重点的に継続的に取り組み中 ○ガイドラインの運用 ○自然ガイドのスキルアップ ○地域発信型ツアーの発信</p>	<p>・「中央部地区利用の心得」策定済 ・知床五湖地区で利用のコントロールの実施決定 ・施設整備済（羅臼VC、ルサFH、遺産センター、五湖FH（計画中）</p>	<p>・「先端部地区利用の心得」策定済 ・施設整備済（羅臼VC、ルサFH、遺産センター）</p>	
<p>●骨子 1. 戦略の背景・目標 2. 課題事項 3. 目指すべき将来像 4. 達成のための方針、手段、手法 5. 計画の実施に係る事項 6. 計画推進体制 7. …</p>	<p>課題事項</p>	<p>○実現体制の検討 ・組織が構築途中であり、取り組み可能な事項から、段階的に取り組みを行っている状況である。 ・課題の範囲は広く、より迅速な計画実現のためには体制の検討が必要である。</p> <p>○目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、取り組み状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p>	<p>○迅速な対応が必要なエリアの存在 ・カムイワッカ、知床連山等迅速な取り組みが必要なエリアが存在し、具体的な検討体制の構築が必要である。</p> <p>○実現体制の検討 ・各個別の利用方針に対しての具体的な取り組み方法の検討が必要である。</p> <p>○保全・利用目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、保全・利用状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p> <p>○実施状況のモニタリング体制の検討 ・目標が達成されているか、利用が適正であるかを把握（モニタリング体制）し、必要な対応を講じる（フィードバック体制）の検討が必要である。</p>	<p>○心得の普及・啓発 ・施設整備、広報充実を実施しているが、十分に心得が浸透・遵守されていない。</p> <p>○保全・利用目標の具体化、明瞭化 ・目標の具体化、明瞭化により、保全・利用状況の評価、取り組み方法の見直しが可能となる。</p> <p>○利用調整の検討 ・具体的な利用調整の方法は検討されていない。</p> <p>○実施状況のモニタリング体制の検討 ・目標が達成されているか、利用が適正であるかを把握（モニタリング体制）し、必要な対応を講じる（フィードバック体制）の検討が必要である。</p>	

平成22年度 適正利用・エコツーリズム検討会議

第1回エコツーリズム戦略起草部会 議事概要

平成22年12月17日（金）10:00～12:00

斜里町産業会館 大ホール

1. 開会（司会：ウトロ自然保護官事務所 野川上席自然保護官）

2. あいさつ 環境省釧路自然環境事務所 荒畑企画官

3. 議事

（1）本日の会議進行とエコツーリズム戦略の策定方法

資料1：エコツーリズム戦略と個別計画の体系（各計画の役割分担と連携）

環境省野川上席自然保護官より、本日の会議進行及びエコツーリズム戦略の作成方法について、資料1により説明。

○戦略の内容

- ・戦略の目的（遺産地域及び周辺部の陸域・海域を訪れる全ての利用者を対象とした適正利用とエコツーリズムの基本計画）
- ・遺産地域の自然価値の保護・向上、観光客の自然に基づく良質な体験の促進、地域経済の発展を基本とする。
- ・戦略の構造（①エコツーリズム戦略②個別管理計画③実行計画の3層構造）
- ・エコツーリズムに規定することは全体の方針と合意形成の方法。
- ・地域からのボトムアップで作成する。

○今日の進め方

- ・今日の目標は、エコツーリズム戦略の項目立ての検討。2班に分かれたワークショップ形式で、項目の洗い出しとキーワードの抽出を行っていく。
- ・相反する意見が出て今回も構わない。
- ・次回（第2回目）は、有志により今回の意見を整理していく作業をする。
- ・整理後は、第3回目として今回と同様な会議形式で、原案を作成していく。
- ・起草部会の原案は、全体の検討会上げ、より広い方々から意見を伺う。
- ・本日の資料2、3は、あくまで事務局案であり参考資料として扱う。

（2）戦略の名称変更提案

環境省伊藤課長補佐より戦略の名称変更について提案。

○名称変更についての説明

- ・前回の検討会議において、戦略はエコツーリズム利用者のみでなく、遺産地域に立入る全ての人を対象としたため、エコツーリズムに加え、適正利用という観点も必要。
- ・「エコツーリズム戦略」→「知床適正利用・エコツーリズム戦略」としたい。

（参加者）名称変更は構わない。戦略を検討するにあたって、具体的な目標が必要では。今までの検討会議と変わりなく、開催する意味がない。

（事務局）具体性をつけ、実現できるものを作っていく必要がある。行政に要望しても意見が通らない場合があると思うが、戦略において、地域の合意形成方法等のルールを作り、地域が行政に物を言えるようにしていきたい。

（参加者）例えばシカの問題であれば、保護するのか、殺すのか、どういう基準で対策をするか決める必要がある。問題が起きてからではだめで、問題が起こる

前にどうするかというのが戦略である。利用についても、単なる観光者からガイドによる利用まで様々有り、それを一色単にした利用なのか、それとも自然を大事にする管理を主体としていくのか、そこも曖昧である中で、どうやって検討するのか。

(事務局) この戦略で即効性のある対策は出てこないと思うが、対策を円滑に進めるための手助けとなるものを作りたい。ここで話すことが無為なものとは考えていない。

名称については特に意見が無いようであるので、変更したい。

以下ワークショップにより進行

① ウトロ自然保護官事務所 中村自然保護官 司会 班

メンバー：中村（司会）、庄子委員、他16名

(司会) 戦略を建てるためのアイデア出しをしたい。戦略は10年ぐらいのスパンを見通しとした計画として考えている。行政が提示する方法もあるが、地域の中で検討し決めていくことで、生きた戦略としていきたい。

(各自自己紹介)

(司会) 戦略としては、基本的な理念として、遺産地域の価値の保護・向上、良質な自然体験の提供、地域の経済振興があり、これを念頭に検討を進めていきたい。

(参加者A) 評価軸とあるが、森、山を守る意識が第一だと思う。その次に動物、人間という順序を確立した中で、利用を決めていく方が一般の利用者にもわかりやすい。

(司会) どこを重要視するか、方向性を決めていくことが重要という意見だと思う。

(参加者B) 自然価値とは何かをまず決めていくということだろう。

(参加者A) どう利用するかということで、もめ事が始まる。動物に関しては、自然よりも愛護が先になっている。動物の管理は、人間が介在した場合、お金が稼げるとなると密猟者がでるなどの問題が生じる。そういったことを考えれば自ずと戦略で決めるべき事がわかる。いろいろな意見を出した場合、どうやってまとめていくのか。実践的なものにならないのでは。

(司会) 骨子で言えば、背景目的の部分で、今の指摘のような重要性を記述していければ、わかりやすいものになるか。

(参加者A) 骨子だけで、以前の計画のおさらいはいらぬ。資料を見ていくとわかりにくくなる。

(司会) 今日配布している資料は使わなくて構わない。検討の為の材料として使って欲しい。

(参加者C) 今日決めることは骨子であり、今の指摘は資料でいえば3. 将来像という項目を残していこうという捉え方となる。骨子の他の項目がない

かを検討するという事で、この場で課題を解決するのではないということによいか。

(司会) それでよい。

(参加者 A) どう決めるかということが重要。10年後はどうなるかわからず、10年もかけて検討するのではなく、今起きていることを骨子として検討していけばよい。

(司会) 先程の10年というのは、10年先まで見越してというイメージである。

(参加者 A) 10年先というのは森が豊かで、動物もそこそこ生きられ、利用する人間の経済活動も少し豊かになるという姿以外には無いのでは。そこに行くにはどうしたらよいかということを検討しなければならない。人間は少し我慢をして、動物も多少は殺されても仕方ない。今までの例を見ると、保護地域外では動物は殺されている。動物の命は同じであり、増えすぎる前に処理しても良いのでは。魚の捕獲も同じで、そのようなことは皆で話し合うのではなく、専門家が判断し、我々は部外者として外から判断すればよい。

(参加者 D) いま片付けなければならないことが沢山あるという今の指摘も重要。5年、10年先を見越して、例えば知床岬であれば、こんな漁業が行われ、観光客はこんな姿で歩いていく、番屋はこんな形である、そのような近い未来の夢のような話は皆大きくぶれないのではないか。夢物語ではなく、10年後には必ず目指す姿を皆さんで共有したい。そうすれば細かい違いは調整方法の知恵を出せばよい。その姿の中で、すぐにスタートすべきものは取り組んでいければよい。

(参加者 A) シカに関しても、今まで捕獲できなかったところでも捕獲できるように変わってきた。それはどうしようも無くなってからのことであり、被害が多すぎ、費用もかかる。先を読み、手だてを考えるべき。

(参加者 B) 知床をどうするかという戦略は、複数のシナリオがあって、それを地域の皆さんで決めていくことが必要であると科学委員会において指摘されている。科学委員会でシナリオを予測しながら、地域の皆さんが議論し選んでいくことが、いずれ必要になってくる。この会議では、利用やツーリズムに関して、知床の将来を見た中で、共通目標を持ち、それを目指したアプローチを考えていく。今までの計画はあるが、戦略は紙に書くだけでなく、いかに実現するかということである。利害を超えて、共有する目標を先につくり、それに向かってどうアプローチするかということが戦略で決まり、方向性が決まった個別の計画は動いていくというスタイルになる。

(参加者 A) それはよいが、現実的にはどろどろしたものがあり、理想だけでは解決できない。釣り部会でも、瀬渡しにしてもお客相手であり、なかなか難しい。法律的なものがないと、いいものをつくっても現実的ではなくなる。例えば相泊で民間人が不法になにかしようとしていたところを注意したら、注意の言葉が荒くて袋だたきあったという事例もある。地域というのはそのようなものである。法的な善悪から始まらないと守ら

れていかない。

(庄子) 皆さんが思っている課題を共有して、方向性を作るのは次回であり、今あることを出していただければよい。

(参加者A) 地元の一般の人の何割かは自然にほとんど興味はない。一部の観光事業者の利用方法が問題であり、そういうものを取り除くことが必要。一般の人と現場のイメージは違う。一般の人の方が理想を追いやすい。理想だけで進んではだめである。

(参加者E) 今までは大雪でシカが自然淘汰されたが、温暖化になり、また法面の芝の栄養が多すぎて、繁殖能力が高くなっている。一番困るのは立木が冬の間に食べられてしまうこと。森が無くなり、高山植物がなくなり、他の植物侵入を招く。シカを駆除とってきたが、何も対策をせず、増えすぎたという現状がある。それをどうにかしないと、自然へのダメージが大きくなる。天敵のクマが食べても、数は知れており、最低限のお金をかけて駆除できる方法を考える必要がある。駆除してもあちこちから集まる可能性があるので、やるのであれば全道一斉でやる必要がある。知床は遺産であり、早めに駆除をして、経費も地形的にかかるため増えすぎないようにするにはどうしたらよいか考える必要がある。ゼロになっても、よそから入ってくるだろう。高山植物は一回途絶えるとどうか。駆除に加え、食材など、付加価値の利用の検討が必要。飼育をした場合、食材として使えるか、毛皮として使えるかという広い視野で見る必要がある。駆除と利用の両立が必要。

(参加者D) 今は皆さんの思っている課題を挙げるということでよいか。それならば、エコツーリズム戦略という切り口で順番に述べてもらってはどうか。

ただしそれだと時間がかかりかかり、整理も大変だと思うので、大きな地域の枠の中で、それぞれの立場でどういう状態が望ましいかイメージを述べてもらえばよいのでは。

(参加者C) 骨子を決めるのであれば、今までの話は課題の具体的な内容である。骨子の検討は今はやっていない。であれば、それはやめて、具体的な課題事項に入っていけばよい。課題についてキーワード的に挙げるだけで、細かい話をする時間ではないのではないか。

(司会) まさにキーワード出しとして課題を挙げてもらえればと思う。

(参加者F) 何回か会議に出ているが、わからないことが多い。いろいろな規制をやっているが、法的な規制が現場では重要。それがあれば、ここで決めずとも現場で上手く回っていく。それを決めることが大きな目標では。

(司会) 海の観点では何かないか。

(参加者F) あまり海の話はでてきておらず、今はイメージが湧かない。

(参加者C) この骨子で足りないもの、いらぬものはないかと聞いていけば良いのでは。まず骨子はこれでよいかと検討し、次に課題に行ったら良い。課題だけで話が終わってしまう。

- (司会) 課題も骨子に入るものであり、いろいろな意見はここに入ってくるのではないかと考えている。
- (庄子) 皆さんの意見で漏れがあると、検討が戻ってしまうこともあり、いろいろな意見をいただければと思う。
- (参加者C) 一つだけ挙げるとすれば、規制のやり過ぎがある。10年間石が落ちていないのに、明日落ちるかもしれないから利用者の安全のために道路を通行止めにするというようなやり過ぎの安全性というのがある。
- (参加者G) 羅臼ビジターセンターであれば、なぜ通れないのかカウンターで説明ができない。デリケートな話で言えば、岬の先端部で原則たき火は禁止と聞いたが、原則とはどこまでを指すかと言われた場合、非常に説明しづらい。そういうことが多すぎる。法律にはあるが罰則規定がないというものもある。法の整備に関わっていないものからすれば、何をどこまで説明していいのかということがある。それらがクリアになった上で、利活用するという形で進みたい。
- (参加者A) たき火の問題は適正利用の時にも話題になり、だめとしないとした。そこで曖昧にしたため、こういうことが起きている。きちんと公文書化していくという時代になったのでは。
- (参加者E) 何もがんじがらめにするのではなく、だめとやったことをやらなければよい。やろうとするから反対の意見が出るのであり、それが決まっていれば何も面倒なことはない。
- (参加者G) いろいろなルールがある中で、知床ではこういうアウトドアのやり方が格好いいというブランドができ、それが先端部、海域、羅臼湖でいろいろな場所での楽しみ方ができると良い。また地域の人が、だめなことは格好悪いと言えるような地域づくりをしたい。シカについては、野生生物の管理の話で、これと少しずれるところがある。頭数管理の検討は別で検討することと思うが、シカを目当てに来る人に対して地元がどう対応するかということはこちらの話題になる。シカを見たい人、ヒグマを見たい人に対して、地元がルールなりマナーなりをシンプルに説明できるような体制の整備と地域づくりを10年後くらいに目指したいと考えている。10年では地域住民皆が旅行者、住民間で意見が言い合えるというのは無理かと思うが、その第一段階となればよい。
- (参加者B) エコツーリズム戦略は、一方でブランド戦略とも言える。知床ブランドを傷つけないような利用のあり方はどういうものかを考える必要がある。知床と屋久島はエコツーリズムが確立されているという、すごいイメージを持たれている。知床ブランドを高めていくということは資源価値を高め、利用者の自然観念の満足度を高めていくこと、そういう視点でつくっていくとおもしろい。そうすると沢山来て儲かればよいというのはエコツーリズムではなく、知床を日本、アジアの人たちも引き寄せるにはどういったブランドとしていけばよいか。何となく羅臼は一つのブランドとなっている気がする。
- (参加者A) それにはガイドが重要。ガイドも山岳ガイド、バスガイド等いろ

いろいろある。例えばシーカヤックの新谷さんはその技術、人格でお客さんがいる。利用者は新谷さんのルールで利用する。ガイドの理想、人格が好きなどところにお客さんが行くということで自然を守ることになる。ガイドも自分を磨かなければ、お客さんが来なくなる。ガイドとひとくくりにしないできちんと分けて考えるべき。

(参加者H) 山岳会として一番の課題は、連山の道道の件。世界自然遺産知床になって、調査団に歩いてもらったコースが歩けないというのはどういうことか。一般の人に理解されない。道路管理者の言い分だけきくのであれば、会議する必要はない。

(司会) 以前通っていたところを急に行政的な考えで通行止めになっているということ、また明確な根拠がないということと、行政間の連携がとれていないということか。

(参加者H) いかにしたら、通行できるかということを考えてもらいたい。

(参加者B) 10年先には通れるようにしようということ合意して、それを達成するためにはどういうアプローチでやっていくかということだと思う。

(参加者H) 当初は工事が終われば、従来通り通れるようになると理解していた。

(司会) ここで決めたブランド価値を高めていくための形を、皆で目指していけるようにすることが大事である。

(参加者A) 山岳会が通してくれといったら、責任を取ってくれば通しますというような体制をとればよい。

(参加者D) カムイワッカ湯の滝も全く同じ状態。昔から落石はあり、落ちるのは当たり前である。確かに銭湯のような状態はとんでもないと思うが、それだけ密にいれば、落石事故の危険も高い。昔のように知る人ぞ知る場所であれば、体験した人がその魅力を伝え、知床ファンを増やしていくことにもなる。それを行政の論理で通行止めにし、さらに一の滝までは良いというのは逆に、がっかり観光地としてマイナスイメージを広めるだけである。

(参加者A) ウトロの観光協会の交渉方法に問題があった。放っておけばうるさくは言われなかった。

(参加者D) 数年前のように芋の子を洗うような状態はやめるべきだが、本当に行きたい人が自己責任で行けるようにする仕組みが必要。

(司会) 自己責任で入れていけるようにということと、カムイワッカの秘境感が重要ということだろう。

(参加者A) 環境省の認定したガイドを連れて行くときは認めればよい。何年もしないと取れないような難しいガイド資格として、その人についてはフリーパスのようにすれば、立入者は限られてくる。誰でも入れてしまうから問題であり、観光協会のやり方がまずかった。きちんと制御できなかった行政もまずかった。それを踏まえて戦略を考えるべき。

(参加者E) ウトロだけでなく羅臼も同じで、行けるところ行けないところを、

- 地元が決めずに行政でやるから行けないところが増えてくる。
- (参加者A) 動力船で言えば、入ってはだめとっていて、一方で調査ならよいという。入ってはだめなのではなく、差別しているだけ。そういうことだといくらいいものを作ってもだめ。
- (参加者C) 全部だめならよい。ルシヤに沢山車が入っていて、あれは何かと聞かれる。例外だらけでは説明ができない。
- (参加者A) 穴はいくらでもあり、ルールをつくってもだめ。
- (参加者I) 観光船にお客さんを乗せる中で、何かと聞かれ、やはり説明に困る。漁師さんの番屋の人ではないかと答えるが、数が多すぎる。極論を言えば、ルシヤに一日何人か人数を制限して上げられるようになれば、そういう問題も多少は解消される。
- (参加者B) ブランドを守るという目で見えていくと、ルシヤにクマを見に来た人が後ろに車があると興ざめということに関して、船の時間が決まっていれば、立入の時間をずらすということも考えられる。
- (参加者I) 近くに漁師が住んでいるため、車があってもおかしくはない。
- (司会) ルシヤを利用したらよいというのと、使わないようにという考え方の両方がでた。
- (参加者C) むしろルシヤは利用した方がよいと考えている。
- (参加者A) 誰でも山に入れてしまうのではなく、レンジャー、又はガイド等の引率にし、そのためのお金をつけていくということが必要。ただ財団のように一局にお金を集めてしまうと、組織が大きくなり、うまく回らなくなってしまう。
- (司会) 幅広い人たちに監視の目を持ってもらうということか。
- (参加者A) 財団はほとんどのことに関わり合っている。ヒグマが出た際に、財団に連絡が入ってしまうことがあり、本来は役場に連絡するべき。その辺も通達が行き渡っていない課題がある。
- (司会) ルシヤでなく、海域の利用の観点からはないか。
- (参加者I) ここで話されている方は保護する気持ちがあり、利用と両立しなければいけないという立場だと思う。自然を息子まで残したいという考えや、お客さんが来てくれなければ食べていけないということがあり、両方を伸ばしていきたいと考えている。ホテルでもお客を増やすためにいろいろと努力をしている。皆が努力をしていかなければならない。五湖の後に船に乗るなどの推奨コースをつくったり、夢話になるが、船を使ってルシヤに上れるようにするとか、そういう利用の仕方では小型観光船という窓口を活用してもらいたい。窓口になり、漁師の姿を見てもらったり、地元の関係ない人にガイドしてもらったりして、地元との温度差を縮めていきたい。
- (司会) 次世代に繋げられる環境をつくる必要があるということだと思う。
- (参加者I) そのために何をしていくかは地元で整理できていないので、こういう場所である程度つくり、困ったときに使えるものを作ってもらえると良い。ただあまりに決め事が多すぎると、お客さんが大変になる。気

- に入ったお客さんが、次の人を連れてきてくれるようなことが必要。
- (司会) エコツーリズムの細かい枠だけでなく、地元も含めてもっと広がった形にしていくということだろう。
- (参加者 I) 何かしようとすれば、行政とぶつかってしまう。無理だと思うが斜里と羅臼を繋げて欲しい。誰も何もいわないとそれで終わってしまうので、できないとわかっているけど、口に出していわないといけないと感じている。斜里と羅臼で仕事をしているが、峠が通れないと不便。住民も不便であるのに、お客はさらに大変であり、利用が制限されている。各町村のネットワークを繋げる必要がある。
- (参加者 E) 前から話しているが、トンネルを造ればよい。
- (参加者 A) 例えばアライグマを捕ってきたら点数を与えたり、一頭いくらかというような、そういう楽しい張り合いのあるものがないか。自然と外来種の駆除にもなる。予算がないから行かないということにはならない。
- (参加者 B) ガイドさんのエコポイントのような形で、ポイントが集まった人は普段入れないところに入れるというのもおもしろい。
- (参加者 D) 課題だが、知床のエコツーリズムのブランド価値を高めるという観点と、もう一つは希少な野生生物の保護管理の側面から、知床ならではの野生生物の保護と見せ方を整理する必要がある。例えばシマフクロウは生息地を言っただけではいけないことになっており、見たと云ったら何で見たんだということになり、これはおかしい。
- (参加者 E) 見る方法論をきちんと考えるべき。
- (司会) クマやシマフクロウなど、動物の距離感の考え方の整理が必要。
- (参加者 D) 見ても触れてもだめだとしていると、地元で大事にしてもらえず迷惑動物になってしまう。自然公園の中で、生息する動物を見ても触れてもいけないというのはおかしい。きちんとしたルールを作った上で夜にシマフクロウを見に行くなどのツアーがあってもよい。
- クマも似たようなところがあり、見るなど言っても見てしまう。人と頻りに接触すると問題があるので、観光客が見ていても、追い払わざるを得ない。全てのクマを見てはいけないというのはおかしいと思うが、人慣れを起こしたくないというジレンマがある。例えば岩尾別の河口あたりにいるのであれば、上からならば見て良いとか、ルシャで限定的に見て、生態を学んでもらうとかということも考えられる。全部だめだとなると、カメラマンと対立関係になる。そうするとクマが出て、情報提供が行われなくなる。ここは追い払うが、こっちで見てくださいというようなことができれば良い。
- (司会) 見方のルールやエリア分けが必要。
- (参加者 G) 適正利用・エコツーリズムの題目から言えば、10年後のイメージとしては、クマは知床の大看板のひとつであり、実際に見たくて来る人も多い。そういう中で上手くクマを見せてあげられる知床にしたいと思っている。露出を高めれば良いわけではないが、クマを目当てにきた観

光客の期待を裏切りたくない。安心安全に見ることができ、人慣れを起こさない上手な見せ方を実現したい。また野生動物で言えば、キツネの餌やりはいい加減にやめたい。シカに関しては、見て喜んでいる現実からすれば、シカを減らした場合には見られなくなるということがある。森のためにはよいが観光客がかawaiiそうかと思う。そこは答えが出ていない。

(参加者A)そこは全面的に反対で、以前はシカが見えなくてたまたま見えるうれしさがあったが今は違う。自然に見える分には良いが、動物を売り物にした観光はしないということが必要。ツアーが入ってくると理想的な見せ方は難しい。

(参加者E)家の周りには出過ぎるくらい出てくる。自然を荒らさないで適正にいれば良いが、増えすぎるから問題がある。

(司会)動物毎の方針は決めていくということが必要かと思う。時間が来たのでここで終わりにしたい。

(参加者A)これを土台にして、具体的に何をするかをきちんときめて欲しい。シカが10頭いたら3頭殺すとか。

(司会)そこまではなかなか難しいと思うが、今日の話を整理していきたい。

② ウトロ自然保護官事務所 野川上席自然保護官 司会 班

メンバー(敬称略):野川(司会)敷田委員、他14名

(司会)ワークショップのルールで組織や立場の枠を外してということがあり、まず自己紹介をお願いしたい。

(各自自己紹介)

(司会)資料として整理表を配っているが、戦略の骨子の試案として左側に記載してある。それに対応するような内容が既存でも計画されているが、出来ているところと、進められなかったものがあつた。それを進めるために戦略を作っていくことになる。皆さんの活動等の中で戦略にあれば進められると思うこと、課題事項などを挙げていただき、それを踏まえながら、骨子として必要な項目や言葉を考えていきたい。切り口が難しいと思うので、まず既存のエコツーリズム推進計画を検討、試行してきた中での課題などをお聞かせ願いたい。推進実施計画については良く検討されている内容と思うが。

(参加者J)これまでは両町観光協会の事業に冠をつけ、実施していた状態だったが、エコツー推進協として実施内容の絞り込みをして、平成23年からは、ガイド育成・人材育成に取り組むという結論、目標立てを提示した。今は財源の課題が大きい。

(司会)羅臼は豊かな海があり、海の中の価値を利用し、得ていくということがエコツーリズムの好循環に繋がっていくと思うが、人を育成していく場はあるがお金がないということか。

(参加者J)お金が無い中でもいろいろできるが、両町の補助財源が無くなった

場合、組織として成り立たない。今の収入は各観光協会に入っている。推進協として収入が積み重ねていないのが実態。推進協としてはガイド育成に絞り、収入、予算を持ってやっていかなければならない。

(参加者K) エコツアーだけでお金が回っていないということ。参加者が増えて、収入が増え、自然保護や人材育成に回したり、次の費用に回せることが理想だが、全然そういう風になっていない。一つは利用者が少ないということ、PRの仕方が悪いのかもしれないが、同じ知床の中でもっとまとまることがあると思う。例えば参加者Mさんがやっているようなことも一つの枠組みの中にしていくという可能性もある。そういうことも必要。

(司会) いろいろな活動、事業があるが連携が取れていないということか。

(参加者K) 今エコツアーでやっていることは、どこにも属さないようなことをやっている。

(参加者J) 例えば救命講習会等、推進協が主催した講習会を受けた場合に、受講者に特にメリットがない。

(参加者L) ガイド協議会も推進協に入っているが、ガイド協議会に入っているのは利益追求型の事業者であり、本来素晴らしい講習会などはお金を払ってでも積極的に行かなければならない。自然環境への拠出金に関しても、お金を稼いでいるわけであり、コストは自分たちで賄うという考えは一番強く持っている。今、本当にエコツーリズムとマスツーリズムがきちんと分けられているかというところ、結局はどちらかというところ、大方はマスツーリズムに論点を持って行っている。ガイド協議会は民間で補助金はもらえないが、他の方は補助金をどうしようかというところが圧倒的に多い。まさに官僚政治のようなもので、お金を使わなければならない、だから、こういう講習会をやりますとかいうようなことになる。参加しないというのは、救命であればガイドの中でもやっている。そういうガイドの意見を全く聞かずに、ただガイド育成、教育をとっており、その言い方だけでも推進協はガイドの上に見下ろしている。ガイド協議会としては推進協の下にある感覚は毛頭無い。ガイド事業者、観光船事業者等、事業者は自然を借りているという意識を持っている。推進協がお金を払っていい企画をしてくれるのならば、参加し、お金を払う。お金は何もなく、ただいい企画をした、お金はお客さんから集めてきて、結局JTBや日本旅行の話になってしまう。

(司会) 組織批判的な話は除いて考えたいと思うが。

(参加者L) 批判ではなく、補助金をもらうとか財源がないというのであれば、払わなければならないのは私達の団体の会員であるということ。

(参加者M) 何回も言うが、環境省でも林野庁でも自然保護をしなければならぬだろうが、経済が伴わない自然保護、エコツーリズムはない。我々は営利を目的とする集まりであり、お金がなければ給料も払えない。環境省のエコツーリズムの話は、経済と離れているところがある。営利とかけ離れたシステムを作るのでは進まない。我々のような民間がもっと頭を絞って何とか金を稼いで運営しろというのならばやる。その枠組みを締め付けて

しまうとだめ。この前の羅臼のシマフクロウ件でも、動物園で見るのが楽しいのか、鷲の宿で見るのが楽しいのかということもある。

(司会) エコツーリズムは自然の見せ方、使い方を考えることである。環境省が考えること、皆さんが考えることもそれぞれあると思う。出来る範囲があり、それを個人の意見だけでなくするという事だと思ふ。

(参加者M) それは難しい問題ではない。岬の問題で何度も言っているが、おかしいと思うのは環境省はレンジャーもいない、森林管理も誰が木を倒してもわからないような状況である。冬場は自然環境が厳しくて普通の人は岬の先端にはいけないことは当然わかっている。せめて夏場には使えるようにならないか。行政は現場のことをどれだけ知っているのか。だめだだめだということだけでなく、地域のいろいろな意見を聞いてほしい。私は先端部のことを言っているが、そういった取り組みを広げて、地域にリードさせれば、我々もやりようがある。それに対して環境省がいろいろ公共のことをやるのであれば、もう少し腹を割って話し合える。そうでなければ20年経っても進まない。

(司会) 地域の意見を聞いて、行政側は変えなければいけないということだが、地域の意見のまとめかたはどうすればよいか。

(参加者M) 全員の意見はまとまらない。スタートできることからやればよい。やる気があればやらせようという考えを持たないと、今いる団体と環境省の考えが一致してというのは不可能である。

(参加者L) 会議の進め方を根本的に変えればよい。今までのエコツー関連の会議は、例えば環境省が海域、先端、五湖、カムイワッカというような根本を決め、意見の調整の場もなく、第一回目からどさっと資料がすでにできている状態である。そのような場で、協議会の看板を背負って発言することは、利害関係が絡む中で恐ろしくてできない。地元のは半分は会議の内容を全く知らない。それは正しい形ではない。まず、地元で意見を聞いて、行政の縦割りをなくして、地域が望むものであれば撤廃しようということであれば、それは素晴らしいこと。まずは地域のそれぞれの立場の要望を出さない限り、毎回同じになる。

(司会) ガイド協議会、観光協会なりが、要望をまとめてから参加するような下準備が必要ということか。要望が通らない場合はどうか。

(参加者L) それは民主主義であるから、全部通るわけではない。法律でよい悪いを決めるのは簡単。地域の要望に対して、行政が実現できるようにまじめに取り組んでくれるのなら、地域から話を聞きだしてくれないと進まない。何も変える気はなく、世界遺産地域はこれが法律だからこのとおりにやって下さいというのであれば会議の必要がない。

(参加者N) まさしくその話で、資料2は、今既存のものでこういうものがあるということで、何もたたき台がない中ではやれないだろうということで整理している。環境省、森林管理局それぞれ法はある。法を超えられるかというのはまた別の問題であるが、これまで地域の方々と一緒にやりましようという計画を作ってきたつもりだが実際には動いていない。地域の方々から

するとそれぞれのお考えがあり、そこがうまく整理されていない。結果的に一つの方向性、同じ地域の自然を保護したい、利用したいという考えは一緒なのにその整理がいまいちできていなかった。それをもう一度見直して、さらに10年先までどうしようかと検討しようとしているのがこの会議である。個別の会合は別にあるが、それはいろいろな利害関係があると思う。ここではそれ以前に、世界遺産地域をどうしていきたいかという大きなところがあり、地域も環境省に言われたからということではなく、地域としてルールはこうなければならないというような方向性がある中で、個別のことはまた別にあり、考えてこうということ。順番が悪かったかもしれないが、そこは反省しつつ戦略を皆さんと考えていきたい。もっと多くの人の意見を聞かなければならないということであれば、そのことも考える必要がある。

(参加者L) 今までの会議のやり方を批判しているのではなく、普通の会議はそういう形であろうということ。開催者は、皆に内容が伝わっていると考えるだろう。小さい町で、同じ人がいろいろな組織・立場で重複していることもあり、実際そういったことにはなっていない。

(司会) 会議の仕組みのようなものを戦略に載せるということか。

(参加者L) ちゃんと燃えて話ができるのは、お互いに利益を生めるということで頑張れるか、もしくは補助金がとれるとか、そういう実弾が飛ぶようなものでなければならない。

(参加者L) 無理かもしれないが、半島先端に上陸させろとか船着場をつくるぞというような話が出たときに、その可能性はどうか。ガイド協議会に言えばたくさん意見が出てくる。これは無理だとか、5年たてばできるとかということがあれば続けられる。

(参加者O) 今までの計画はうまくいかなかった。経済活動を伴わなければ現場は動かない。あるべき姿を決め、問題があった場合にそれをあてはめていくという方法ではなく、例えば岬に行くのはだめという場合に、こういう商売をしたいがそれは知床のエコツーリズムとしてよい、悪いというように具体的なものをつぶしていかないと実行性のある戦略は見えてこない。

(司会) 遺産価値を上げながら、活動できる具体的なアイデアはいろいろでいくということか。

(参加者L) 結論ありきではなく、乗り越えられるかもしれない話だが。

(司会) 法律的にだめなもの、運用的にだめなものがあると思う。いわばグレーゾーンである。それを判断して、できることを増やしていこうということか。

(参加者O) どこまで見せるか、どういった見せ方をするかはいろいろな考え方があり。それを議論すると、知床のエコツーリズムの姿が文章で浮かび上がってくる。その方がわかりやすい。

(司会) 書くこととしては、知床で自然体験するのは、こういうのはいいよという大枠があり、区域などのいろいろできない制約があるが、それらを判断する皆さんの評価軸がある程度あればよいのでは。

- (参加者M) ツアーは楽しくなければ来ない。我々がよいツアーと言っても来る側が最悪のツアーと感じたらだめ。楽しく、未来に残す価値のあるもの、例えばシマフクロウを旭山で見るのか、餌付けであろうが野生のものを見るのか、それを隠してやりとおすのか、それを知床のひとつの財産として扱うのか。シャチも同じである。陸のものも同じ。だめなものはこちらもわかっている。行政からはこうやれば良いとかいうアドバイスはないのか。岬の事もこうやったらだめだということではなく、こうやればどうにかするというでなければエコツーリズムは進まない。
- (参加者L) 個人一人で戦ってもだめで、こういう場で議論になって、ルールを決め、こういう方向なら良いのでないかといことが目的となるのであれば、先ほどのシマフクロウでも良いから、具体的ものを題材にする必要がある。海域でもいきなりケイマフリと出てきて、だれも見せたいと思っていないものが出てきても困る。最初に興味を示すようなものを出してくれないと話すことがなくなる。
- (司会) エコツー戦略については、行政の提案でなく、住民からの議事提案があって、それに対応して続けることができるというような項目があると上手くいくかもしれない。
- (参加者L) 例えば、シマフクロウでも何でも、何か見せるツアーをしたいという時に、専門家の方にそれは生態系に影響があるからだめだとか、大丈夫だといった話を調整しながら、最終的にどうするかといった話し合いの場であればそれはよいと思う。大きい会議では小さい町だから、大半の人たちが何らかの形で参加している。自分達に利害が及ばない話については無関心になってしまう。頼まれなくても皆が出席するような内容でないとなかなか厳しい。五湖の料金の問題の時に協議会で調整をして、会議の流れをみて反対としたのだが、その後全く事情説明がなかった。電話で問い合わせたら、会議の雰囲気を見ていたからとの話だった。あって当然とは思いますが、環境省の会議では何も言わなければ皆話を知っている、納得しているというような感じがある。やってみてわかった部分もあり自分として反省する点もあるが、興味がある内容でない、なかなか細部まで理解することは難しい。
- (参加者O) 今までのいろいろな計画は実際に現場で動いていくときに、これが知床のあるべき姿と文章が沢山書いてあってもほとんど反映されていないという乖離がある。戦略をつくるのであれば、具体的に現場から困っていること、やるべきことの具体的なネタをあげ、管理者でなく使用者側の基準やルールを作ればよいと思う。
- (参加者P) 組織を外して発言するが、知床ではこれまで目の前の課題を解決するやり方をしてきたが、それだと、カムイワッカはだめだとかシマフクロウは見てはだめだとか、だめばかりになって、エコツーといいながら観光客にとって面白くないものになってしまった。それは地域経済の発展になっていないではないかという時に、経済原理を考えてというような大きな方針を立てて、個別の対策を検討していくというやり方を今から考えてみ

ようということになるのではないか。

(参加者N) 様々な個別課題を検討する時に、その時に元となるものを何も持ちえていないと、どうするかということは難しいと思う。そのために戦略という名の地域と行政一緒につくったルールをつくろうということ。個別の課題が戦略にはまっていってしまうのも事実。作った戦略が、何か違う問題が起きたときにルールの基準になり、対応ができていく。その時に行政とぶつかる、または法に引っかかるものもでてくることはある。その時にどこまで対応していくかを一緒に考えようということであり、全く否定はしていない。それで皆さんの様々な意見を聞く場を設けているのであり、これだけでは足りないのであればまた別の方法をつくらなければならないと思う。

(参加者Q) いろいろな方が意見を言ってくれるので違和感はない。エコツアーに関していえば、エコツアーの活動範囲・フィールドは狭いので、そういう方向に向かっていくことだけは決まっているというということ。参加者Mさんや参加者Lさんが話しているように、岬がいいのか悪いのかわからない、ルシャがいいのか悪いのかわからないというように、そういうグレーなものが多すぎて結果的に狭い範囲でのエコツアーの話になっている。それでこういう戦略をつくっても意味がないものになってしまう。現場の実態をもう一度押さえて、それを消化させた上で戦略をつくればよい。個人的に言えば知床に 100km くらいのトレッキングルートがあってもよいと思うが、それに対する反応にギャップがあり、そういうものが解消されればと思う。

(参加者R) ライト兄弟が飛行機に乗ったときに、彼らは免許を持っていなかった。今の議論はそんな感じがする。知床に入ってきて、利用して経済活動をするという事実が先にあり、どういうルールでやるかということが決まっていなくてこういう混乱が起こる。これから急いで考えていかなければならないというのは皆さんの共通の認識と思う。私は知床の原生林伐採のころから関わっているが、自分なりに知床の 30 年の変化を見てきて、随分変わっていると思う。ケイマフリの営巣固体数は大きく減っているようなマイナスの変化もある。これは観光開発のやり方が原因の一つでもあるということを考えなければならない。エコツーリズムの理念はよく理解でき、お客さんと呼んで、経済活動をすることは大事だと思う。ただ持続可能な形で利用していくということが基本。口で言うのは簡単だが、皆で何がよいか悪いか協議をし、モニタリングしていくことが大事。経済活動ばかり追うと、リゾート開発時のように目が曇ってしまうことがある。過去の経験を謙虚に学び、今後の作戦に反映させるべき。持続可能な利用の仕方を維持していく上でどのようにしていかなければならないか読み取る力を個人個人がつける必要がある。そういう人が観光利用をしているということが分かれば世界の人に知床の価値が伝わる。

(司会) 新たな利用をしていく中で、経済中心だと振り返ることがなくなる懸念があり、計画を立てる際に振り返ることのできるようにするという事だと思ふ。

- (参加者O) 基準として持続可能ということが当然あるべきだろうということ。(司会) エコマークのようなものを付与してツアー自体の価値の向上にも繋がるものであればよい。
- (参加者J) 皆さんの話を聞くと、戦略があって、個別の検討があってというのは逆ではないか。個別事項計画が膨らんで、その都度追加され、誰でも理解できる実態が伴うものだと、皆で共有され、持続可能な戦略になるのではないか。
- (司会) 今実際に動いている個別の課題もあるが、壁にぶつかっているものもある。今回の戦略は細かいことは書かず、あるべき姿とそのための方法が書いてあればよい。
- (参加者J) 大枠を語るには、個別の事項が残されていないと拡大解釈されてくる。
- (敷田) 会議に出てくる人は不幸せな顔をして出てきている。発言してもどうなるのか、発言するところがないから好きな事を言わせてもらうという感じがある。そうではなく発言したことをきちんと聞いてくれ、答えを出してくれ、やっていいときはやれるような場ではないと意味がない。戦略を作ることは重要だが、そこで決めたことをできるようにする、だめなことはやらないことが大切。環境省や林野庁はその判断を提供する立場で決める立場ではない。そういう場が作られるのであれば戦略はあってもいい。またそういう場を1箇所にし、そこでとにかく決め、個別のことは別で決めてもよいが、全体できちんと了解を取るという整理でよいと思う。座長をやっていて、決めたことが本当にできるのか、法的な確認が必要というのは非常に疑問がある。事務局としてそういう場をつくるのが戦略の一部だとはっきり言えるならば、皆さんやる気になるのでは。
- (参加者L) 昔は問題にならなかったようなことが、人が大勢行くことによって問題になってきた。自分たちの持っている、やろうとしていることを明かして、行政に出して、結果だめですよというような自分の首を絞めることになるのではということが怖い。皆さんの腹の内を知りたい。
- (敷田) 個別に相談して、通ったらやれる、相談の仕方が悪くてだめだといわれたらやれないという不公平よりも、堂々と行ってやれるとした方が商売としてフェアだと思う。
- (参加者L) 法律違反しているわけではなく、皆グレーゾーンでやっているところをどうするか。
- (参加者K) 監視体制がない中では、グレーのところは知らない人は行けてしまい、良識のある人は行けないという変なジレンマが生じる。
- (司会) 正直者が馬鹿をみるということ。グレーゾーンを明らかにする仕方が話し合える場をつくれればよいということ。考え付いた人のところに人が集まり、法律も確認しつつ議論をし、ルールを作る。そして全体の会合の中で確認を取るというシステムができるとよい。
- (敷田) そういう場にするという事務局の決断は必要。戦略とセットでそういう権限を与えると保障しないと、戦略がただ増えるだけ。

- (参加者M) ある程度段階的なものも必要。いっぺんに皆がよいということには中々ならない。各組織などに何をやりたいかを聞き、それに対して取り組んでいったほうが早い。知床岬もルールを作り、年に100人か50人かを吟味して限定して上陸させれば、最高の評価を得られる。行った人が評価をしなかったらよいエコツアーではない。やりたいものから順番に検討し、やらせてみるというのも一つの方法である。そうでなければいつまでも進めない。
- (敷田) そういうことも含めて、全部意見を出してくれ、そういう相談をする場が欲しいということだろう。
- (参加者M) 具体的に文章で書くと、さもという部分がある。こんな冊子を持ってきてだれが読むのか。大義名分だけでなく、現実的なことをやっていくべき。観光客は減っている訳であり、検討している間に、事業者が倒れ間に合わなくなる。未来に誇りあるふるさとをと書いているが、今のままでは将来は明るくない。
- (参加者L) ルールをつくるために、私たちは協議会を作っている。徒党を組んで金儲けする団体ではない。例えば流水のルールを作っていたりする。これは一つの作戦で、いい人になろうというのではなく、自分達でルールを作るので市民権を与えて欲しいということ。何年もやっているうちに、保安庁も参加してくれるようになった。例えばカムイワッカであれば、自分たちで自主ルールをつくって、こういうのはどうかというのは実はグレーゾーンのところになる。最初から実現性の無いものは話には乗りづらい。出来るのならば、使わせてもらっているのだから、見合うべきルールは必要と考えているし、利用者負担もする。そういうことならば乗りやすい。
- (参加者K) 羅臼の遊漁船部会は、適正利用の早い段階で、危機感を感じて自主ルールを作成した。結果それがそのまま利用の心得に載っている。
- (司会) 推進協の冬季五湖利用も同じ。
- (参加者K) マスツーリズムは進行しやすい。縛りを検討するべきだとは思いますが、魅力の打ち出しも必要。認証という方法もある。戦略では、だめという記述でなく、これは積極的に利用してくださいということも必要。
- (敷田) そういうことはあってよい。インパクトが少ないタイプに変えたら、深いところまで利用してよいと方針に書かれてもよい。
- (司会) 国立公園は保護と利用があり、多くの人が利用できる整備もできる。
- (敷田) 事業者には悪いが、事業者には平等ではないと書けばよい。きちんと考えているところは優先すると戦略に書いてよい。
- (司会) ルール作りができたところにはインセンティブが生まれる。
- (敷田) 法律は平等に作っているのだから、誰でも同じ扱いにしなければならない。戦略はその必要はない。まじめな人、熱心にルールを作った人にはいろいろな許可を与えるということはやってよいと思う。戦略に書いていないとあの人だけ上手くやったというようなことになる。それを戦略に誰でもわかる文章に書けば文句を言われる筋合いはない。
- (司会) そういう事が個別に集まってきて、統合されていくという形になるかと

思う。当然ルールにはそれをどうやって検証するかということも入れる。実際そこに行く人というのはその自然を使う人なので、そういう人がルールを作り、モニタリングも行いと完結できる方法をつくるのがベストだと思う。

(敷田) 利用・活用する者が管理するのが効果的。使っている人がいつも見ている訳であり、その人たちが一番よくわかっている、価値が下がってくればお客さんも減ってしまうのはわかっている。

(参加者R) それも良いと思うが、科学委員会などがある中で、そういうものと連携して出来ないか。

(敷田) 科学委員会の全体の会議には参加しているが、利用の専門家はまだ少ない状況であるのもっと増やしてもらいたいということもある。貴重な生物だけでなく、使っている場所の調査についても、自然科学の先生にも広く興味を持ってもらうことも必要。

(参加者K) 岬については、グレーの部分も触れながら方針は書いている。ただ現実とはあっていない。そういう面で、実際に利用している人にルールを作ってもらった方がより現実的になる。

(司会) 時間なので意見をまとめたい。意見としては

- ・やる気があるところ、できるところは進めやすい
- ・利用している側からの議事提案型の場を作る
- ・判断の価値基準を設けることが必要
- ・個別事項を積み上げて、反映させることもできる
- ・戦略は平等でなくて良く、ルールを作った人が優先できる
- ・ルールを作った人はモニタリング、検証でき、それを科学委員会に上げるということで客観的に見ながら評価していく
- ・マストツーリズムに関しては、その売り方に着目し、認証を与え、違いを見せるというアイデアもある

次回はまとめる作業を行うことを案内する。是非参加いただければと思う。

4. 閉会

環境省野川上席自然保護官より閉会の挨拶。

時間になったので、ワークショップを終了し、委員の方に意見を伺いたい。

(庄子委員) いろいろな規制が多く、お客さんに見せる部分がもう少しあったほうが良いのではないかという意見があった。法律や行政とやりあう場合の、考える指針として出来て行ければよいのではと感じた。

(敷田委員) 今の庄子先生の話とペアになるが、戦略ができれば、戦略により、ものを決めていく場が必要と感じた。座長として協議会を運営させていただいているが、そこで中々ものを決められないジレンマを感じており、いろいろやってみたいときに相談でき、決まったことが出来るということが保障されている場が必要だと思う。それを決める時に頼りになるルールがあればよいと思う。

(野川) 今日はこれで終わりとなり、議事録を起こした後に、今日の話をもとめる作業を設けたい。12月は難しいと思うので1月に世界遺産センターで実施を考えている。また日程などご案内をしたい。その次に今日のような場を1月の後半あたりに設けたい。そこでまとめた内容を適正利用・エコツアーリズム検討会議にかけて話し合いをしていきたい。

以上

2. 第2回起草部会資料・議事録

平成22年度 適正利用・エコツーリズム検討会議
第2回エコツーリズム戦略起草部会

平成23年 2月 9日(水)
13時30分～16時30分
標津町生涯学習センター
「あすぱる」多目的ホール

会 次 第

開会

あいさつ

議事

1. 知床適正利用・エコツーリズム戦略骨子(案)の作成について
2. その他

閉会

(配付資料)

資 料 : エコツー戦略骨子(案)

参考資料 : 国内外のエコツーリズム戦略事例(項目)

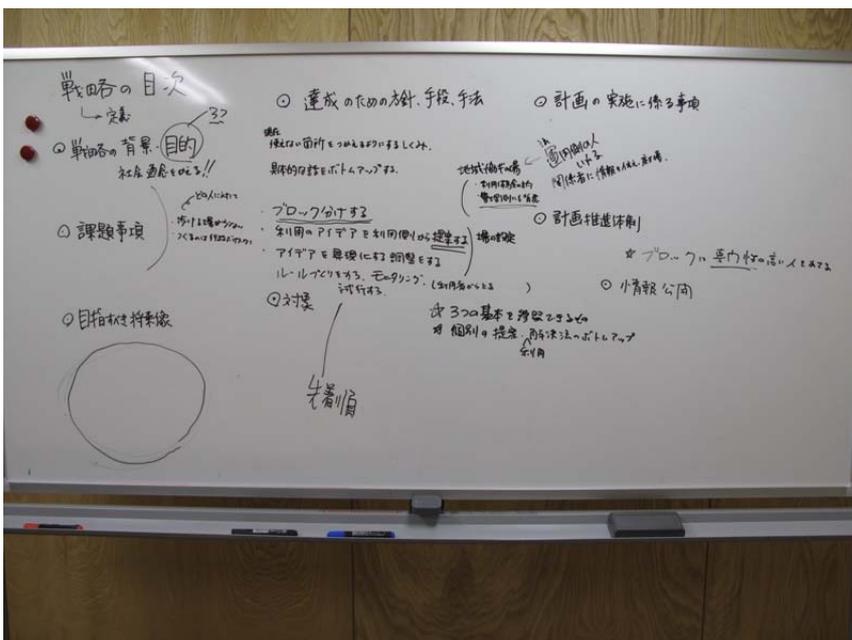
知床適正利用・エコツーリズム戦略 起草作業（ウトロ）

日時：平成 23 年 1 月 18 日（火） 10:00～12:00

参加者：山本氏（ガイド協議会）、遠山氏（斜里山岳会）、杉野氏（自然公園財団）、山中氏・寺山氏（知床財団）、河井氏・岡田氏（斜里町）、樋口氏（北海道）、栗谷川氏（林野庁）、野川・中村（環境省）

主な意見

- 現在使えない箇所を使える用にする仕組みをつくる。
- 具体的な話をボトムアップでする。
- 利用のアイデアを利用側から提案する・
- 利用の計画はブロック単位、アクティブティ単位で行えるようにする。
- アイデアを具現化するために規制担当、専門家をメンバーに入れ、具現化する方向で調整する。またその進み方・進捗を地域報告する。
- ルール作りを行い、試行し、モニタリングを行うといった一連の計画をまとめ、検討会議で承認する。
- 承認されたものがそのルールの中で利用する。
- その場に対して先着順で決まっていく。
- 上記については、バックカントリー的利用を進めるにあたっての考え方であり、マストゥーリズムについては別途形があると思われる。つまりは対象分けをする必要がある。
- 安全管理のための規制が強すぎる。社会観念を変えるくらいでなければならない。



知床適正利用・エコツーリズム戦略 起草作業（羅臼）

日時：平成 23 年 1 月 20 日（木） 13:30～15:30

参加者：本間氏（旅館組合）、長谷川氏（観光船協議会（羅臼））、神尾氏（観光船協議会（斜里））、三浦氏（観光協会）、新藤氏・田澤氏（知床財団）、上野氏（林野庁）、長尾氏（北海道）、長岡氏・遠嶋氏（羅臼町）、野川・中川（環境省）

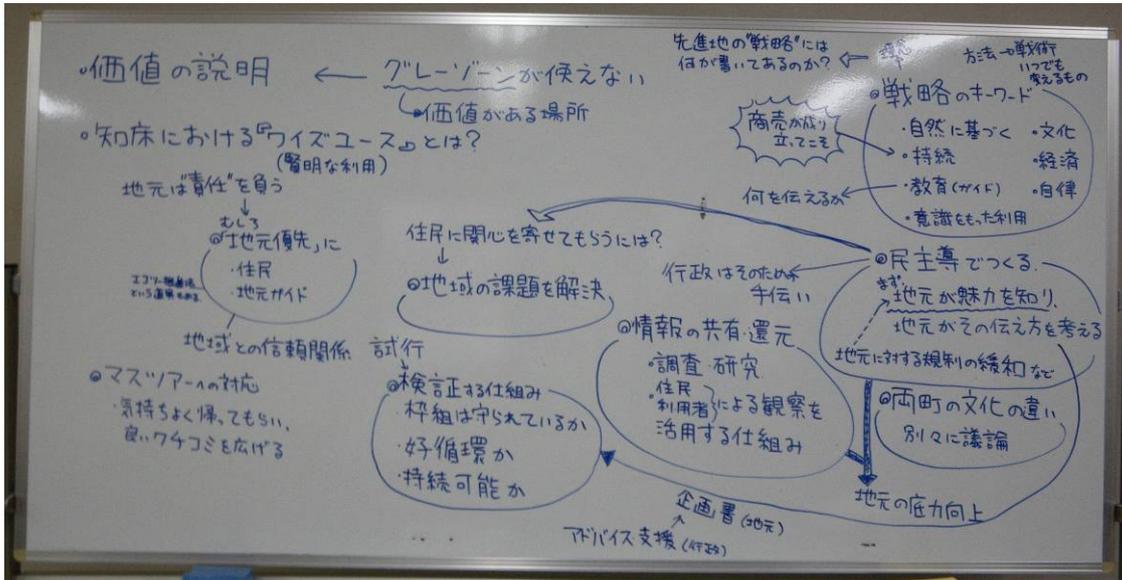
○戦略自体について

- ・「戦略」は、変わらないもの。状況に応じて変えていく「戦術」とは切り分ける必要があるのではないか。
- ・「戦略」とはどのようなものか、イメージが掴めない。海外の事例などがあれば、その構成などが提示されると、共通認識が掴めるのではないか。
- ・戦略のキーワードとしては、以下のようなものが挙げられるのでは。
 - ・自然に基づく
 - ・持続
 - ・教育
 - ・意識をもった利用
 - ・地域の文化
 - ・地域の経済
 - ・自律
- ・エコツー戦略は「民」主導で策定すべき。
 - まず地元住民自身が知床の魅力を知り、そして地元がその魅力の伝え方を考える。
- ・地元住民に関心を寄せてもらうためには、エコツー戦略は地域の課題を解決/前進させるものでなければならない。

○具体的な内容等について

- ・知床における「ワイズユース（賢明な利用）」とは何か、を記述する。
- ・知床の「価値」とは何か、を記述する。
- ・「民」主導でエコツー戦略を作っていくうえで、行政はサポートをすべき。
 - 例：[町民は知床岬上陸可]など、地元に対して規制の緩和をし、地元住民が知床の魅力を知ることができるようにする。など
- ・両町で自然に対する文化/歴史が異なるので、両町をひとからげにして議論すべきでない。統一して議論できる部分と、分けて議論すべき部分がある。
- ・情報を共有、還元する仕組みが必要
 - …行政の行う調査研究結果の還元その他、住民や利用者による観察をモニタリングに活用する仕組みづくりなど。
- ・地元の「やりたいこと」を試行/検証する仕組みが必要
 - 地元から「企画書」を出し、それに対して試行のOKを出したり、検証したりする。
 - 枠組みは守られているか、持続可能か、好循環か等。
- ・いつでも逃げられる外部の業者などとは異なり、[持続可能]かどうかについて地元はある種の責任を負っている。「地元優先」ということを戦略でうたえないか。

○当日のホワイトボード記録状況



エコツアー戦略骨子(案)

項目	内容
戦略とは(定義)	・エコツアー戦略とは、エコツアー推進のため、世界遺産地域を管理/享受/利用する様々な立場にとっての共通の将来目標と、それに至るための方法を定めたもの
戦略の目的	・知床の価値を持続的に、より良く伝えていくこと。
戦略が対象とする範囲	・遺産地域に影響が及ぶ利用すべて(遺産地域外の利用も含む)
知床の価値	<守るべき価値(=エコツアーを通じて伝えていきたい価値)>
	・全体的な価値(海と陸との繋がり、希少動物、流水など)
	・地区毎の価値
	・先端部地区
	・ウトロ～カムイワッカ
	・知床連山 ・羅臼側
現在の課題	<上記“価値”に照らして見えてくる、現在の知床の利用に関する課題(現在伝えることができていない価値、利用により損失している価値など)>
	・全体的な価値に関する課題
	・地区毎の価値に関する課題
	・先端部地区
	・ウトロ～カムイワッカ
	・知床連山
	・羅臼側
<その他の課題>	
課題解決に向けた基本的考え方	・3つの基本を両立した利用(エコツアー)であること。
	・遺産地域の自然価値の保護
	・観光客に対する自然に基づく良質な体験の提供
	・地域経済の発展
	・地域主体/自律的であること
	・順応管理型であること
	・情報を共有、還元すること
・地域の文化的背景をふまえること	
課題解決のための具体的方法	・協議体制の構築
	・提案/検証型への移行
推進体制/役割分担	<来訪者、町民、両町、関係団体、北海道、国が担う役割>
	<既存の協議会等との関係>
参考：これまでの取り組み経緯と成果	

●ラオス国家エコツーリズム戦略 目次

- ・ 序文

- ・ 概要

- ・ はじめに

- ・ 現状と将来の方向性

- ・ エコツーリズム領域の定義

- ・ プロジェクトとプログラム

- ・ 利害関係者との調整とコンサルティング
 - 中央レベルでの利害関係者
 - 地方レベルでの利害関係者

- ・ 最終目標、重要な目標と行動計画
 - 重要な目標 1：エコツーリズムを推進する計画と管理を強化する制度
 - 重要な目標 2：トレーニングのサポート、キャパシティの構築と有用な試みの推進
 - 重要な目標 3：環境保護と自然環境保全のサポート
 - 重要な目標 4：受け入れ地域のための社会経済開発と文化遺産の保護の提供
 - 重要な目標 5：エコツーリズム研究と情報の開発

●ウガンダ国家エコツーリズム戦略 目次

はじめに

- 1.1 ウガンダバイオトレードプログラム
- 1.2 ウガンダにおけるエコツーリズム領域

- 2.1 領域の知見
- 2.2 民間領域の参加

3 エコツーリズム戦略

3.1 戦略の目的

3.2 戦略の計画

- 1 国家計画とエコツーリズムの統合
：期待される結果・・・(以下各項目に記載)
- 2 観光の持続可能性を組み込む
- 3 コストと利益を考慮したエコツーリズムのサービスの価格政策の開発
- 4 コミュニティ所有の実現可能性評価とエコツーリズム施設管理
- 5 経済的に生き残れ、効果的に経営されたエコツーリズム企業の発展の促進
- 6 持続可能な発展と観光産業の多角化を支持する市場主導の推進
- 7 すべての投資家グループの間で環境志向の観光の概念の理解を強化して、各々のために環境志向の観光開発の費用、利益、機会と意味の認識を上げる
- 8 負の影響を最小限に抑えるエコツーリズムの利点を最大化し、市場の期待に敏感な、ツーリズムインフラの開発を促進する
- 9 エコツーリズム発展に対応するために既存の税体制を再検討する
- 10 マーケティングを強化するための方法設計
- 11 国際的な価値基準を踏まえながら、国の至る所で一貫した高品質なエコツーリズムを進める
- 12 研究機関、大学、民間、公的機関、NGO 等の連携と交流の強化

3.3 戦略の実行

- 政府の主導 ●民間領域
- 協力関係の発展 ●コミュニティ

● ボツワナ国家エコツーリズム戦略 目次

1 はじめに

1.1 背景

1.2 国家エコツーリズム戦略

1.3 観光のコストとメリット

2 問題と行動

2.1 持続性

2.2 事業の実行可能性

2.3 ボツワナの関与

2.4 市場開発と広報

2.5 理解と意識

2.6 インフラ

2.7 業界標準と認定

2.8 調整およびコラボレーション

3 実行

3.1 はじめに

3.2 国家エコツーリズムプログラム

● ブルガリア国家エコツーリズム戦略 目次

1. イントロダクション

2. エコツーリズムとブルガリアの概観

2.1 多様な資源

2.2 骨組みの方針

2.3 利害関係者

2.4 エコツーリズムのインフラ施設

2.5 エコツーリズムの市場傾向

3. エコツーリズムとブルガリアの状況分析

3.1 強みと弱み

3.2 機会

3.3 脅威

4. エコツーリズムーブルガリアの持続的な発展ツールと競争上の優位

4.1 ブルガリアのエコツーリズム展望

4.2 ブルガリアのエコツーリズムミッションと結果予想

4.3 ブルガリアのエコツーリズムミッションの達成

4.4 エコツーリズムの骨組み方針

5. 戦略的な目的と優先的な行動

5.1 生物多様性の保護と文化遺産の保護

5.2 エコツーリズムビジネスの発展

5.3 国家方針とマネジメント

5.4 地域と地元の発展

6. 戦略の実行

6.1 国家エコツーリズム作業部会の組織化

6.2 地元自治体

6.3 金融のメカニズム

6.4 ブルガリアのエコツーリズムの発展のための地理的な優先順位

●キエンジャン省フーコック国立公園（PQNP）エコツーリズム開発戦略（ベトナム）目次
イントロダクションと課題

パート I：PQNP のエコツーリズム開発戦略成立のための法文

パート II：PQNP エコツアーの開発に係る現状と課題

- 1 PQNP のエコツーリズムに関連する基本的な情報
- 2 PQNP におけるエコツーリズム開発の、相対的な優位性、困難と挑戦

パート III：2006-2015 期間における PQNP のエコツーリズム開発戦略

- 1 PQNP におけるエコツーリズム開発に係るいくつかの予測と過去の実績からの特性
- 2 PQNP のエコツアー開発の原則
- 3 2006-2015 期間の PQNP におけるエコツーリズム開発の目的
- 4 2015 年の PQNP のエコツアー開発の方針
- 5 戦略の実施措置
- 6 プログラムとプロジェクトの優先順位
- 7 効率基準
- 8 プロセスとタイムスケジュール

パート IV：結論と提案

三田市ツーリズム振興指針

三田ツーリズムビジョン～地域づくりの新しい潮流『ツーリズム』実践のために～

平成 16 年 3 月

三 田 市

目次 CONTENTS

はじめに	1
地域づくりの新しい潮流	
序章 ツーリズム振興指針策定の前提条件	2
1. 三田市ツーリズム振興指針策定の背景	2
2. 「観光」から「ツーリズム」へ～国・県・市等の動向～	3
3. 近年の観光ニーズの動向・状況の変化	8
4. 観光振興の潮流と求められる対応例	9
第1章 ツーリズムとは何か	11
1. 「ツーリズム」が注目される背景	11
2. 「ツーリズム」とは何か	11
3. 「ツーリズム」振興とは何か	11
第2章 三田市の現況・特性	14
1. 「三田」の地名について	14
2. 三田の現況・特性	14
3. 三田観光の現況・特性	15
4. 三田観光の課題	21
第3章 三田市ツーリズム振興の基本的考え方	23
1. 目標・将来像	23
2. コンセプト（3つの創造）	23
3. 取組の基本的視点	23
第4章 三田市ツーリズム振興の実現に向けて	26
1. 目標・将来像実現に向けて取り組むこと	26
2. 重点施策（プロジェクト）の絞り込み	27
3. 重点施策（プロジェクト）	28
第5章 三田市ツーリズム振興の推進	29
1. 推進戦略	29
2. 推進体制	32
3. 年次計画	34
参考資料	36

秋吉台地域エコツーリズム推進戦略

～はじめよう、広げよう、秋吉台エコツーリズム～

平成19年3月

エコツーリズム秋吉台地域戦略会議

目 次

序 章	
1 「秋吉台地域エコツーリズム推進戦略」策定の目的	1
2 「秋吉台地域エコツーリズム推進戦略」の位置づけ	
第1章 エコツーリズムについて	1
1 エコツーリズムとは	
2 エコツーリズム成立のためのポイント	
3 エコツーリズムにより期待される効果	
第2章 秋吉台地域におけるエコツーリズム推進の背景	3
1 秋吉台地域での背景	
2 県内、国内での背景	
第3章 秋吉台地域で目指すエコツーリズムのあり方	5
1 秋吉台地域エコツーリズムの基本的考え方	
2 秋吉台地域エコツーリズムの特徴	
3 具体的推進方策	
4 地域連携	
5 エコツーリズムを基軸とした自然環境保全	
第4章 推進体制	11
1 推進組織の設置	
2 市町及び県の役割役割分担	
第5章 事業展開及び推進スケジュール	14
1 地域における推進体制の確立	
2 ルールの制定	
3 人材養成	
4 三県省道交流フォーラム	
5 デステイネーションキャンペーン	
6 スケジュール、役割分担	
〈参考〉 これまでの取り組み	20
エコツーリズム秋吉台地域戦略会議設置要綱	26
用語解説	31

3. 第1回羅臼湖会合資料・議事録

第 1 回羅臼湖個別会合(仮) 次第

日時 平成 22 年 11 月 17 日 (水) 16:00～19:00

場所 羅臼ビジターセンター レクチャールーム

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本会合の目的と議論の進め方
 - (2) 平成 22 年度羅臼湖関連事業について (中間報告)
 - (3) 羅臼湖の利用のあり方について
 - ・利用者層と整備水準
 - ・アクセス方法
 - ・維持管理体制
 - (4) 歩道周辺の湿原等保全について
 - (5) その他
3. 閉会

配付資料

資料 1 - 1 : 羅臼湖個別会合(仮)について

資料 1 - 2 : 今後のスケジュールについて

資料 2 - 1 : 「知床国立公園羅臼湖線歩道植生保全に向けた検討調査業務」中間報告

資料 2 - 2 : 「知床国立公園適正利用等検討調査業務」中間報告

資料 3 : 羅臼湖線歩道の利用イメージ (案)

資料 4 : 羅臼湖線歩道管理指針 (案)

第1回羅臼湖個別会合 出席者

団体名	出席者	
知床羅臼町観光協会	事務局	後藤 典久
羅臼町・知床世界自然遺産協議会	副会長	佐々木 泰幹
知床ガイド協議会	副会長	湊 謙一
		石見 公夫
		石田 理一郎
知床エコツーリズム推進協議会	会長	上野 洋司
		喜来 規幸
		松田 光輝
		鈴木 謙一
羅臼山岳会		涌坂 周一
(財)知床財団	羅臼地区担当次長	田澤 道広
羅臼町	環境管理課長	川端 達也
	係長	長岡 紀文
	主事	遠嶋 伸宏
北海道開発局釧路開発建設部 中標津道路事務所	計画課長	須藤 嘉一
北海道警察釧路方面本部	交通係長	三河 悟
<事務局>		
環境省釧路自然環境事務所	所長	野口 明史
	自然保護官	柳澤 暁
ウトロ自然保護官事務所	上席自然保護官	野川 裕史
羅臼自然保護官事務所	自然保護官	中川 春菜
林野庁根釧東部森林管理署	署長	中澤 文彦
	流域管理調整官	上野 利康
北海道根室振興局	環境生活課長	村松 正道

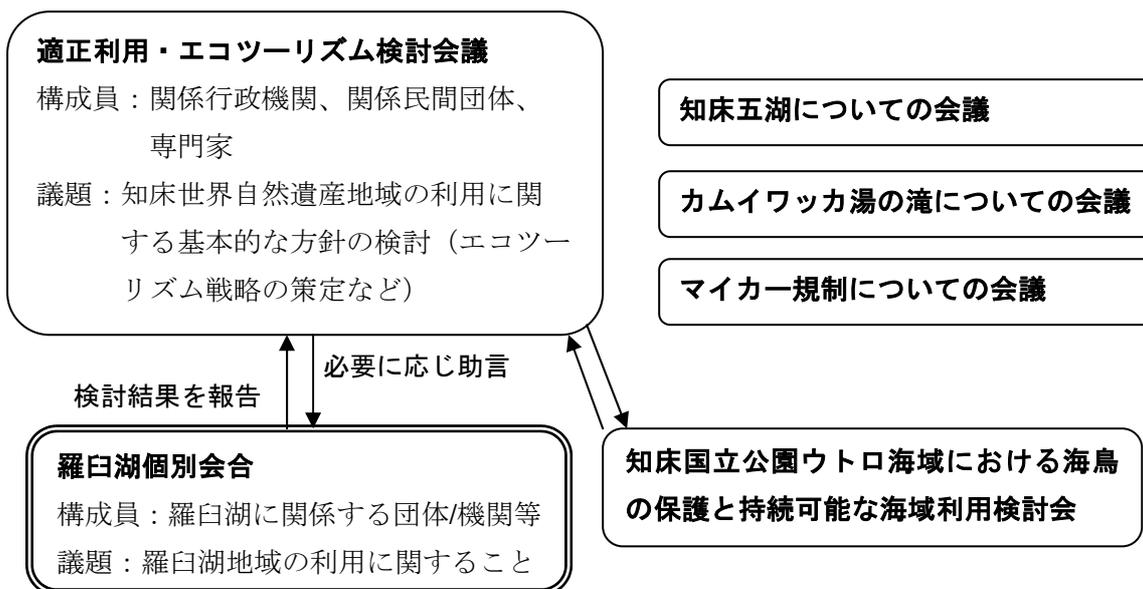
(敬称略、順不同)

羅臼湖個別会合（仮）について

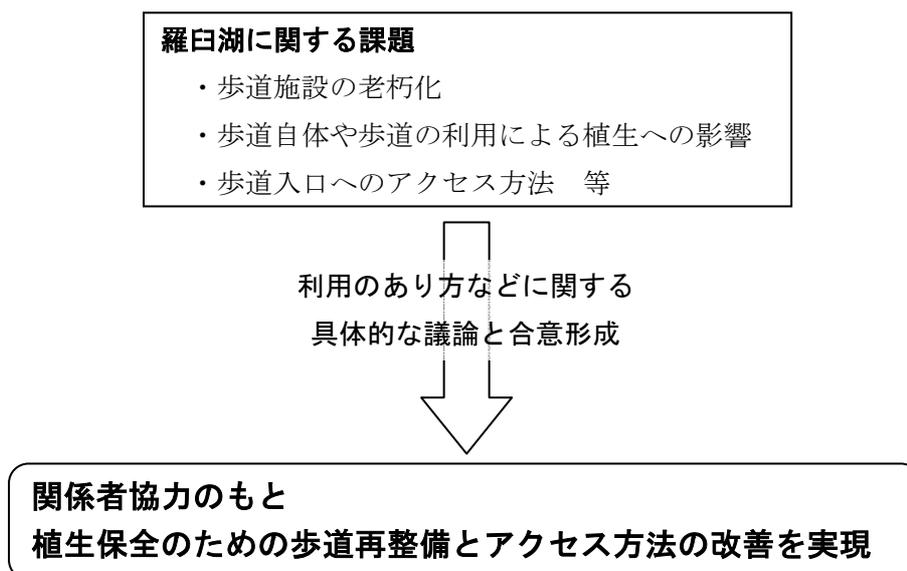
1. 他会議との関連

知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議の個別会合とする。

羅臼湖の利用のあり方に関する課題への対応は本個別会合に一任されている。全体会合へ検討結果を報告するとともに、必要に応じ助言を受けることとする。

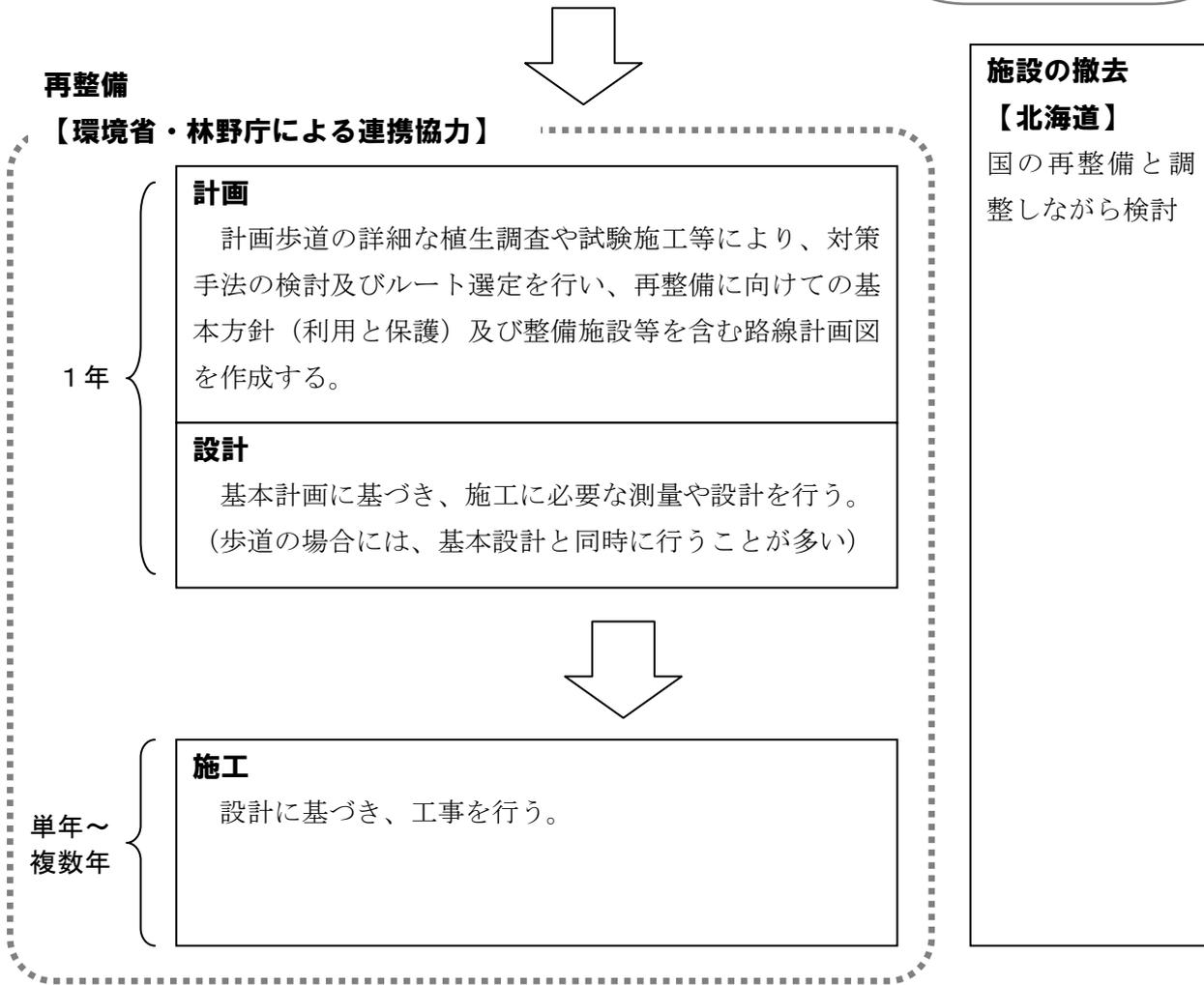
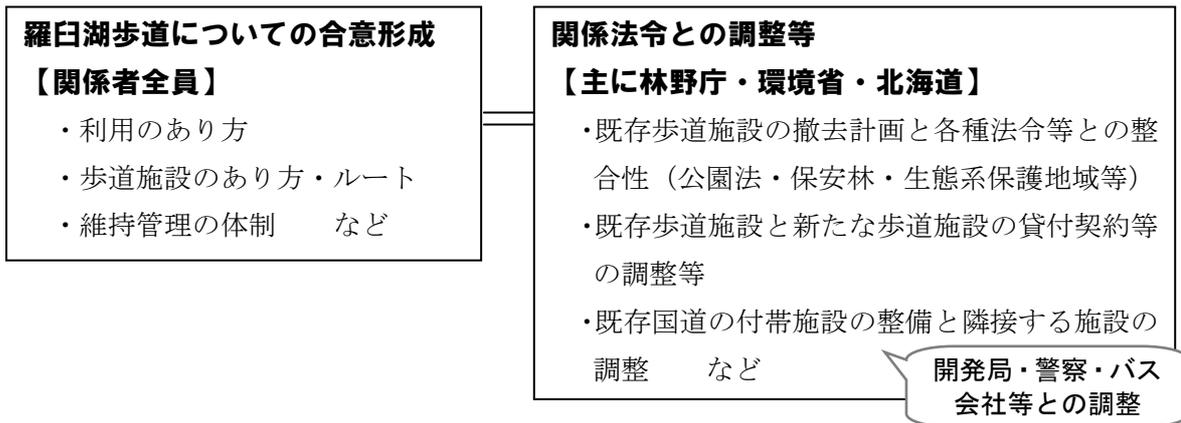


2. 開催の背景・目的



今後のスケジュールについて

平成 22 年 12 月末	「羅臼湖線歩道植生保全に向けた検討調査業務」業務完了
平成 23 年 2 月頃	第 3 回適正利用・エコツーリズム検討会議
4 月末	知床横断道路開通



知床国立公園羅臼湖線歩道植生保全に向けた検討調査業務 調査概要

1. 業務の目的

知床国立公園羅臼湖地域は、静寂な雰囲気の中で質の高い自然体験ができる場として本公園における重要な地域の1つである。平成17年度知床半島中央部地区利用適正化基本計画でも羅臼湖地域は湿原植生の保全を最優先に、質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場として位置付けられている。

羅臼湖線歩道の施設は湿原植生の保全を第一に、利用者数や利用者層に合わせた必要最小限の整備が求められるが、既存歩道は、泥濘化や洗掘等による植生への影響が懸念される状況であり、歩道施設の老朽化も顕著であることから今後歩道の修復整備が検討される路線である。また、歩道入口に路上駐車が絶えないなど、歩道へのアクセス方法も課題となっている。

本業務は、羅臼湖線歩道の脆弱箇所や植生復元が必要な箇所を抽出し、対策を検討することにより、羅臼湖線歩道沿線の植生保全に向けた事業内容等の検討を行うとともに、アクセス方法のあり方に関する基礎情報の収集整理を目的とする。

2. 業務の内容

(1) 法的な諸条件の整理

当該地における権利制限関係及び関連法制度を調査。羅臼湖歩道の整備のあり方、羅臼湖歩道へのアクセス方法のあり方等を検討するうえで把握すべき諸条件を整理する。

(2) 現地調査

羅臼湖線歩道全線について、有識者からの助言を得ながら現地調査を実施し、洗掘、泥濘化等、植生保全上の問題点が生じている箇所を抽出する。

→8月6日 現地にて、北海学園大学佐藤教授からヒアリングを実施。

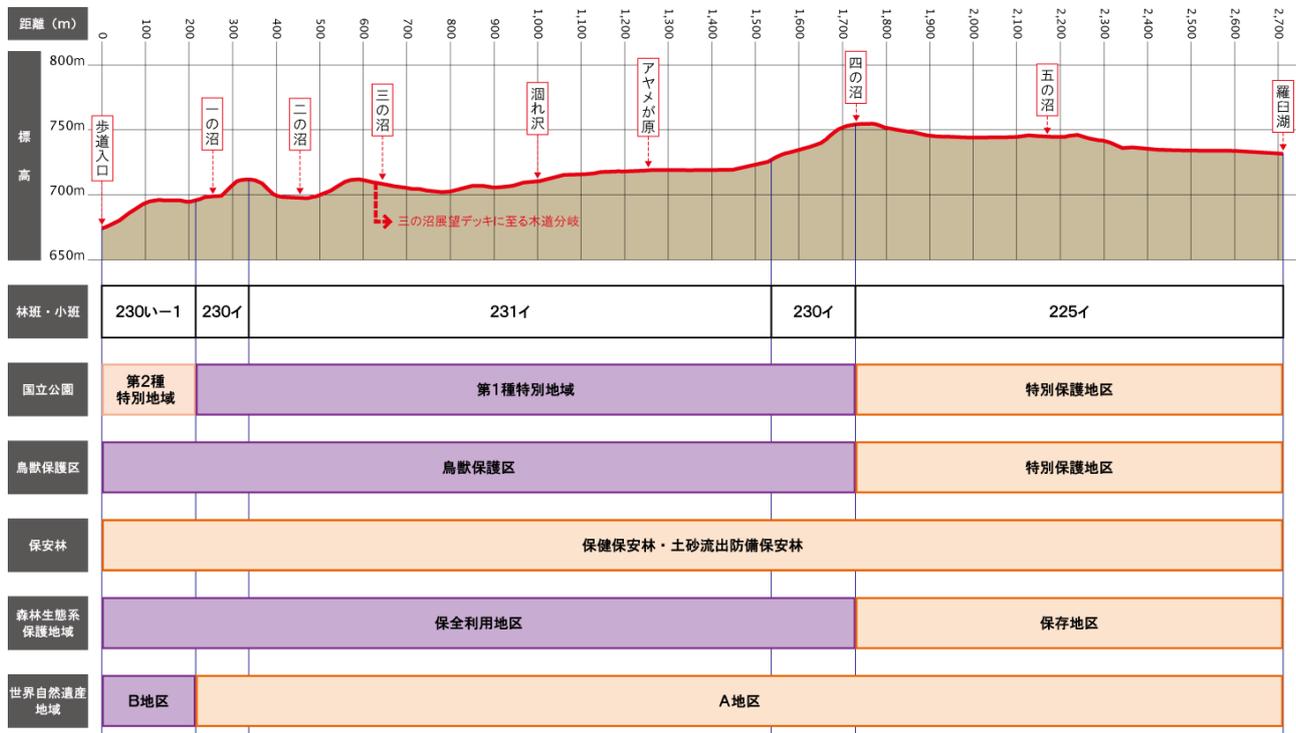
(3) 植生保全対策等検討

(2)現地調査で抽出した問題箇所について、植生保全対策の優先度を判定。有効な植生保全・復元手法を検討するとともに、歩道の付け替えが有効な手法と考えられる箇所について、付け替えルートの線形概要を検討する。

「知床国立公園羅臼湖線歩道植生保全に向けた検討調査業務」中間報告資料

羅臼湖線歩道及びその周辺に関連する法規制等

根拠法等	各種法規制等		羅臼湖線歩道に関する国有林（根釧東部森林管理署）				備考
			225林班	230林班		231林班	
			イ小班	い-1小班	イ小班	イ小班	
自然公園法	知床国立公園						
	保護規制計画	特別保護地区	●				
		第1種特別地域			●	●	
		第2種特別地域		●			
利用施設計画	羅臼湖線道路（歩道）		—	—	—	—	地域指定ではなく歩道の線形を指定
鳥獣保護法	国指定知床鳥獣保護区 [希少鳥獣生息地]	特別保護地区	●				平成13年11月1日 ～平成33年10月31日
		鳥獣保護区		●	●	●	
森林法	保安林	保健保安林	●	●	●	●	
		土砂流出防備保安林	●	●	●	●	
国有林野管理 経営規程	森林生態系保護地域	保存地区	●				
		保全利用地区		●	●	●	
世界遺産条約	知床世界自然遺産	A地区	●		●	●	
		B地区		●			



※標高値は「基盤地図情報数値標高モデル（10m 標高）」（国土地理院）を用いて GIS 上で算出

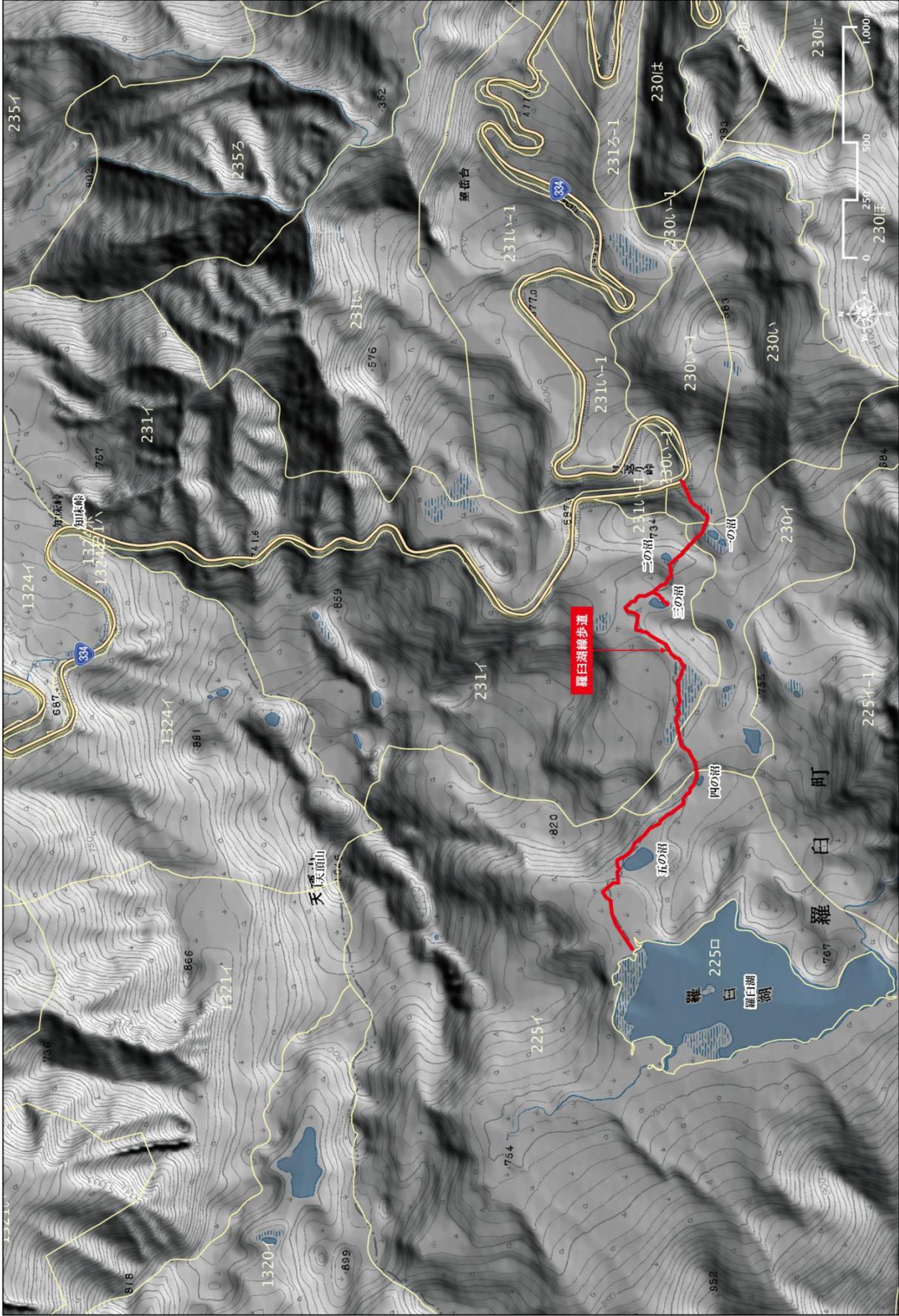


図 国有林林班・小班

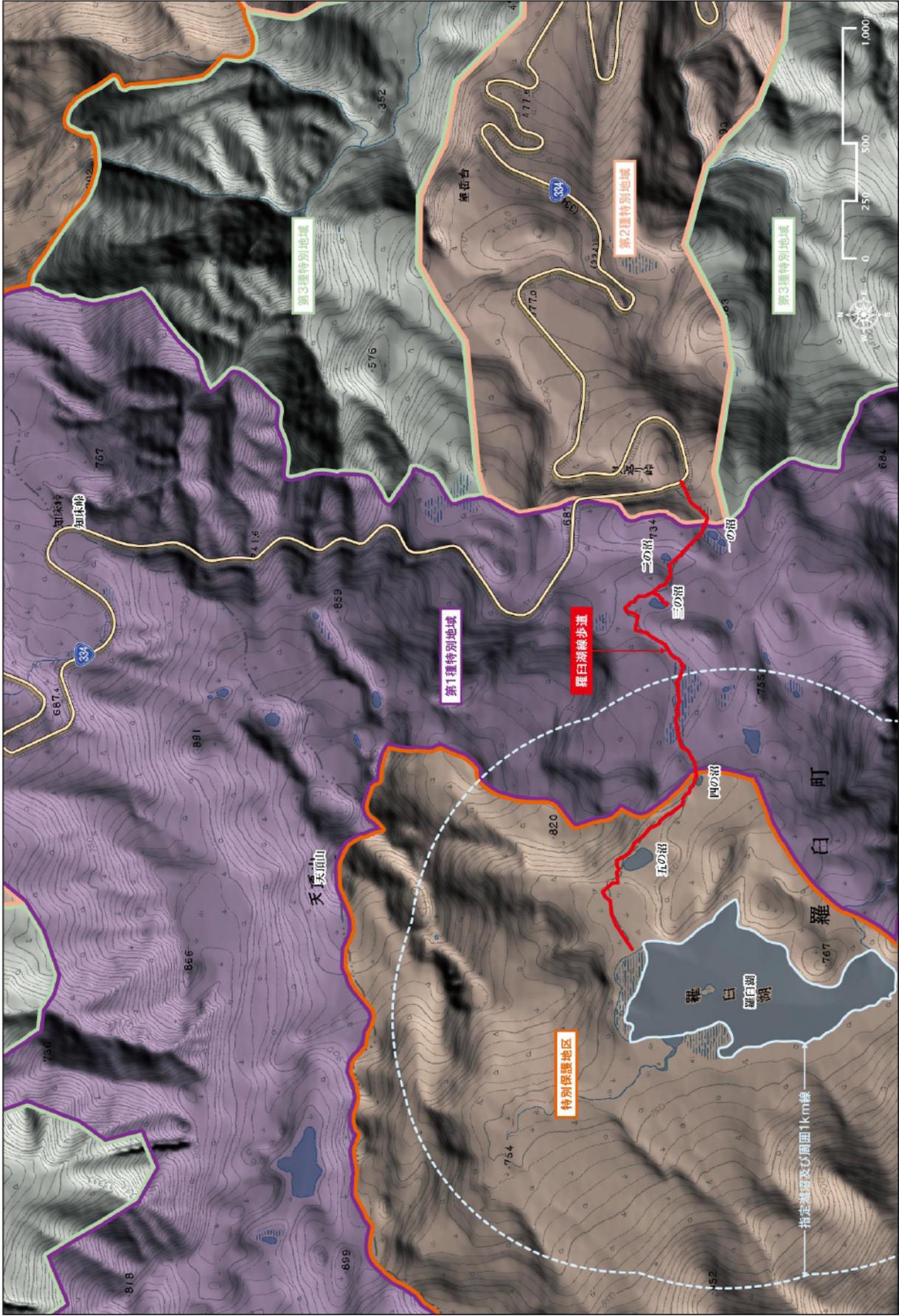


図 国立公園保護規制計画

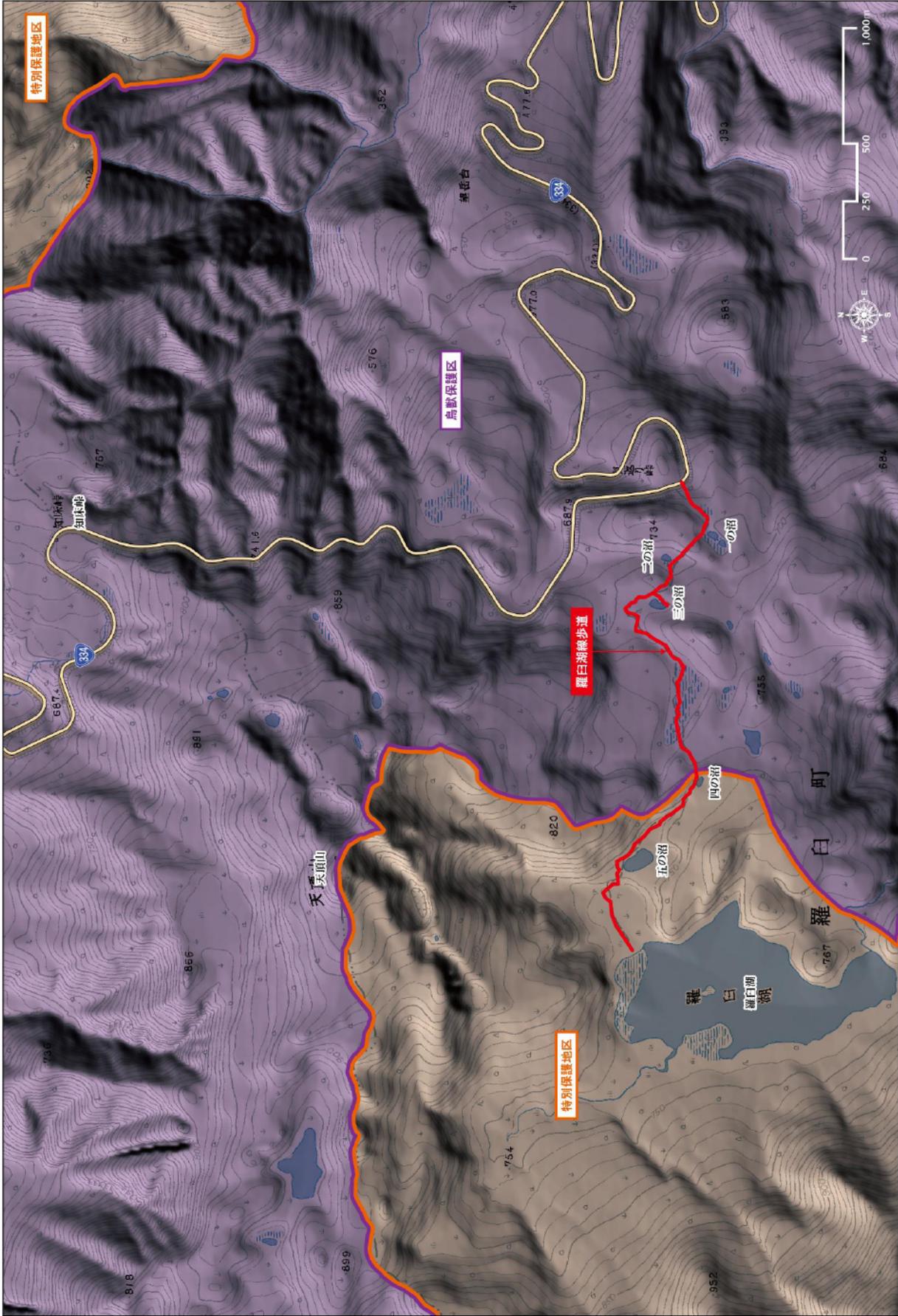


図 国指定鳥獣保護区

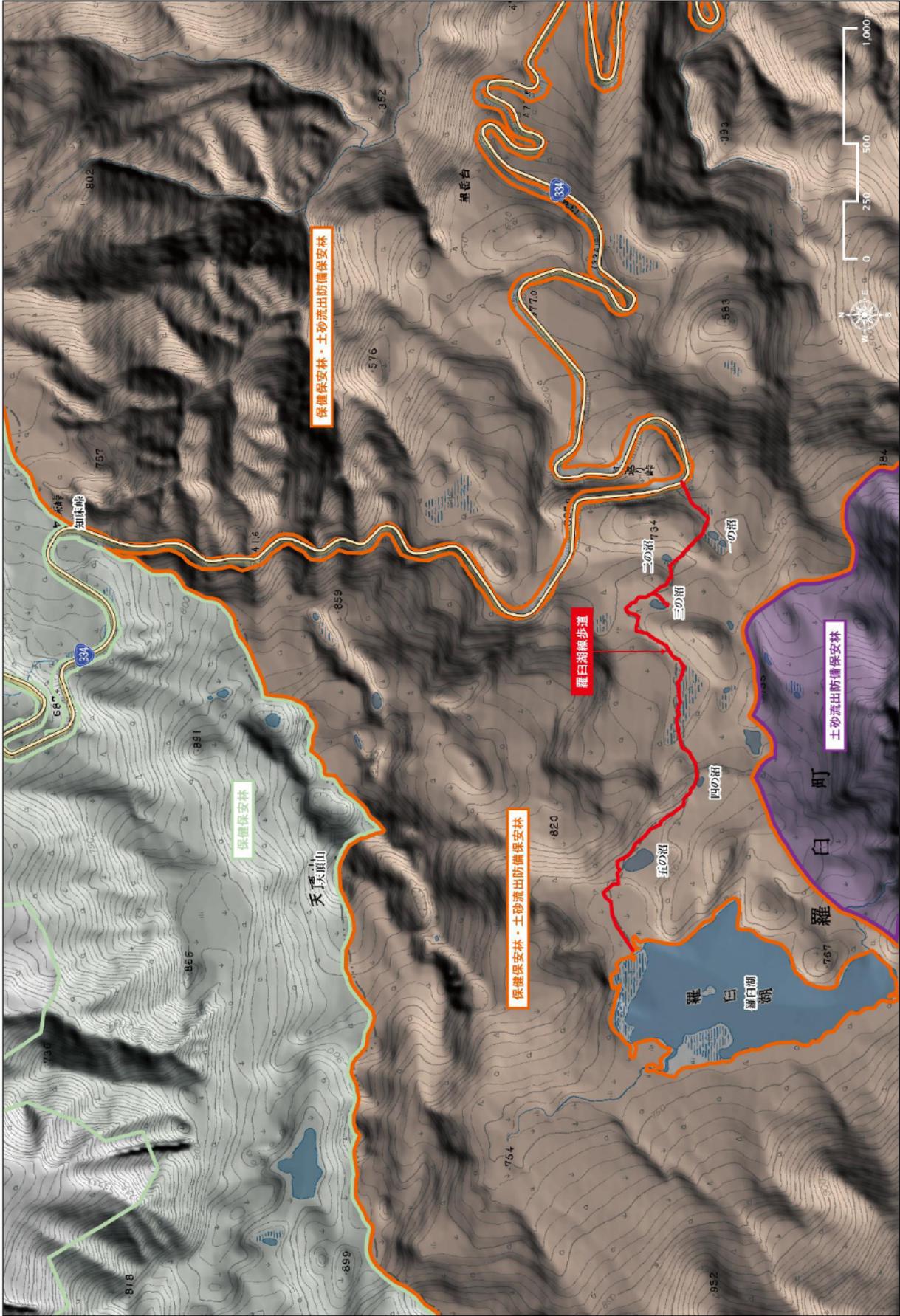


図 保安林

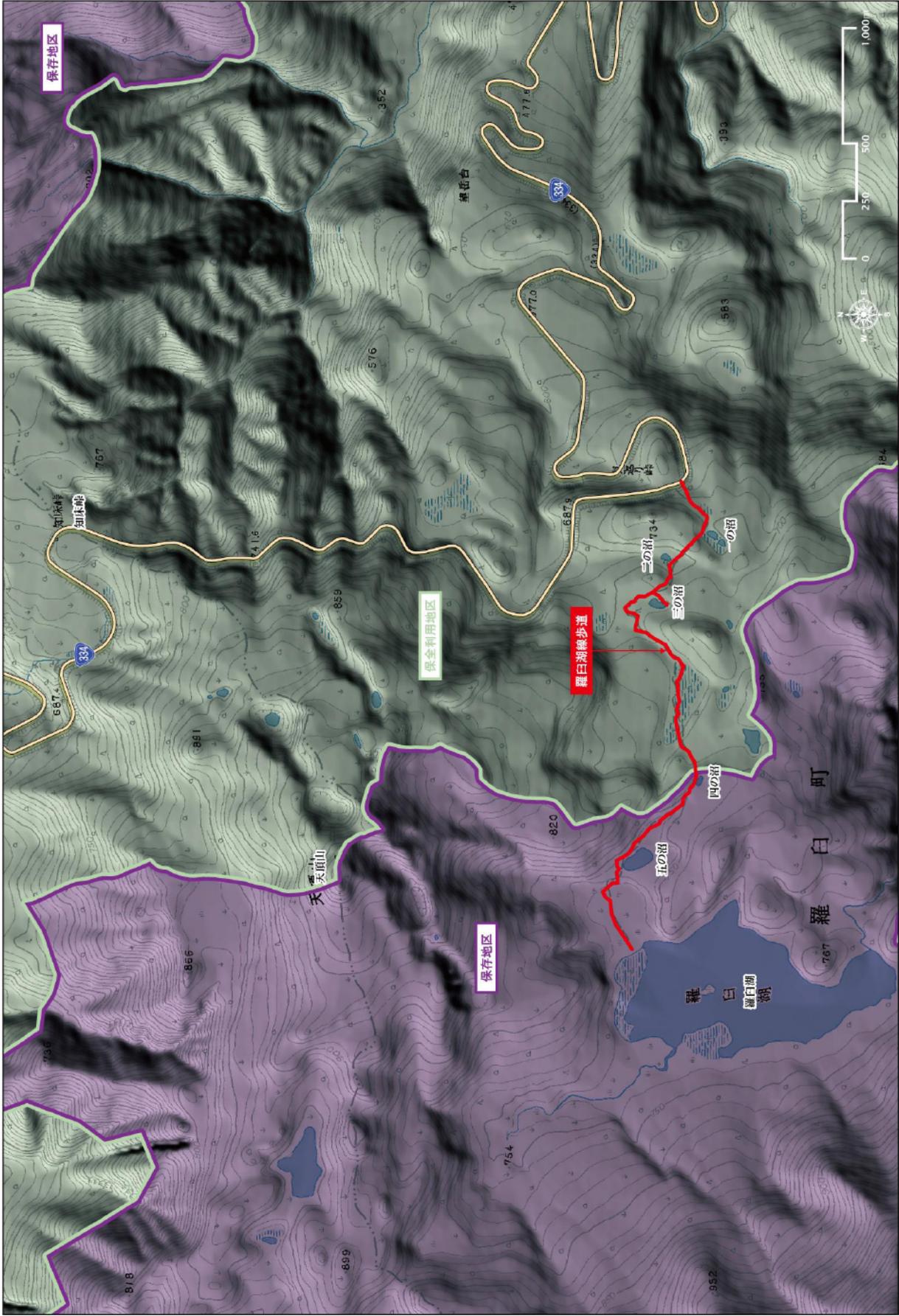


図 森林生態系保護地域



図 世界自然遺産地域

表 国立公園における行為規制の種類（許可及び届出が必要な行為）〔自然公園法〕

	地域区分	行為の種類	処分権者
許可を要する行為	特別地域	[1]工作物の新築、改築、増築 [2]木竹の伐採 [3]鉱物や土石の採取 [4]河川、湖沼の水位・水量の増減 [5]指定湖沼への汚水の排出等 [6]広告物の設置等 [7]指定する物の集積又は貯蔵 [8]水面の埋立等 [9]土地の形状変更 [10]指定動植物の採取／捕獲等 [11]指定区域への指定した外来動植物の植栽／放獣等 [12]屋根、壁面等の色彩の変更 [13]指定する区域内への立入り [14]指定地域での車馬乗入れ [15]政令で定める行為	環境大臣 又は 地方環境事務所長 自然環境事務所長
	特別保護地区	特別地域の行為に加え [1]木竹の損傷 [2]木竹の植栽 [3]家畜の放牧 [4]物の集積又は貯蔵 [5]火入れ、たき火 [6]木竹以外の植物の採取等 [7]物の係留 [8]汚水の排出等	
届出を要する行為	特別地域（事後）	[1]特別地域の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置	地方環境事務所長 自然環境事務所長
	特別地域（事前）	[3]指定地域での木竹の植栽／家畜の放牧	
	特別保護地区（事後）	[1]特別保護地区の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置	
	普通地域	[1]大規模な工作物の新築、改築、増築 [2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3]広告物の設置等 [4]水面の埋立等 [5]鉱物や土石の採取 [6]土地の形状変更	

表 鳥獣保護区における規制 [鳥獣保護法]

区分	規制の概要	備考
鳥獣保護区	捕獲規制 狩猟を禁止	
特別保護地区	【要許可行為】 工作物の新築等 水面の埋立・干拓 木竹の伐採	1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。
特別保護指定区域	【要許可行為】 植物の採取、動物の捕獲等 火入れ又はたき火 車馬の利用 動力船の利用 犬等を入れること 撮影、録画等 野外レクリエーション等	

表 保安林における規制 [森林法]

規制の概要	備考
立木の伐採	都道府県知事の許可が必要。 <許可要件> 伐採の方法が、指定施業要件（注）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと。（間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要。）
土地の形質の変更等	都道府県知事の許可が必要。 <許可要件> 保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと。
伐採跡地への植栽	伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽をしなければならない。

（注）指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

道路の整備、構造等について

【知床横断道路の位置付け】

<道路整備>

道路の規模構造（幅員、線形、視距、勾配、交通安全施設など）は、道路法、道路構造令などによって定められている。（別紙参照）

- ・知床横断道路…一般国道 334 号線（三種四級）

道路の存する地域 高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都市部
	高速自動車国道及び自動車専用道路	第一種
その他の道路	第三種	第四種

道路の種類	計画交通量（単位 一日につき台）	道路の存する 地域の地形				
		二〇、〇〇〇以上	四、〇〇〇以上 二〇、〇〇〇未満	一、五〇〇以上 四、〇〇〇未満	五〇〇以上 一、五〇〇未満	五〇〇未満
一般国道	平地部	第一級	第二級	第三級		
	山地部	第二級	第三級	第四級		
都道府県道	平地部	第二級		第三級		
	山地部	第三級		第四級		
市町村道	平地部	第二級		第三級	第四級	第五級
	山地部	第三級		第四級		第五級

<国立公園>

国立公園内の主な車道は、公園計画に位置付けられ、自然公園法、国立公園管理計画などで取扱方針が定められている。また知床においては、知床国立公園利用適正化基本計画において、公園内の地区ごとの適正な利用について定められている。

- ・知床横断道路…ウトロ羅臼線車道、知床横断道路エリア

取扱方針（国立公園管理計画）：

- ・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のものの現状以上の拡張は原則として認めないものとする。

取扱方針（利用適正化基本計画）：

- ・道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に食い止めるため、知床峠園地を除き通過利用を原則とし、道路付帯駐車場の新設や既存の拡張整備は原則として認めないものとする。

道路構造令（関係箇所抜粋）

最終改正 平成 15 年 7 月 24 日

（路肩）

第八条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員		
		（単位 メートル）		
第 一 種	第一級及び第二級	普通道路	二・五	一・七五
		小型道路	一・二五	
	第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五
		小型道路	—	
第 二 種		普通道路	一・二五	
		小型道路	—	
第 三 種	第 一 級	普通道路	一・二五	〇・七五
		小型道路	〇・七五	
	第二級から第四級まで	普通道路	〇・七五	〇・五
		小型道路	〇・五	
	第 五 級		〇・五	
第 四 種		〇・五		

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第二級及び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第 四 級	普通道路	二・五	二
	小型道路	一・二五	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第 一 種	第一級及び第二級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 二 種		普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第 三 種			〇・五
第 四 種			〇・五

- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(自転車歩行者道)

第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（待避所）

第三十条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- 一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。
- 二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。
- 三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

（交通安全施設）

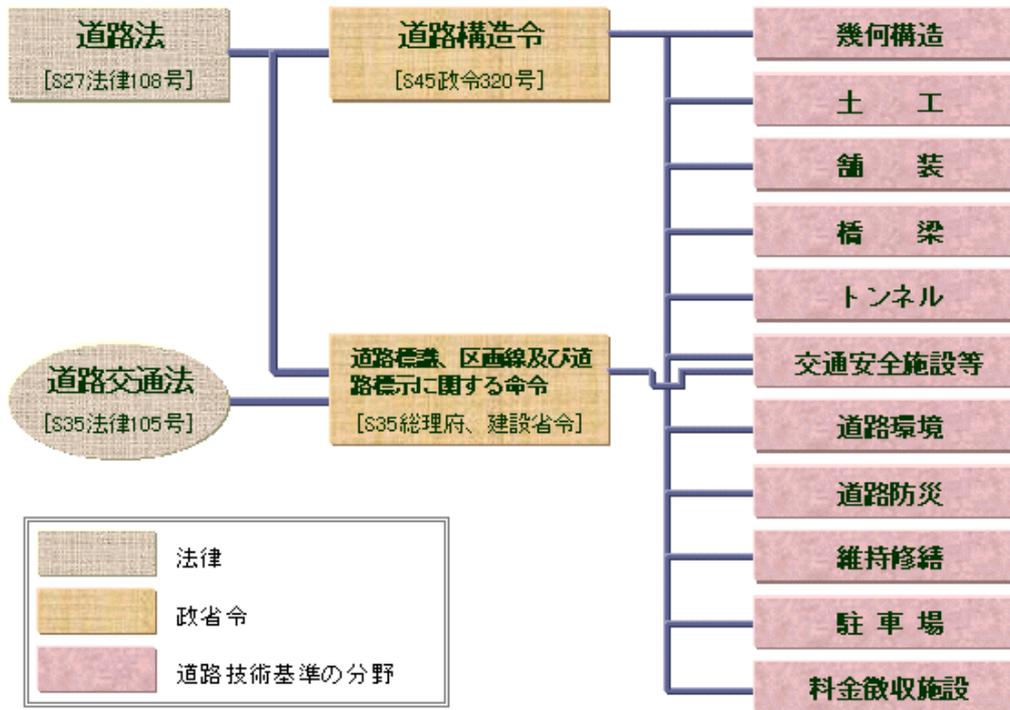
第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第三十二条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

道路整備に関する法令等の体系

道路技術基準の体系



バス停設置に関する手続き、許認可について

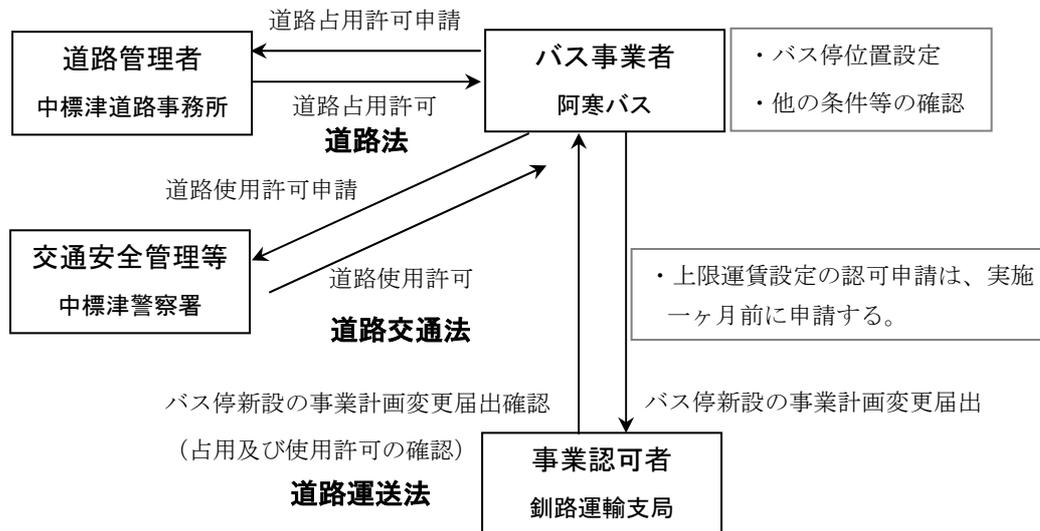
【平成 18 年 9 月 1 日にバス停「羅臼湖入口」が新設された経過】

阿寒バス(株)のバス停申請手続き経過

- 平成 18 年 7 月 11 日 中標津警察署道路使用申請
- 平成 18 年 7 月 13 日 中標津警察署道路使用許可を受ける
- 平成 18 年 7 月 25 日 中標津道路事務所へバス停のための道路占用許可申請
- 平成 18 年 8 月 1 日 中標津道路事務所より占用許可を受ける
- 平成 18 年 7 月 31 日 釧路運輸支局へ届出
- 平成 18 年 9 月 1 日 「羅臼湖入口」バス停運用開始

道路占用、道路使用についての許可申請は阿寒バス(株)一社で実施したが、事業計画届け出は、共同運行している斜里バス(株)も北見運輸支局に同日に行っている。

【バス停新設についての手続きの流れ】



※バス停の移設についても、手続きの流れは上記と同じとなる。

移設の場合は、「占用許可申請」→「占用変更許可申請」、「道路使用許可申請」→「道路使用変更許可申請」

【バス停に関する更新等】

- 道路占用許可は、5年ごとに更新する。
- 警察署の道路使用許可も、「占用許可日～占用許可終了日」となっており、同時に更新が必要。

【バス路線の現状】

- 羅臼・宇登呂線は阿寒バス(株)と斜里バス(株)で共同運行している。
- 路線営業期間は、6月15日～10月15日(4ヶ月間)
- バス停は、冬季間は撤去している。
- 羅臼・宇登呂線は生活路線ではなく、観光客を対象とした路線である(国庫補助金対象外)。

【バス停位置に関する基準等】

道路占有、道路使用の許可申請時において、道路管理者、管轄警察署と申請事業者と協議することとなる。「羅臼湖入口」のバス停設置では、上り下りバスの同着時の交通配慮、カーブ前後の見通し確保が考慮され、現在の位置に設定された。

道警では、以下のような「バス停留所設置安全基準」（別紙）を制定している。

バス停留所設置安全基準の制定について

昭和 52 年 3 月 29 日

道本例規(交規)第 10 号

／道本部各部、課(室・隊・所)長／道学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

この度、路線バスの停留所を設置する場合の位置、距離等に関する安全基準を別添のとおり定め、昭和 52 年 4 月 1 日から実施することとしたので、次の事項に留意するとともに、関係機関と緊密な連携を保ち、適切な運用を期されたい。

なお、「いわゆる乗合バス停留所設置位置の基準の制定について(昭和 35 年 10 月 28 日道本交甲例規第 205 号)」は、廃止する。

記

(略)

以上

別添

バス停留所設置安全基準

第 1 目的

この基準は、路線を定めて定期的に運行するいわゆる乗合バス停留所(以下「停留所」という。)を設置する場合の位置の基準を定め、停留所付近における交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

第 2 運用の基本

停留所の設置に関し、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき警察署長が行う道路の使用の許可及び法第 79 条の規定に基づき警察署長と道路管理者が行う協議の取扱いについては、この基準によるものとする。

第 3 設置禁止場所

次に掲げる道路の部分には、停留所を設置してはならない。

- (1) 交差点、道路の曲がり角、横断歩道、踏切又は軌道敷内
- (2) 坂の頂上付近又は勾こう配の急な坂
- (3) 橋りょう、高架道路又はトンネル
- (4) 安全地帯(路面電車の停留場に設けられているものを含む。)の左側部分及び当該部分の前後の側端から、それぞれ前後に 10 メートル以内の部分

第 4 設置の一般基準

1 停留所の設置に当たっては、次に掲げる道路の部分に乗合バス(以下「バス」という。)が停車することとならないようにしなければならない。

- (1) 交差点(交差点に接近して設けられた横断歩道のある場合は、当該横断歩道を含む。以下

- 同じ。)の側端又は道路の曲がり角から、15メートル以内の部分(例図(1)、(2)及び(3)参照)
- (2) 横断歩道(交差点に接近して設けられた横断歩道のある場合は、当該横断歩道を除く。以下同じ。)の前後の側端から、それぞれ前後に15メートル以内の部分(例図(4)参照)
 - (3) 踏切の前後の側端から、それぞれ前後に50メートル以内の部分(例図(5)参照)
 - (4) 橋りょう及び高架道路の取り付け部又はトンネルの出入口から、それぞれ前後に30メートル以内の部分(例図(6)、(7)及び(8)参照)
- 2 前事項の基準に基づき、停留所を設置する場合において、その付近に交差点、道路の曲がり角、横断歩道又は踏切がある場合は、できる限り当該交差点等をそれぞれ通過した後の場所に設置することとし、やむを得ない事情により交差点の手前に設置する場合であつて当該停留所に停車したバスがその交差点で右折又は左折するものについては、当該交差点から30メートル以上の距離をとること。
- 3 同時に2台以上のバスが停車することとなるような停留所にあつても、第4の1の事項に定める基準によるものとする。
- 4 同一路線に、2系統以上のバスが運行している場合の停留所は、できる限り同一場所に設置するものとする。

第5 市街部道路における特例 (略)

第6 対向停留所の基準

交差点(交差する道路の幅員が6メートル未満の場合を除く。)から次の交差点までの間に向い合わせに対向して設置する停留所については、第4の事項に定める基準によるほか、当該停留所に停車するバスが相互に背合わせとなる位置に設置するものとする。この場合、車道の片側幅員が6メートル未満の道路にあつては、30メートル(歩道と車道の区別がない道路にあつては、40メートル)以上の間隔をとるものとする。ただし、バス停車帯若しくは中央分離帯(区画線等による簡易のものを含む。)が設けられている道路又は当該対向停留所に同時にバスが停車することがないときは、この限りでない。

第7 停留所の間隔 (略)

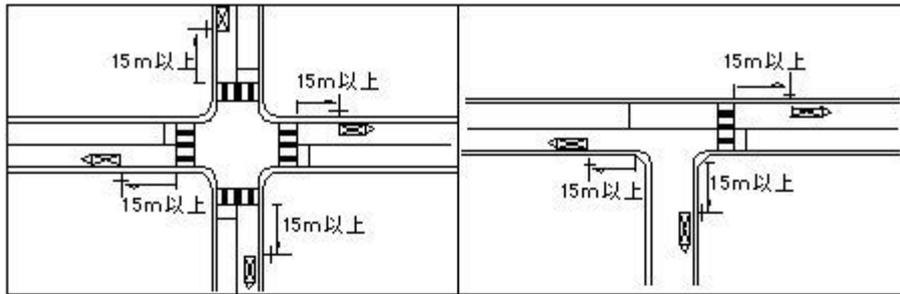
第8 道路の使用許可事務等の取扱い (略)

第9 その他 (略)

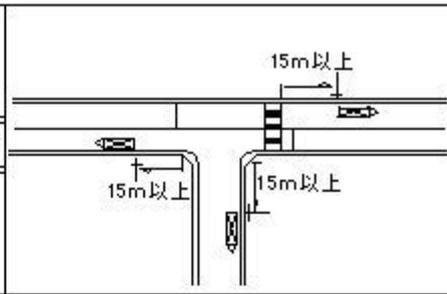
例図

バス停留所の設置位置の一般的基準例

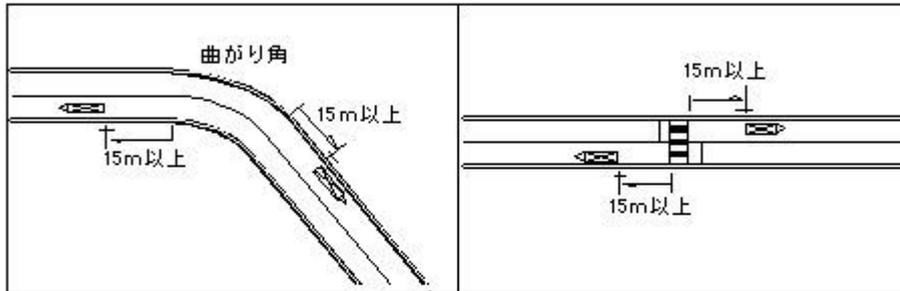
(1) 交差点



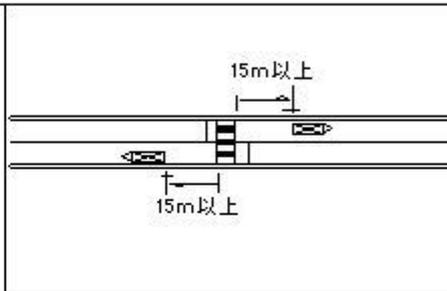
(2) 丁字交差点



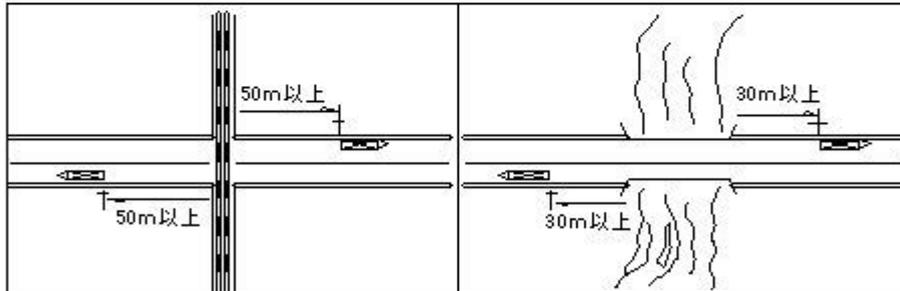
(3) 道路の曲がり角



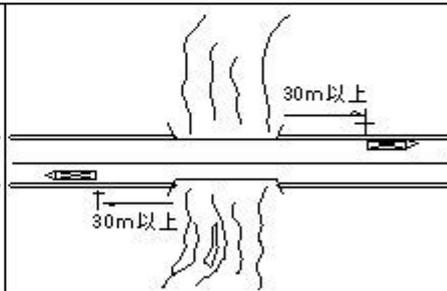
(4) 横断歩道



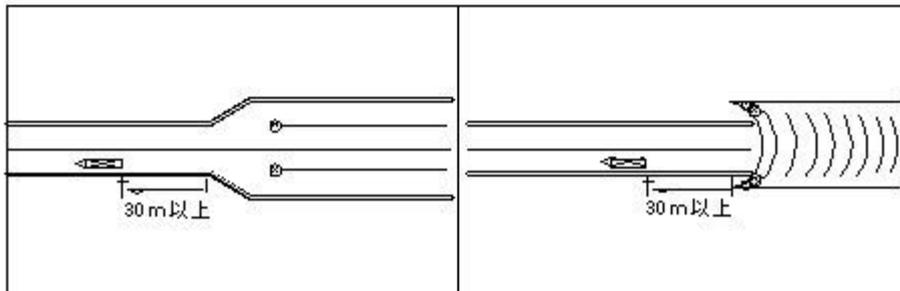
(5) 踏切



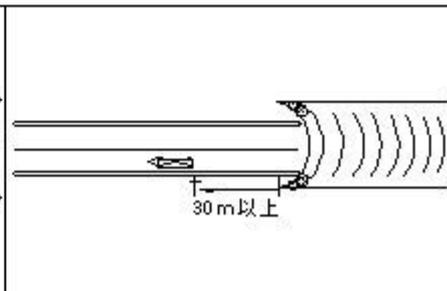
(6) 橋りょう



(7) 高架道路



(8) トンネル



植生概況

- 一の沼、二の沼、三の沼、アヤマが原、四の沼、五の沼ならびに羅臼湖畔の6箇所に見られる湿原植生は、いずれも湖や池沼の周辺に成立した高層湿原を主体とする。しかしながら、6箇所それぞれの湿原は、最も発達する植物群落が異なっているため、個別に特徴ある6箇所の湿原が一体となって貴重な湿原群が構成されている。
- タチギボウシ、ヒオウギアヤメ、エゾゼンテイカ、ミツガシワなど、エゾシカが好む植物は、以前（1980年代）と比べて明らかに減少している。

現歩道の問題点・指摘・意見等

- この地域の木道は、他地域で設置されている木道と比較して、敷板が長く厚い、支柱（杭）が太いなど、使用している材の規格が大きい（敷板：3,600×100mm×3枚、支柱（杭）：φ150mm）。また、他地域と比較して、短時間で破壊・腐朽したとの印象がある。
- 破損や腐朽した木道は、基本的に撤去すべきである。特に高層湿原は、その成立環境として貧栄養であることが重要なため、腐朽した木材・有機物は必ず撤去すべきである。
- 亜高山帯上部から高山帯にかけて多雪となる場所、特に雪田やその周辺では、木道が壊れやすい（折れる、その後、腐れる）ので、そのような場所での歩道管理では木道設置以外の方法を考えた方がよい。
- 歩道管理では、歩道上を水が流れて路面浸食が進まないように、所々に水切りを設置して流水を分散させる措置が重要である。その際、水切りは、希少植物の生育地や貴重な植生への流水と土砂流入による影響を排除するため、チシマザサ群落、ダケカンバ林あるいはハイマツ低木林など、希少植物が少ない普通な植生に覆われたところを選んで設置する必要がある。
- 歩道周辺に貴重な植物がある場合は、その生育地に流水や土砂流入の影響が及ばないように、防御することが重要である。
- 歩道のルート付け替えなどに応じて木道を撤去した後の植生回復については、チシマザサ群落、ダケカンバ林あるいはハイマツ低木林など普通の植生では自然な回復が期待されるので放置して良いと考える。しかし、湿原植生では、木道撤去後の植生回復に関して、植生生態学的に緻密なモニタリング調査とそれに基づく自然再生策を講じる必要がある。
- 関係行政機関や国民・道民が密に連携した組織をつくり、歩道の維持管理体制をつくる必要がある。



※本資料は、植生の専門家からの指摘に基づき作成したものである。

図 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（羅臼湖線歩道全般）

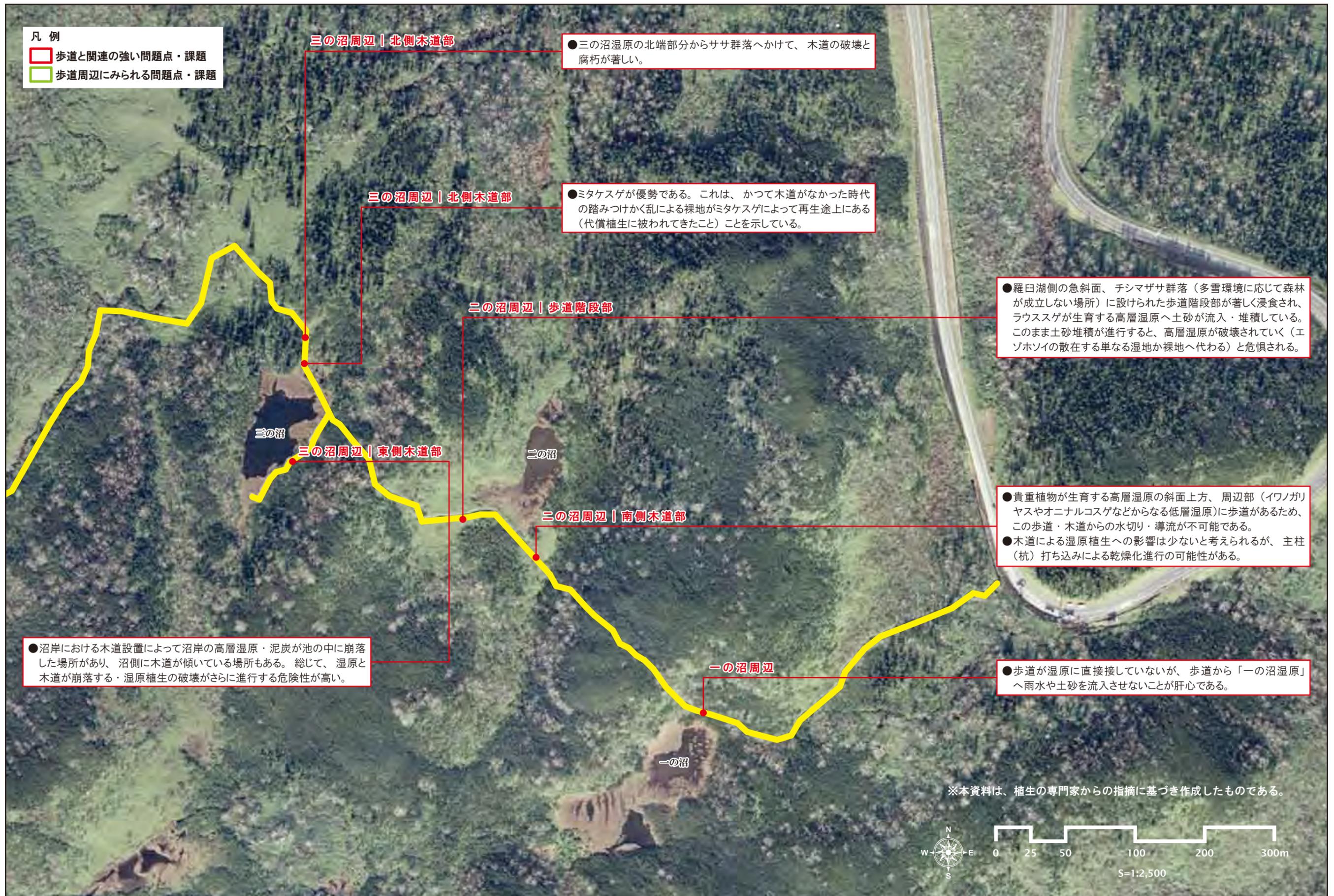


図 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（歩道入口～三の沼周辺）



図 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（アヤマが原～四の沼周辺）



図 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（五の沼～羅臼湖周辺）

一の沼周辺



一の沼周辺の木道



一の沼

二の沼周辺

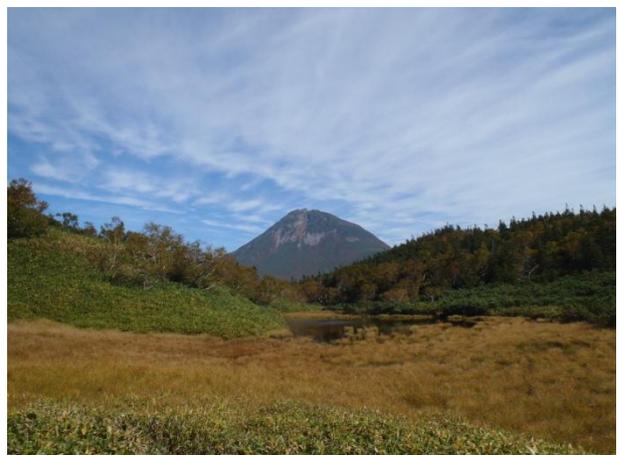


一の沼側稜線からみた二の沼周辺

二の沼周辺 | 南側木道部



高層湿原の斜面上方を通過する歩道



二の沼

二の沼周辺 | 歩道階段部



土砂を浸食しながら歩道階段部を水が流下



歩道階段部を流下する水の状況



著しく浸食された歩道階段部



高層湿原に流入・堆積した土砂

三の沼周辺 | 東側木道部 (至・展望デッキ)



三の沼展望デッキに至る木道



沼の中に崩落した木道脇の泥炭



三の沼展望デッキ



三の沼 (展望デッキからの眺望)

三の沼周辺 | 北側木道部



再生途上であることを示す木道沿いのミタケスゲ



損壊・腐朽が著しい木道

アヤマが原周辺



水際で沼側へ傾いている木道



アヤマが原



アヤマが原

四の沼周辺



沼に接して通過する木道



四の沼

五の沼周辺

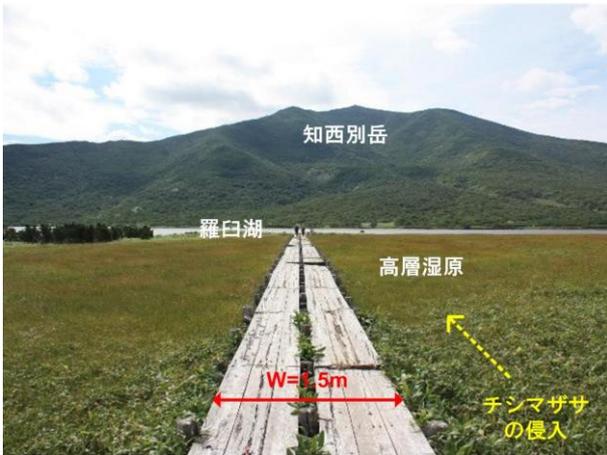


五の沼周辺の木道

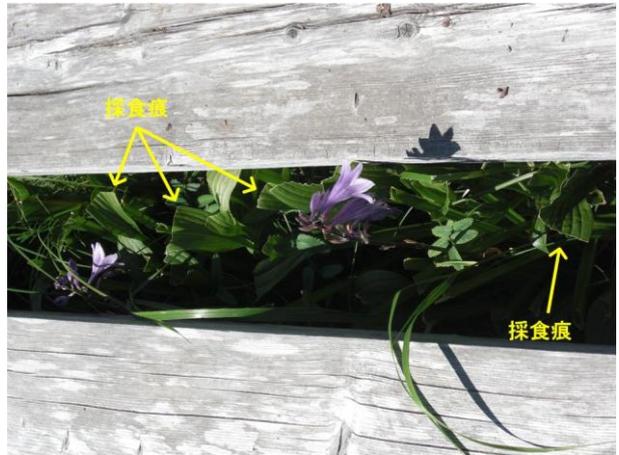


五の沼

羅臼湖周辺



羅臼湖展望デッキに至る木道



木道の隙間にみられる tachigiboushi とその採食痕



羅臼湖展望デッキ



エゾシカ食害が著しい羅臼湖岸の低層湿原

「知床国立公園適正利用等検討調査業務」中間報告

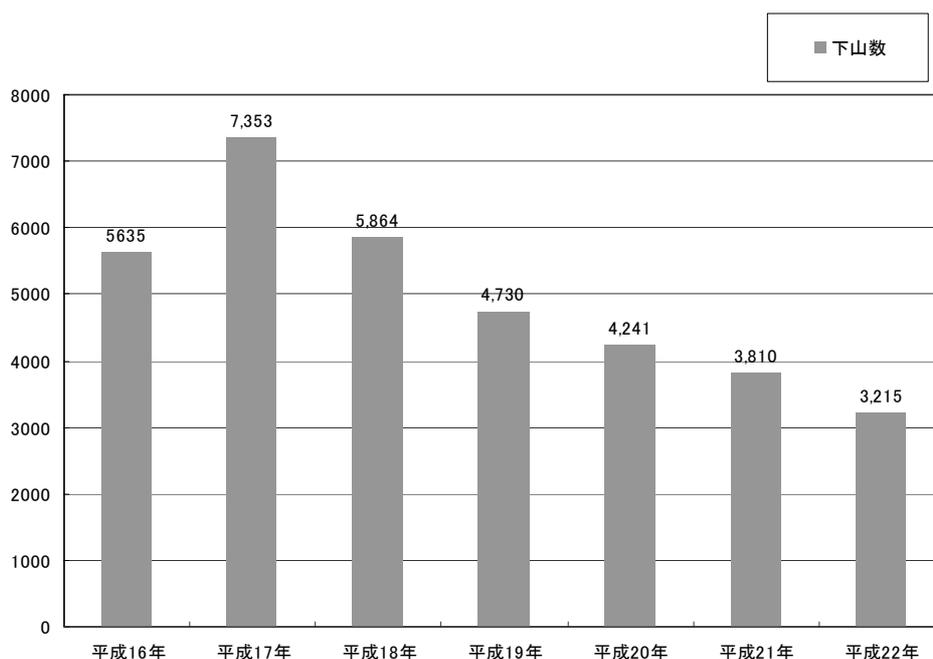
1. 羅臼湖の利用状況（カウンターデータからの解析）

① 羅臼湖の年間利用者数の推移（平成 16 年～平成 22 年）

- ・年間利用者数は、平成 17 年の世界遺産登録時の利用者数をピークとし、毎年減少傾向にある。
- ・平成 22 年の利用者数は、ピーク時の平成 17 年に比較し、62%減少している。
また、遺産登録前の平成 16 年に比較し、43%減少している。

表： 羅臼湖年間利用者数の推移

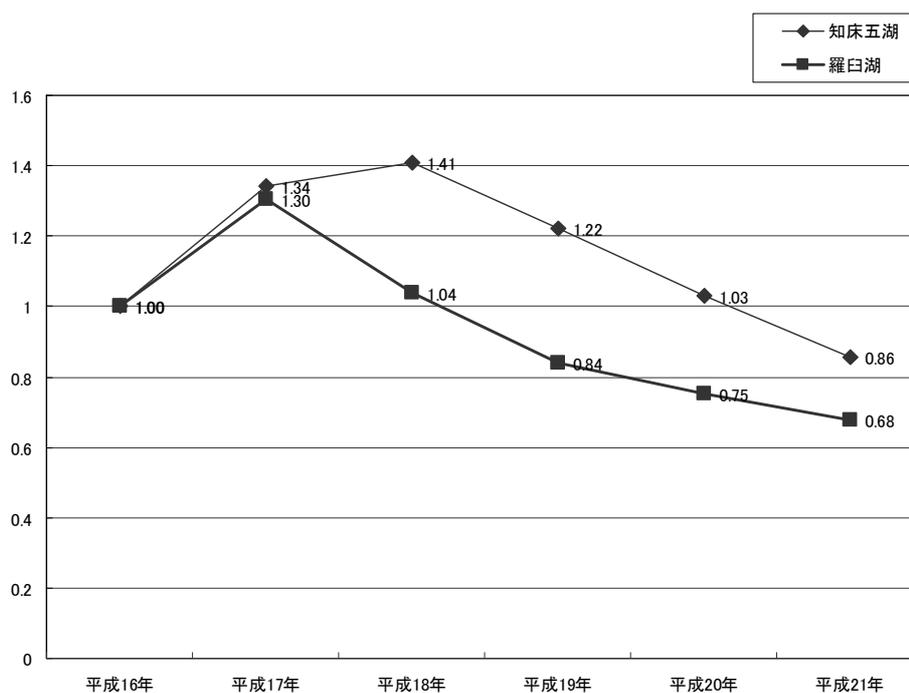
年次	下山数	備考
平成 16 年	5,635	設置期間：6/19～10/31
平成 17 年	7,353	設置期間：6/19～11/5
平成 18 年	5,864	設置期間：6/19～11/5
平成 19 年	4,730	設置期間：6/19～11/2
平成 20 年	4,241	設置期間：6/4～11/28
平成 21 年	3,810	設置期間：6/18～10/19
平成 22 年	3,215	設置期間：6/18～10/18
平成 22 年 世界遺産登録前比	57%	平成 16 年比
平成 22 年 ピーク年比	44%	平成 17 年比



図： 羅臼湖年間利用者数の推移

② 知床五湖と羅臼湖の年間利用者数の推移比較（平成 16 年～平成 21 年）

- ・ 羅臼湖、知床五湖共、平成 16 年に比較し、世界遺産登録時の平成 17 年に、30%程度の利用者の増加となっている。
- ・ 知床五湖は、平成 18 年も継続して利用者数の増加が見られた後、20%の減少が毎年続いている。
- ・ 羅臼湖は、平成 18 年に前年並に大きく減少した後、翌年 20%の減少となり、その後 10%程度の減少が続いている。
- ・ 羅臼湖において、平成 18 年に大きく利用者が減少した理由は、羅臼湖において、ヒグマ出没注意看板、路上駐車禁止措置が実施されており、その影響によると予想される
- ・ 近年の減少傾向は、羅臼湖・知床五湖とも同様であり、利用者の減少は知床地区全体での傾向といえる。



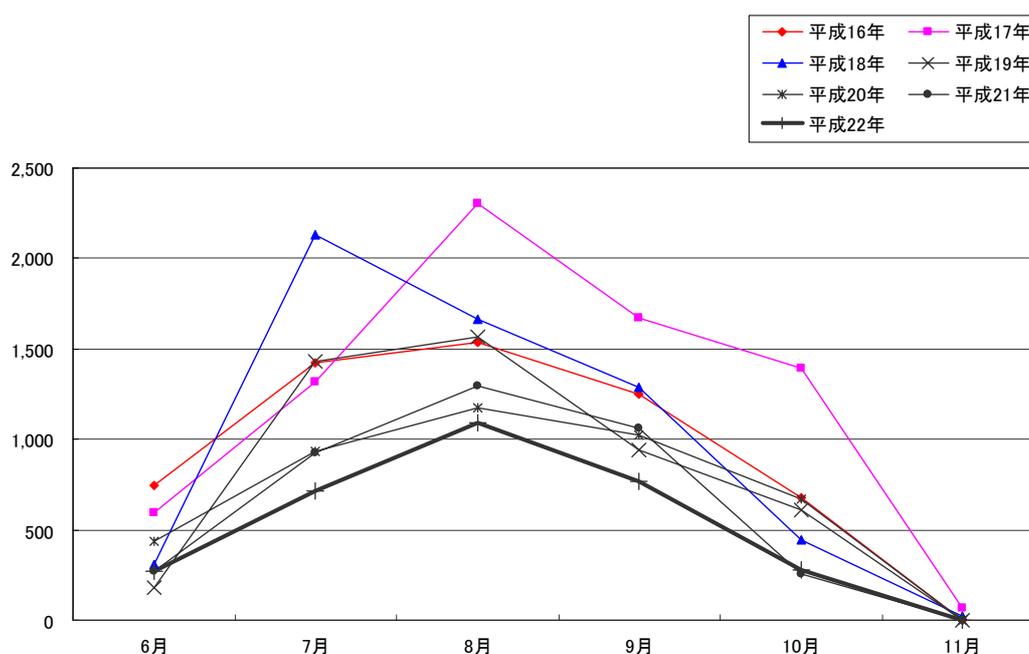
図： 知床五湖と羅臼湖の年間利用者数の推移比較
（平成 16 年の利用者数を 1 とした場合の推移）

③ 羅臼湖の月間利用者数の推移（平成16年～平成22年）

- ・ 月間の利用者数は、8月がピークとなっている。ただし平成18年は、7月に利用のピークがずれている。これは世界遺産登録の影響により増加したが、8月以降は、ヒグマ出没注意看板等の影響により利用が抑制されたと考えられる。
- ・ 月の利用者数はおよそ200人から1,500人程度となっている。ただし、平成17年、18年には、2,000人を超えた月があり、利用が集中した状況であったと考えられる。

表：羅臼湖月別利用者数の推移

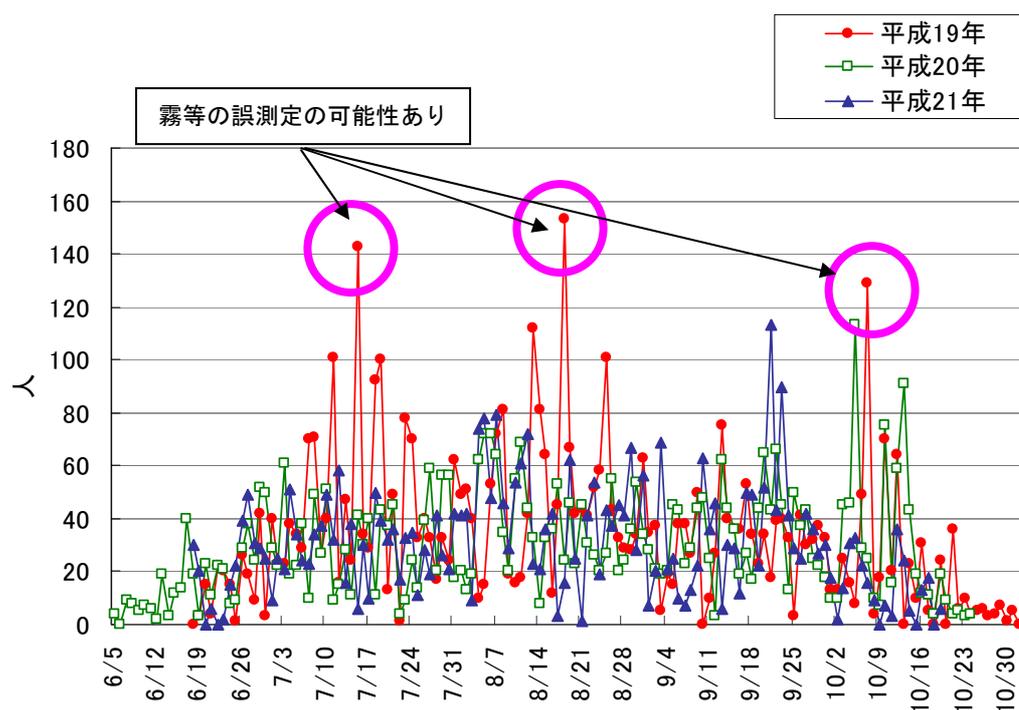
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	備考
平成16年	748	1,423	1,536	1,247	681	—	5,635	設置期間：6/19～10/31
平成17年	598	1,321	2,302	1,672	1,394	66	7,353	設置期間：6/19～11/5
平成18年	312	2,130	1,662	1,287	448	25	5,864	設置期間：6/19～11/5
平成19年	179	1,434	1,568	938	609	2	4,730	設置期間：6/19～11/2
平成20年	438	937	1,173	1,024	669	—	4,241	設置期間：6/4～11/28
平成21年	268	927	1,293	1,065	257	—	3,810	設置期間：6/18～10/19
平成22年	268	810	1,095	767	275	—	3,215	設置期間：6/18～10/18
平成22年 世界遺産登録 前比	36%	57%	71%	62%	40%	—	57%	平成16年比
平成22年 ピーク年比	45%	61%	48%	46%	20%	—	44%	平成17年比



図：羅臼湖月別利用者数の推移

④羅臼湖の日当りの利用者数（下山数）（平成19年～平成21年）

- ・ 日当りの平均の利用者は30人前後となっている。
- ・ ピーク時の日当りの利用者は80～120人程度となっている。
- ・ 利用が集中する時期としては、8月前半からお盆前後と、9月末から10月上旬の紅葉時期が各年とも共通している。なお休日に特に利用が集中している傾向は見られない。
- ・ 平成19年では7月に利用が多くなる状況が見られたが、以降の年次の7月については、最大でも60人程度の利用に落ち着いている。



図：羅臼湖日別利用者数の推移

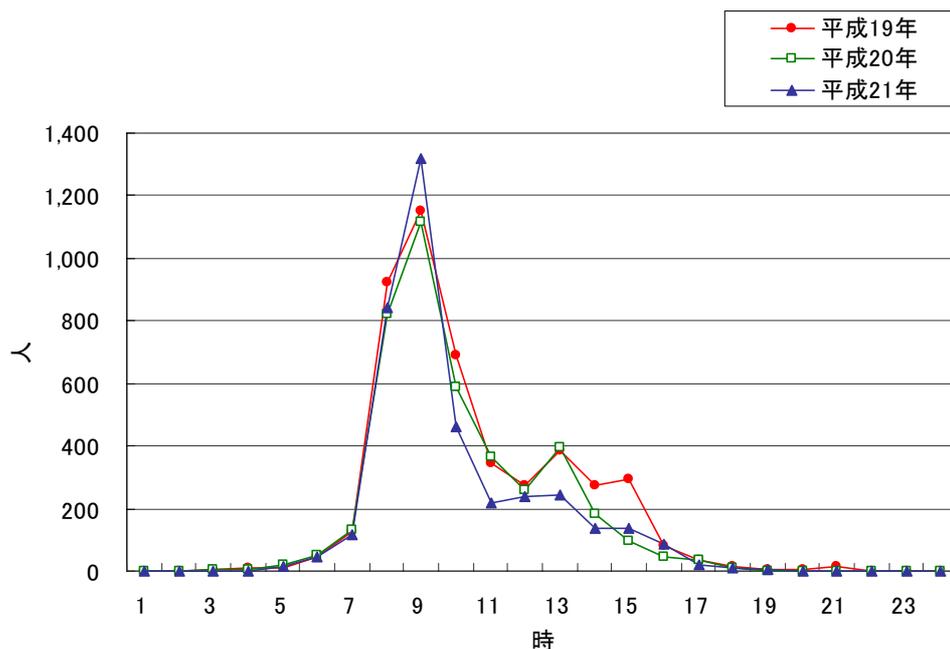
表：70人/日以上の利用があった日

平成19年		平成20年	平成21年
7月7日 土	8月8日 水	8月5日 火	8月4日 火
7月8日 日	8月13日 月	8月6日 水	8月5日 水
7月11日 水	8月14日 火	10月5日 日	8月7日 金
7月15日 日	8月18日 水	10月10日 金	8月12日 水
7月18日 水	8月25日 水	10月13日 月	9月21日 月
7月19日 木	9月13日 木		9月23日 水
7月23日 月	10月7日 日		
7月24日 火	10月10日 水		
8月7日 火			

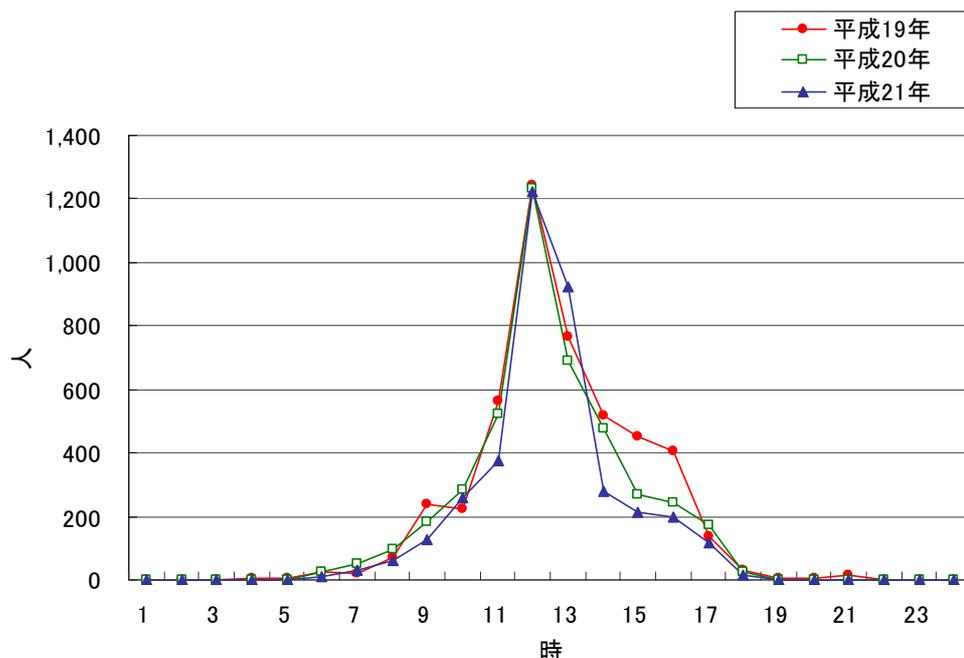
※赤字は霧等の誤差データの可能性がある。

⑤ 羅臼湖の入山、下山の時間帯（年間累計）

- ・ 各年とも入山時刻は8時、9時代の午前中に多く集中し、13時頃までが標準的である。
- ・ 下山時刻は12時、13時代に多く集中し、16時頃までが標準的である。
- ・ 午前中に入山し、午後の早い時間帯に下山するという利用が多数を占めている。
- ・ 利用の時間帯が集中していることから、何らかの要因で利用人数が増えた場合、一定時間に利用が集中し、羅臼湖の自然環境、利用環境に影響を与えやすいと考えられる。



図：時間帯別入山者数の年間累計



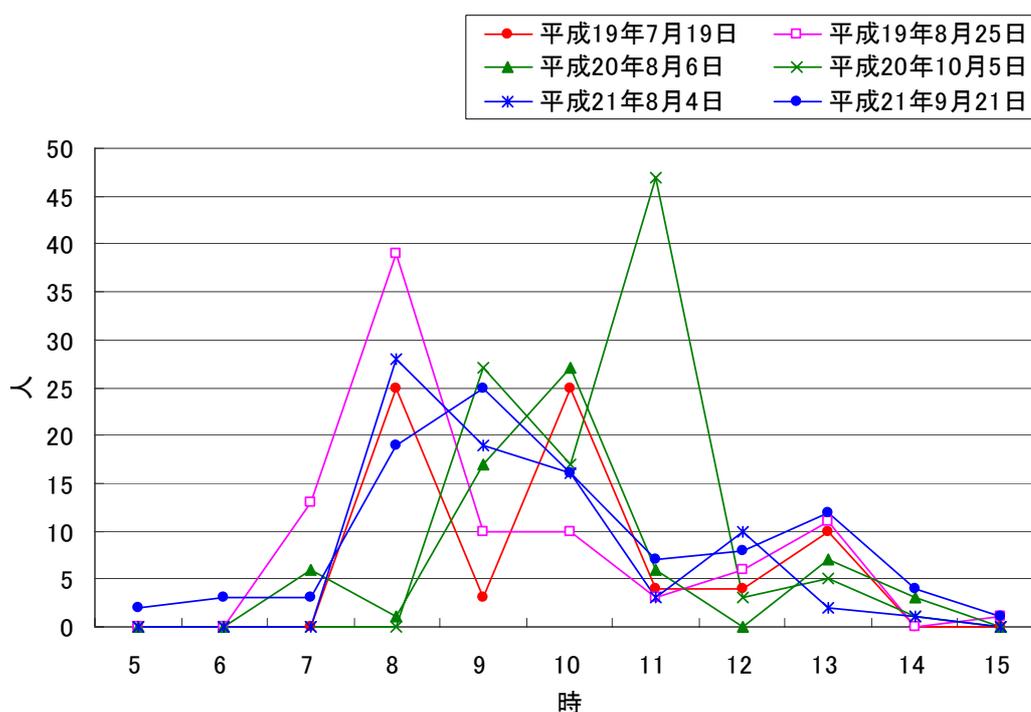
図：時間帯別下山者数の年間累計

⑥ 羅臼湖の任意日の入山状況（利用者が多い任意日の状況）

- ・ 8時から10時頃に入山することが多く、時間当たり25人～30人の立入が見られる。時間当たり40人を超える立入が見られるが、入林簿を照合すると、下記のような団体利用の重なりなどが要因となっている。

平成19年8月25日の8時台・・・15～20人程度のグループが3グループ立入り
 平成20年10月5日の11時台・・・45人のグループがあり

- ・ 一定時間の利用の集中は、1団体の人数が多くなると発生する可能性が高いと考えられ、集中を避けるためには、適正な団体人数で利用することが一つの対策となると考えられる。



図：任意日の入山状況

2. 羅臼湖の利用状況（入林簿の解析）

① 入林簿の記入率

- ・ 記入率は50%～70%程度となっている。
- ・ 従来は60%程度の記入率であるが、平成20年、平成21年は記入率が高い状況であった。

表：入林簿の記入率（人数）

		7月	8月	9月	10月	平均
平成17年	カウンター	1,321	2,302	1,672	1,394	
	入林簿	764	1,135	1,067	894	
	入林簿記入率	57.8%	49.3%	63.8%	64.1%	58.8%
平成18年	カウンター	2,130	1,662	1,287	448	
	入林簿	1,079	1,116	836	未集計	
	入林簿記入率	50.7%	67.1%	65.0%		60.9%
平成19年	カウンター	1,434	1,568	938	609	
	入林簿	766	1,038	581	288	
	入林簿記入率	53.4%	66.2%	61.9%	47.3%	57.2%
平成20年	カウンター	937	1,173	1,024	669	
	入林簿	751	782	700	488	
	入林簿記入率	80.1%	66.7%	68.4%	72.9%	72.0%
平成21年	カウンター	927	1,293	1,065	257	
	入林簿	769	946	720	157	
	入林簿記入率	83.0%	73.2%	67.6%	61.1%	71.2%

注：カウンター計測と入林簿の記入期間が一致する期間のみ記入率を整理した。

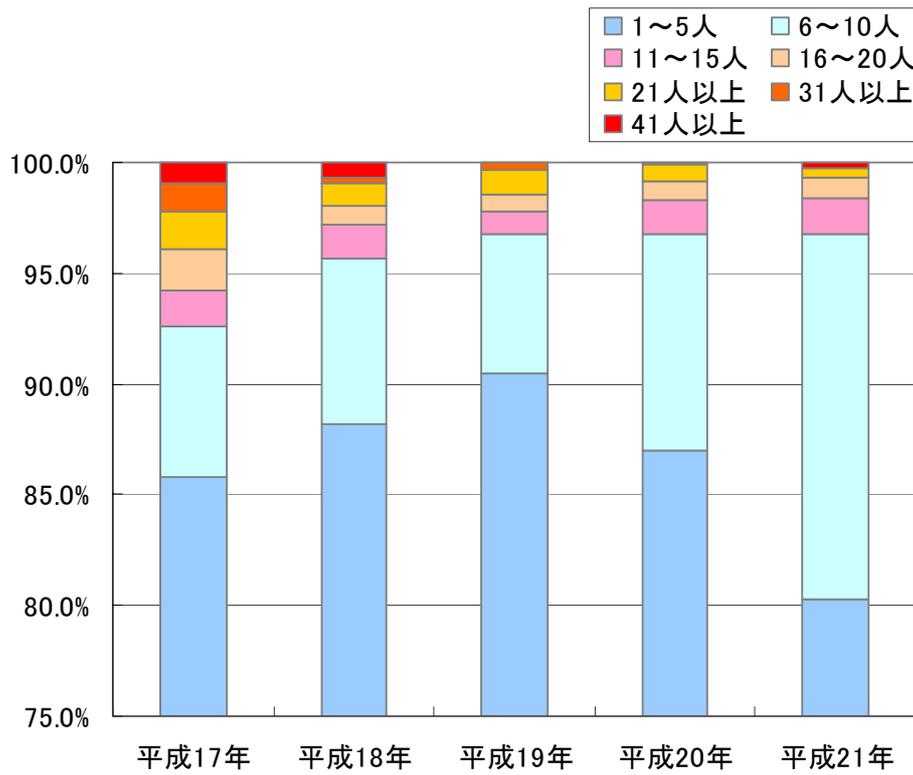
② 利用人数の構成

- ・ 10人以下の少人数の利用が92%～97%と多くを占めている。
- ・ 平成17年は利用者数がピークを迎えた年であるが、10人以上の利用が他年に比べ多く、特に16人以上の大人数の利用が多かった。
- ・ 平成18年以降、10人以上の利用は減少し、3%程度に落ち着いてきている。10人以上の場合についても、20人以下の利用に移行しつつある傾向がある。
- ・ 知床エコツーリズムガイドラインでは10人までの利用が望ましいとされており、利用人数は適正な方向に向かっているといえる。

表：利用人数の構成割合の推移（組数）

		1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上	31人以上	41人以上	合計
平成17年	組数	803	64	15	17	16	12	9	936
	割合	85.8%	6.8%	1.6%	1.8%	1.7%	1.3%	1.0%	
	10人以下・以上の割合	10人以下	92.6%	10人以上				7.4%	
平成18年	組数	813	69	14	8	9	3	6	922
	割合	88.2%	7.5%	1.5%	0.9%	1.0%	0.3%	0.7%	
	10人以下・以上の割合	10人以下	95.7%	10人以上				4.3%	
平成19年	組数	820	57	9	7	10	3	0	906
	割合	90.5%	6.3%	1.0%	0.8%	1.1%	0.3%	0.0%	
	10人以下・以上の割合	10人以下	96.8%	10人以上				3.2%	
平成20年	組数	810	91	14	8	7	0	1	931
	割合	87.0%	9.8%	1.5%	0.9%	0.8%	0.0%	0.1%	
	10人以下・以上の割合	10人以下	96.8%	10人以上				3.2%	
平成21年	組数	598	123	12	7	3	0	2	745
	割合	80.3%	16.5%	1.6%	0.9%	0.4%	0.0%	0.3%	
	10人以下・以上の割合		96.8%					3.2%	

注：組数は入林簿に人数記入がある組数



図：利用人数の構成割合の推移（組数）

注：11人以上の割合を示すため、75%以上の表記としている。

③ 滞在時間

- ・ 滞在時間は平均で2時間40分～3時間前後となっており、経年的な変化は見られない。

表：滞在時間平均の推移（組数）

	平均滞在時間	備考
平成17年	2:39	755組平均
平成18年	2:45	694組平均
平成19年	2:49	751組平均
平成20年	2:45	757組平均
平成21年	2:57	629組平均

注：入林簿から滞在時間が算定できる組のみ抽出

④ アクセス方法

- ・ 平成17、18年時点では、自動車（自家用、レンタカーなど）によるアクセスが多く見られたが、平成19年以降は、大幅に減少に転じている。ただし、平成19年8月以降は自家用車の選択肢がなくなったため、その他の利用に、自家用車利用が含まれている可能性を加味する必要がある。一方で、送迎、バスの利用が増加してきている。
- ・ 送迎、バスなど、望ましいアクセス方法に移行しつつあると考えられる。

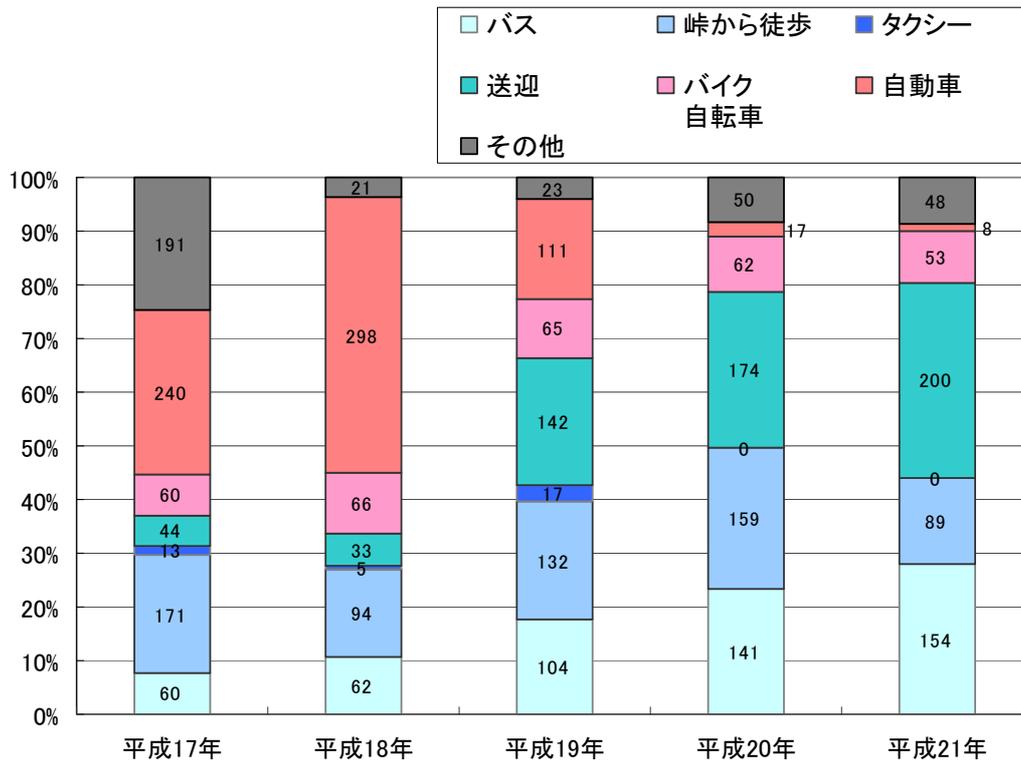
表：羅臼湖へのアクセス方法の推移（組数）

	バス	峠から徒歩	タクシー	送迎	バイク 自転車	自動車	その他	備考
平成17年	60	171	13	44	60	240	191	779組
平成18年	62	94	5	33	66	298	21	579組
平成19年	104	132	17	142	65	111	23	594組
平成20年	141	159	0	174	62	17	50	603組
平成21年	154	89	0	200	53	8	48	552組

注：入林簿からアクセス方法が確認できる組のみ抽出

注：入林簿のアクセス方法の選択肢について

平成17年の入山簿のアクセス方法の選択肢は、峠から徒歩、タクシー、バス、その他の4つであったが、平成18年以降は、自家用車、バイクが追加され、タクシーが削除されている。また、平成19年8月以降は自家用車が削除（見え消し）となり、平成20年8月17日以降は送迎と自転車が手書きで項目追加となっている。平成21年7月16日以降は、正式な選択肢として、バイク・自転車（バイクと自転車が統合）、送迎が追加され、自動車は欄から削除された。



図：羅臼湖へのアクセス方法の推移（組数）

⑤利用者の構成

- ・ 団体・個人の利用の割合は、半々程度で大きな変動はない。
- ・ ガイド引率・団体利用に下記の変化が見られる。
 - その他団体（本州の旅行業者等）の利用者数は平成 17 年から年々減少し、平成 20 年では、17 年時点に比べ、1/4 程度に減少している。
 - その他団体にかわり、斜里のガイド業者による引率利用が大幅に伸びている。特に平成 21 年度は、前年度比 2 倍近い伸びとなっている。
 - 羅臼のガイド業者による利用は平成 18 年以降、一定の数を保っていたが、平成 21 年度は前年度比減となっている。

表：利用者の構成（組数）

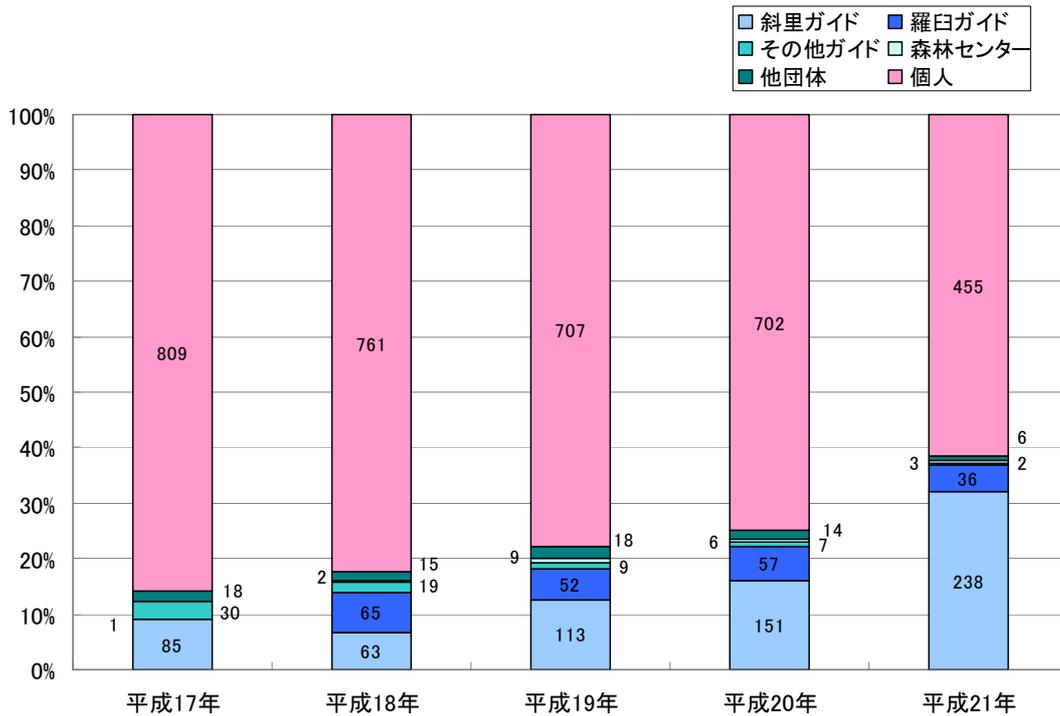
	斜里 ガイド	羅臼 ガイド	その他 ガイド	森林 センター	他団体	個人	合計
平成 17 年	85	1	30	0	18	809	943
平成 18 年	63	65	19	2	15	761	925
平成 19 年	113	52	9	9	18	707	908
平成 20 年	151	57	7	6	14	702	937
平成 21 年	238	36	2	3	6	455	740

表：利用者の構成（人数）

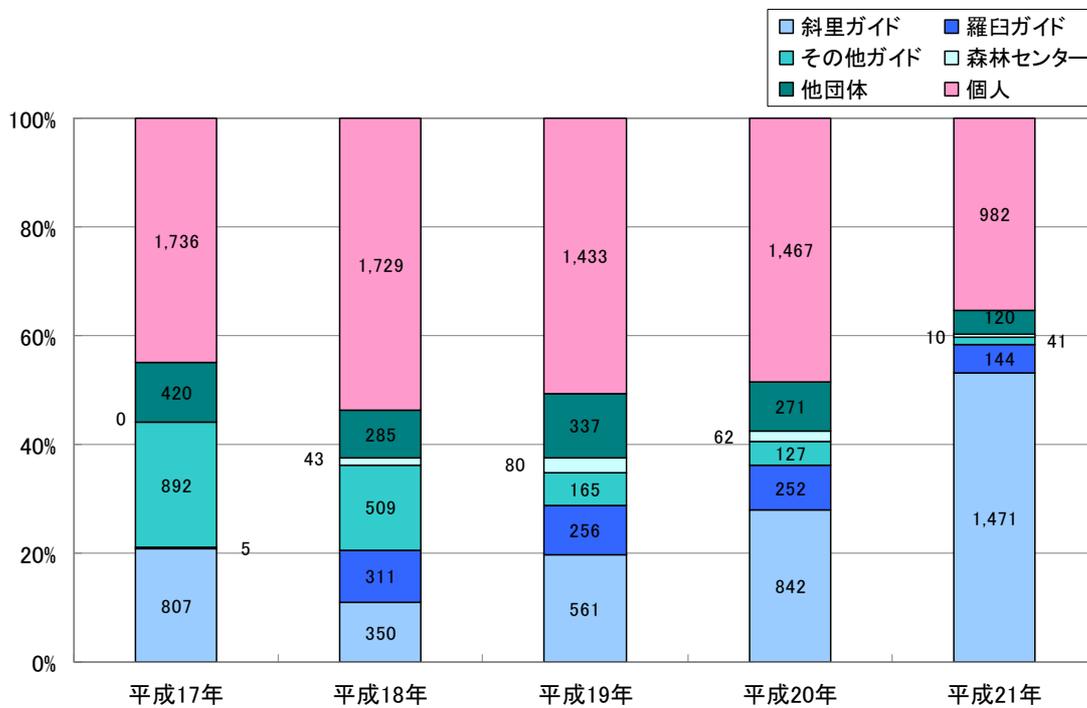
	斜里 ガイド	羅臼 ガイド	その他 ガイド	森林 センター	他団体	個人	合計	備考 入林簿 記入率
平成 17 年	807	5	892	0	420	1,736	3,860	58.8%
平成 18 年	350	311	509	43	285	1,729	3,227	60.9%
平成 19 年	561	256	165	80	337	1,433	2,832	57.2%
平成 20 年	842	252	127	62	271	1,467	3,021	72.0%
平成 21 年	1,471	144	41	10	120	982	2,768	71.2%

注：利用者は下記の分類としている。

- ガイド引率利用・・・斜里ガイド・・・斜里のガイド業者等の記名による利用者
 - 羅臼ガイド・・・羅臼のガイド業者等の記名による利用者
 - その他ガイド・・・その他地域の旅行業者等による利用者
(斜里・羅臼のガイドが引率する場合も含む)
 - 森林センター・・・森林センターの引率による利用者
- その他団体・・・他団体・・・10 名を越える利用で、属性が不明または引率利用ではない利用者
- 個人・・・個人・・・上記以外の利用者



図：入林簿の利用者構成の推移（組数）



図：入林簿の利用者構成の推移（人数）

3. まとめ

①利用の傾向（近年の状況）

（1）カウンターデータから

- 年間利用者数・・・4,000人前後（ピーク時 7,353人：平成17年）
- 利用者数の推移・・・平成17年をピークに減少傾向 10%程度の減少が継続
※知床全体での傾向
- 月別の利用者数・・・200人～1,500人前後
※平成17年、18年時は2,000人超もあり。
8月が利用のピーク
- 日当りの利用者数・・・30人が平均
ピーク時80～120人
8月前半からお盆、9月末から10月上旬の紅葉時期の利用が多い。休日のみの集中する傾向ではない。
- 時間当りの利用者数・利用が多い日では、時間当たり25～50人が入山することがある。
- 入山・下山の時間帯・午前中（8～9時）に入山、午後（12時～13時）に下山する利用が大多数。

（2）入林簿から（入林簿記入率・・・50～70%程度。近年は70%近い）

- 利用人数の構成・・・10人以下の少人数の利用が95%程度（グループ数の割合）
平成17年時は、16人～41人を超える多人数の団体利用が目立ったが、近年は、ほとんど見られなくなっている。
- 滞在時間・・・2時間40分から3時間程度が平均となっている。
平成21年は例年よりも、滞在時間が若干長くなった。
- アクセス方法・・・自動車の利用は平成19年以降大幅に減少している。
送迎・バスによるアクセスが増加している。

表：アクセス方法の推移（組数の割合）

方法	平成18年	平成21年
バス	約10%	約30%
送迎	約5%	約35%
峠から徒歩	約20%	約15%
自動車	約50%	約5%以下
その他	約15%	約10%

○利用者の構成・・・団体・個人の利用割合は半々程度。平成 21 年はガイド引率利用が増加。(利用人数の割合)

・・・団体利用は、道外等の旅行業者のツアーから、ウトロのガイド業者のガイドツアーに移行してきている。

表：利用者の構成の推移（人数）

方法	平成 18 年	平成 21 年
斜里ガイド	約 10%	約 50%
羅臼ガイド	約 10%	約 5%
その他ガイド	約 20%	約 5%
森林センター その他団体	約 10%	約 5%以下
個人	約 50%	約 40%

②適正な利用に関して

○利用による荒廃・自然体験の質の悪化

- ・平成 17 年をピークに減少に転じており、利用により、荒廃・体験の質の悪化が懸念される状況ではないと考えられる。
- ・平成 17 年、18 年時点では、2,000 人を超える月間利用や、16 人～41 人を超える団体利用があり、また、利用時間が集中する特性を持っていることなどから、羅臼湖の歩道施設の容量を超え利用者が集中し、歩道踏み外し等による荒廃や体験の質の悪化が生じていたことが考えられる。
- ・利用者の集中による荒廃や自然体験の質の低下を再発させないために、下記に留意した利用を行うことが必要である。

○利用時期・時間の集中を避け、分散化を図る。(他観光資源と連携した、羅臼湖ツアーのスケジュールの多様化も必要)

○団体利用時の人数を少数に抑える。(知床エコツーリズムガイドライン 10 人以下を目標とする。)

やむをえず多人数での利用する場合は、利用時間帯をずらす、踏み外し・すれ違いに特に配慮することが望まれる。

○違法駐車が発生

- ・自動車の利用は平成 18 年をピークに大きく減少し、バスや送迎利用に変化してきており、違法駐車が発生は一時期に比べれば沈静化してきていると考えられる。
- ・ただし、平成 21 年においては、その他(約 1 割)と記入している利用者や、入林簿

に未記入の利用者が、自動車を利用している可能性もあり、ひきつづき注意が必要である。

- ・自動車の利用は、基本的に個人利用者となることから、個人利用者の意向・動向を把握し、個人利用者が自動車にかわり選択できるアクセス方法の検討が必要である。ただしこの問題は、単にアクセス手法のみならず、羅臼湖のツアーのあり方、知床地域でのツアーのあり方とも密接に関係することから、連携した検討が必要である。（ゆっくりと羅臼湖＋その他知床のメニューを楽しむ滞在型ツアーの促進など）

○安全なアクセスの確保

- ・従来の自動車にかわり、バス、送迎、峠から徒歩という利用が 8 割を占めており、適正なアクセス方法に変化してきていると考えられる。
- ・これらのアクセス方法による利用の安全性を確保する対策が必要である。

○ガイド引率利用

- ・団体利用に関して、従来の旅行業者主体のツアーから、ウトロ地区のガイド業者を中心としたガイドツアー利用が多くを占めるようになってきている。
- ・ガイド業者を中心とした引率利用は、アクセス方法の適正化（送迎による利用）、1 団体当たりの人数の抑制による歩道荒廃の防止、自然体験の質の向上に大きな効果があると考えられる。

羅臼湖アンケート調査実施報告

1. 調査目的

今回のアンケート調査は、羅臼湖の原生的な自然体験を保全するとともに羅臼湖での豊かな自然体験を将来にわたって維持するため、利用者の属性や訪問動機、訪問感想を把握するために行った。

2. 調査概要

① 調査方法

調査員が羅臼湖歩道入口にて、羅臼湖利用者へアンケートの入った封筒を配布し、後日、郵送してもらう形式をとった。

② 調査期間

7月17～19日、8月6～8、28～30日の計9日間行った。

③ アンケート票の配布、回収結果

9日間の調査では203人(ガイドを含む)が訪れ、そのうち140人に調査用紙を配布した。返送があったのは140人中64人であり、回収率は47.1%であった。

3. 備考

① 今回の調査は、環境省から業務の委託を受けた北電総合設計と北海道大学の庄子康が協力して実施した。

② アンケート票の文章に不備があったため、8月7日から訂正したアンケート票を配布した。検定の結果、訂正前後で回答にはほとんどない違いがなかったため、まとめて分析した結果を示すこととした(詳細は別紙)。

アンケート設問の不備訂正による影響

1. 経緯

アンケートの文章で「問 10 へお進みください」とすべきところを「問 11 へお進みください」としていたため、途中から質問文の修正を行った。

2. 問題点

質問文の修正による結果への影響について検証する必要がある。影響があるならば、結果を分割する必要もある。

3. 検証方法

① 訂正したことによって問 10 の回答率に違いが出たか？

② 訂正前後の結果で問 10 の回答結果に差が出たか？

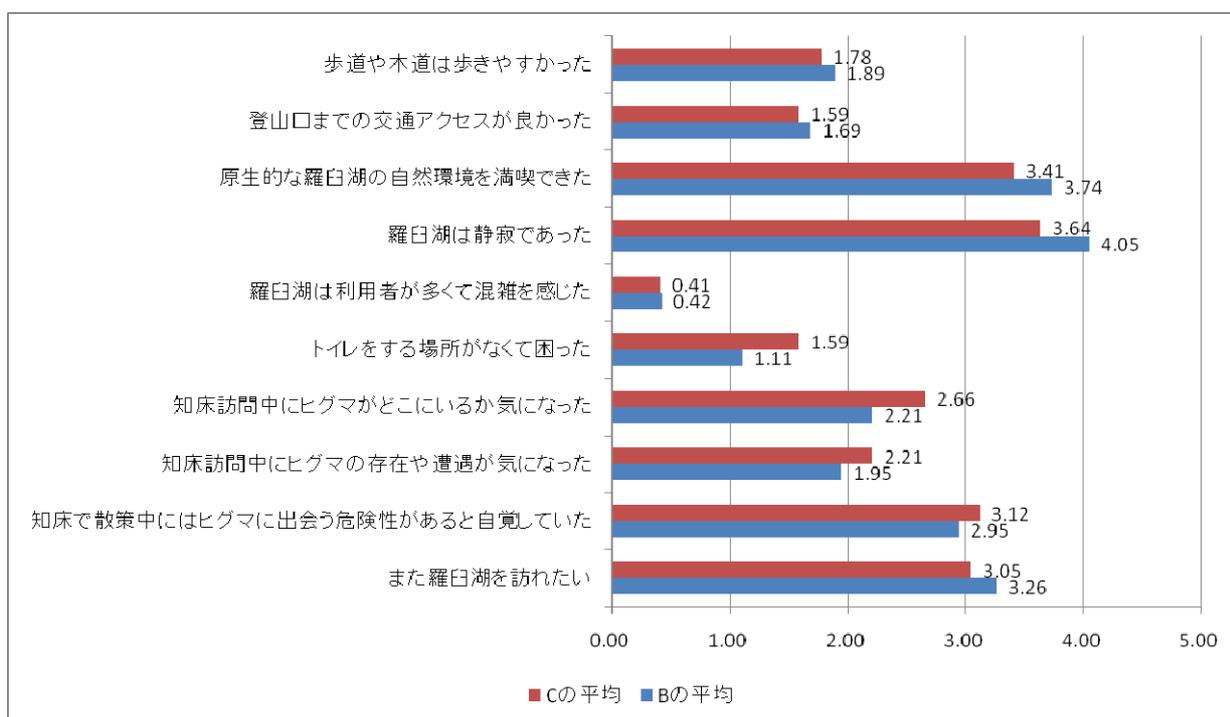
4. 検証結果

① 問 10 が無回答であった回答者の割合

訂正前の無回答率は 17.4%、訂正後は 4.7%であった。

② 問 10 の回答結果

全くそう思わない=1 点～とてもそう思う=5 点と数値化した上での、回答結果の平均値は下記の通りである。



5. 考察

訂正によって明らかに無回答の割合は減ったが、訂正前後での問 10 の回答結果にはほとんど差がないので、訂正前後の回答結果を合わせて分析しても問題はないと言える。

配布者	月 日 時
-----	-------

羅臼湖の環境保全と利用に関するアンケート

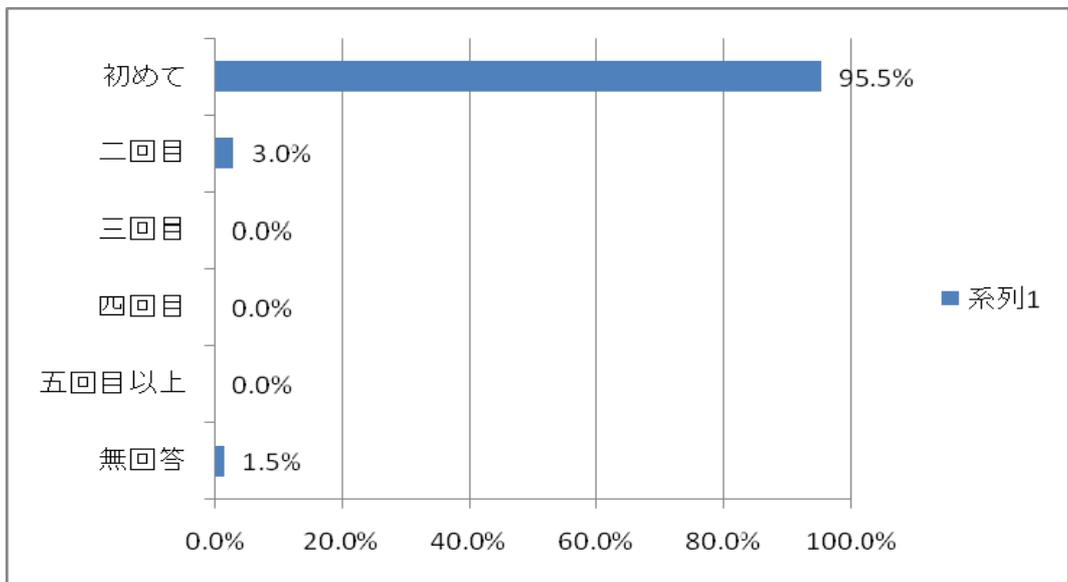
環境省釧路自然環境事務所 北海道大学農学部

このアンケート調査は、羅臼湖の原生的な自然環境を保全するとともに、羅臼湖での豊かな自然体験を将来にわたって維持するために実施しております。回答用紙4ページと添付の地図が1ページございます。回答用紙のみを封筒に入れてご投函下さい（切手は不要です）。回答結果は集計されたもののみを用いますので、個別の回答内容が公表されることはありません。大変にお忙しいこととは存じますが、どうぞよろしくお願い致します。

連絡先 〒060-8589 札幌市北区北九条西9丁目 北海道大学農学部
 森林政策学研究室 担当 庄子康 電話 011-706-3342

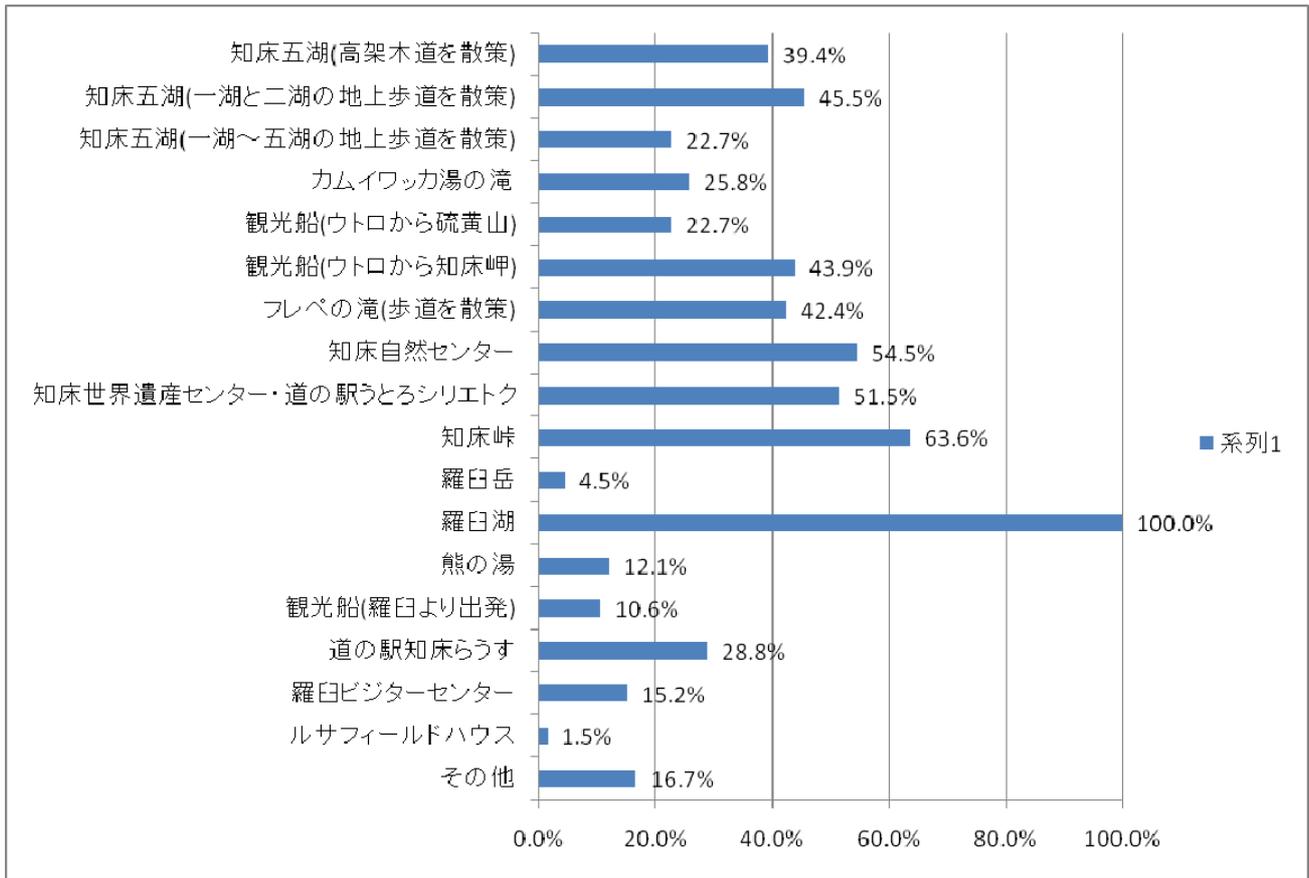
問1 あなたは、これまで羅臼湖に何回訪問されたことがありますか？ 当てはまる番号に 1 つ〇をつけて下さい。

1. 初めて 2. 二回目 3. 三回目 4. 四回目 5. 五回目以上（具体的に__回目）



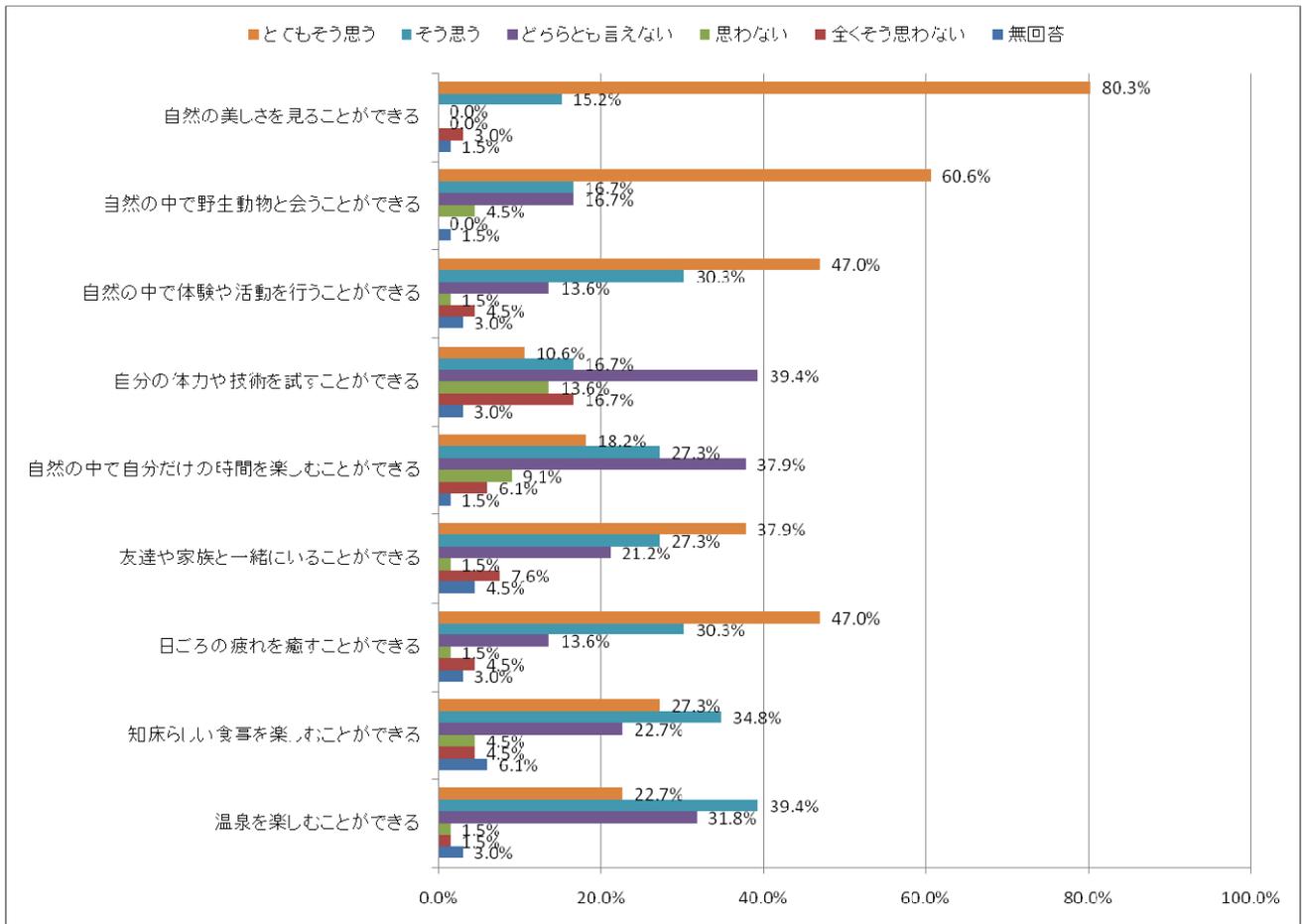
問2 今回、あなたは羅臼湖への歩道のどこまで行かれましたか？下の地図の当てはまる番号に 1 つ〇をつけて下さい。





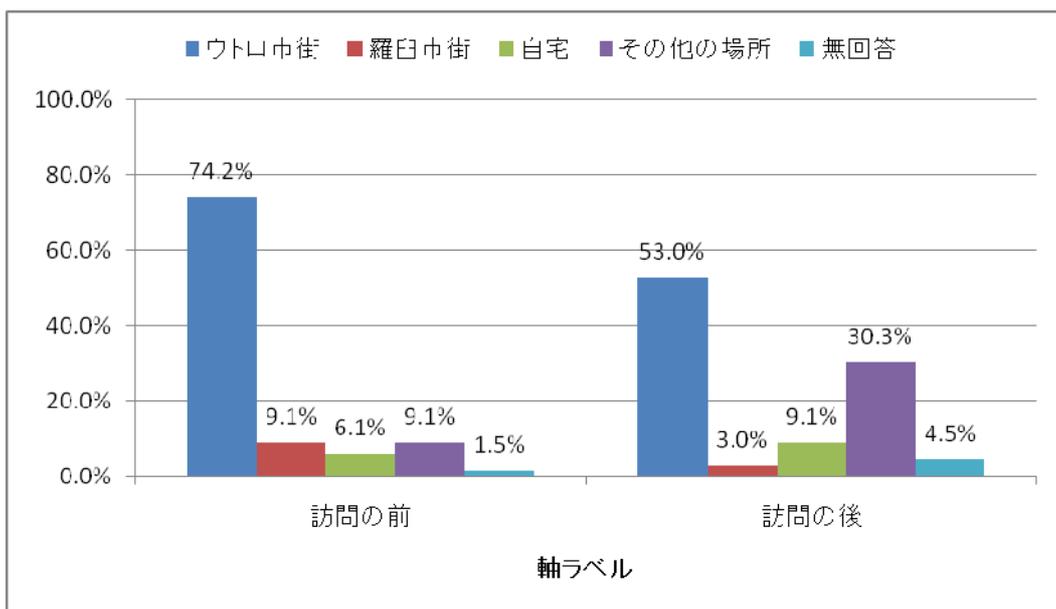
問5 今回の知床(羅臼湖を含む)の訪問動機について、それぞれ当てはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけて下さい。

	全くそう 思わない	←	どちらとも 言えない	→	とても そう思う
自然の美しさを見ることができる	1.	2.	3.	4.	5.
自然の中で野生動物と会うことができる	1.	2.	3.	4.	5.
自然の中で体験や活動を行うことができる	1.	2.	3.	4.	5.
自分の体力や技術を試すことができる	1.	2.	3.	4.	5.
自然の中で自分だけの時間を楽しむことができる	1.	2.	3.	4.	5.
友達や家族と一緒にいることができる	1.	2.	3.	4.	5.
日ごろの疲れを癒すことができる	1.	2.	3.	4.	5.
知床らしい食事を楽しむことができる	1.	2.	3.	4.	5.
温泉を楽しむことができる	1.	2.	3.	4.	5.



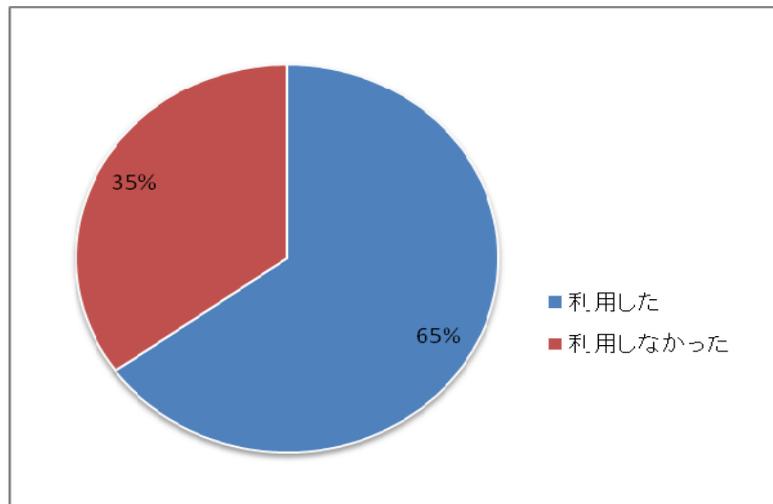
問6(添付の地図をご覧ください) あなたは、今回の羅臼湖訪問の前、訪問の後はどこで宿泊されていましたか？ 当てはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけて下さい。

訪問の前	1. ウトロ市街 2. 羅臼市街 3. 自宅 4. その他の場所
訪問の後	1. ウトロ市街 2. 羅臼市街 3. 自宅 4. その他の場所



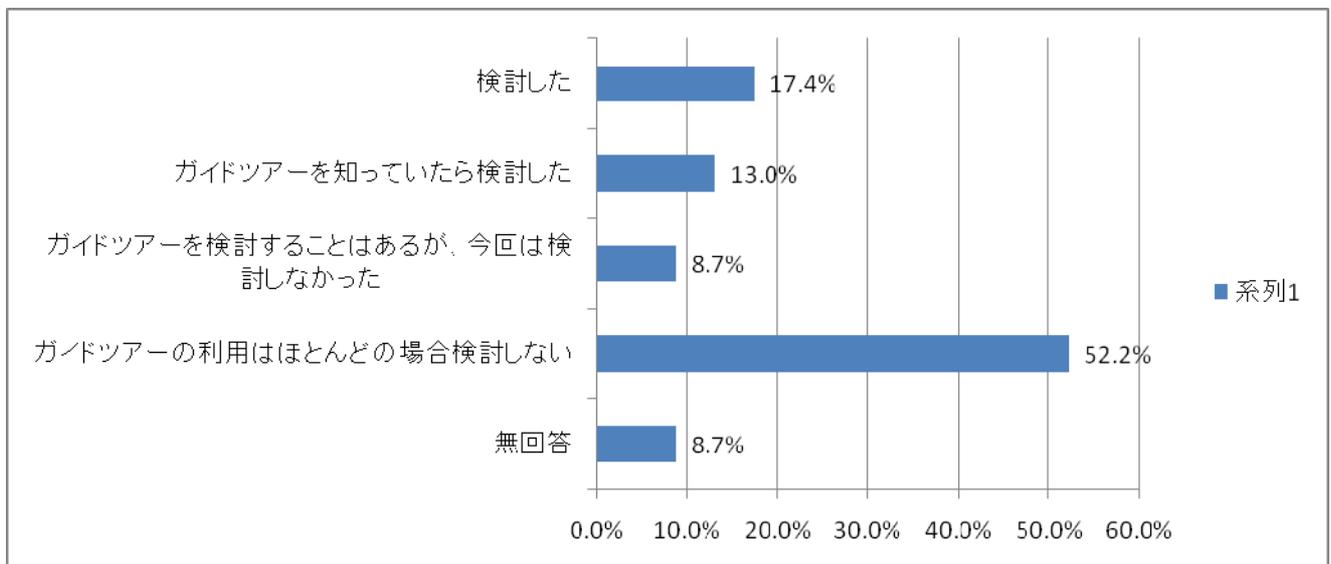
問7 今回の羅臼湖訪問では、ガイドが引率するガイドツアーを利用されましたか？ 当てはまる番号に1つ○をつけて下さい。

1. ガイドツアーを利用した 2. ガイドツアーを利用しなかった



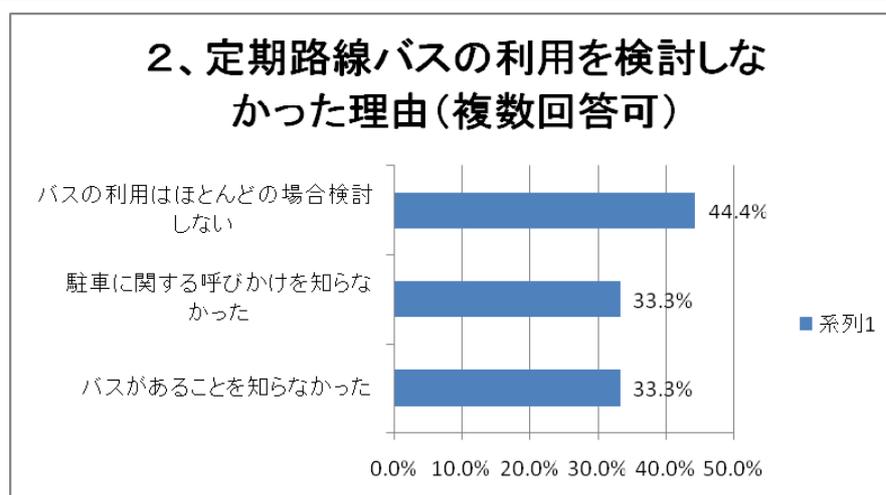
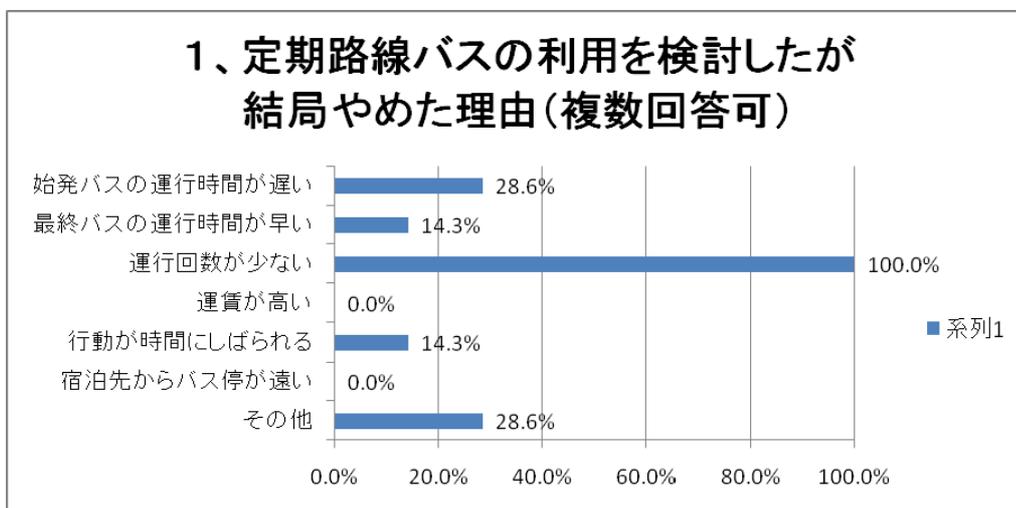
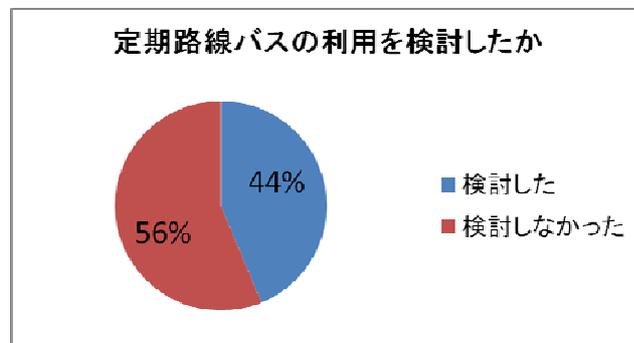
**問8 ガイドツアーを利用されなかった方にお聞きます(当てはまらない方は問 10 にお進み下さい)。
あなたは羅臼湖の訪問に際してガイドツアーの利用を検討しましたか？ 当てはまる番号に1つ○をつけて下さい。**

1. 検討した 2. ガイドツアーを知っていたら検討した
3. ガイドツアーを検討することはあるが、今回は検討しなかった
4. ガイドツアーの利用はほとんどの場合検討しない



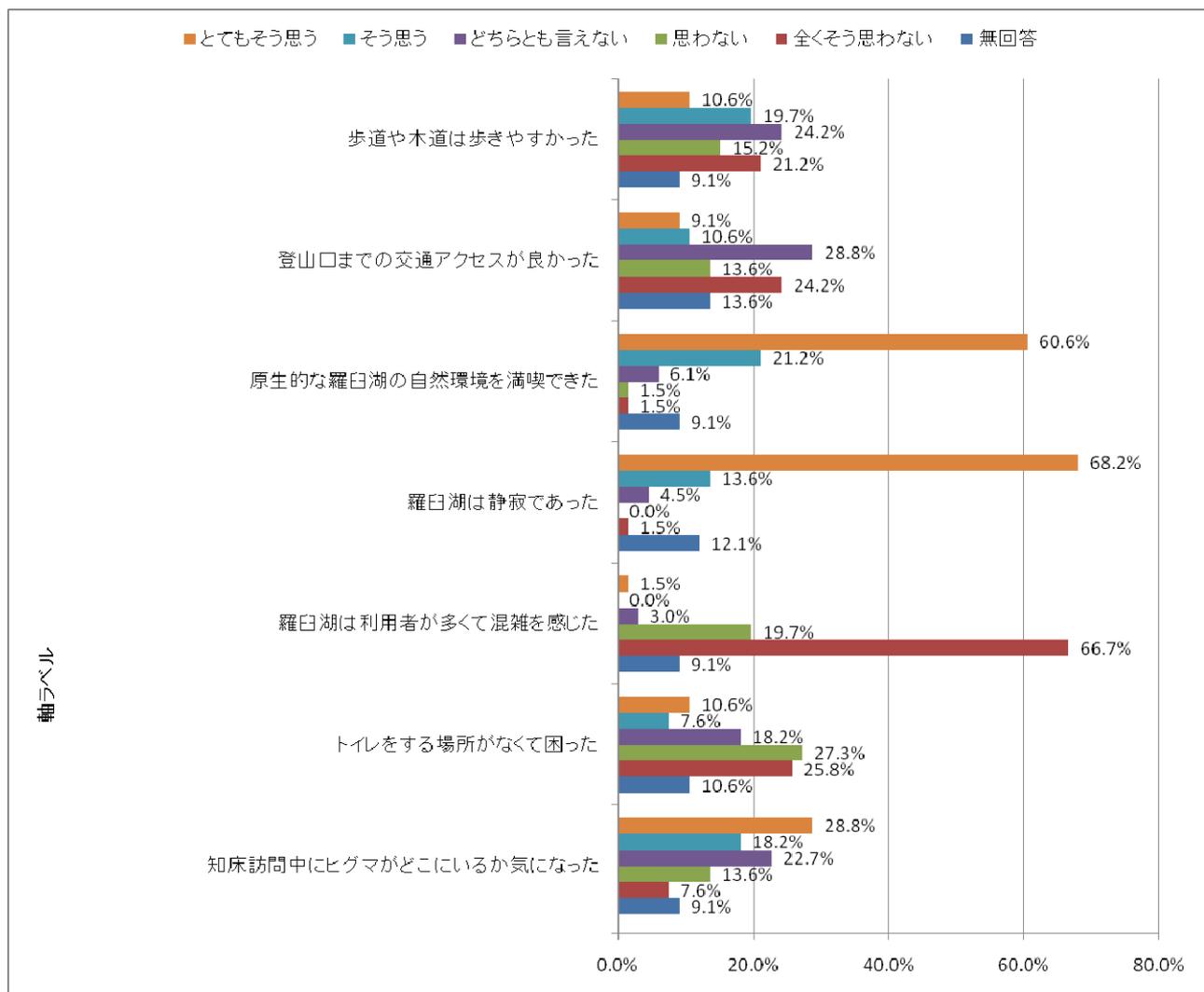
問9 知床峠から徒歩で登山口に訪れた方、もしくは車・レンタカー・バイクなどを登山口に駐車された方にお聞きます(当てはまらない方は問 12 にお進み下さい)。登山口周辺は見通しが悪く、駐車による交通事故の恐れがあることから、定期路線バスの利用などを推奨しています。今回の羅臼湖訪問にあたり、定期路線バスの利用は検討されましたか？ 当てはまる番号に 1 つ ○をつけて、その理由として当てはまるアルファベットにすべてに○をつけて下さい。

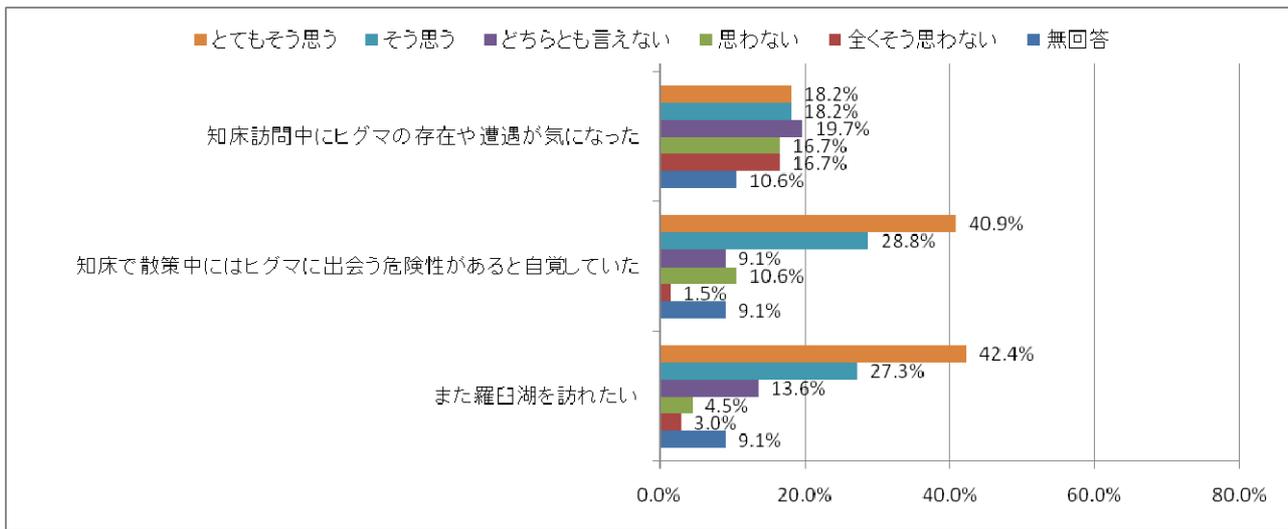
1. 利用を検討した
A. 始発バスの運行時間が遅い B. 最終バスの運行時間が早い C. 運行回数が少ない D. 運賃が高い E. 行動が時間にしばられる F. 宿泊先からバス停が遠い G. その他 ()
2. 利用を検討しなかった
A. バスがあることを知らなかった B. 駐車に関する呼びかけを知らなかった C. バスの利用はほとんどの場合検討しない



問10 羅臼湖の下記の項目について、当てはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけて下さい。

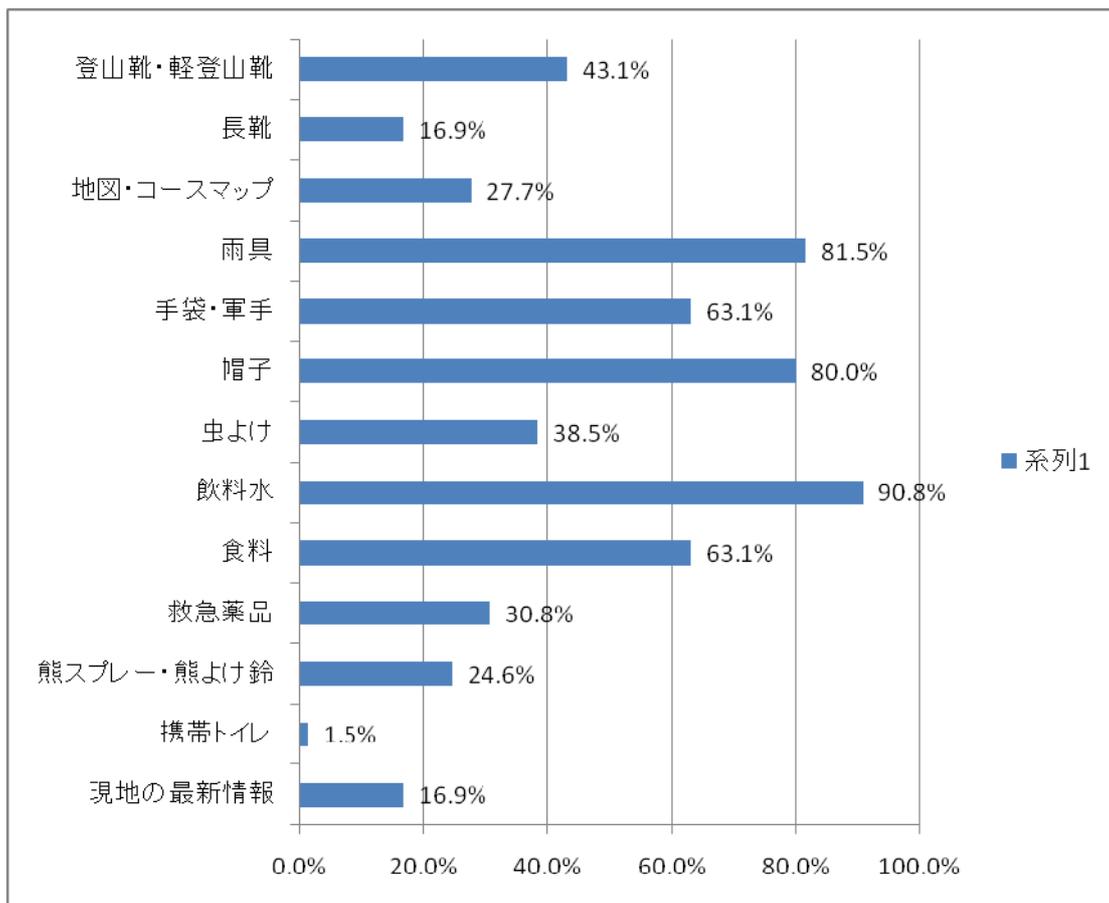
	全くそう 思わない	← どちらとも 言えない →	とても そう思う		
歩道や木道は歩きやすかった	1.	2.	3.	4.	5.
登山口までの交通アクセスが良かった	1.	2.	3.	4.	5.
原生的な羅臼湖の自然環境を満喫できた	1.	2.	3.	4.	5.
羅臼湖は静寂であった	1.	2.	3.	4.	5.
羅臼湖は利用者が多く混雑を感じた	1.	2.	3.	4.	5.
トイレをする場所がなくて困った	1.	2.	3.	4.	5.
知床訪問中にヒグマがどこに出没しているか 気になった	1.	2.	3.	4.	5.
知床訪問中にヒグマの存在や遭遇が不安であった	1.	2.	3.	4.	5.
知床で散策中にはヒグマに出会う危険性があると 自覚していた	1.	2.	3.	4.	5.
また羅臼湖を訪れたい	1.	2.	3.	4.	5.

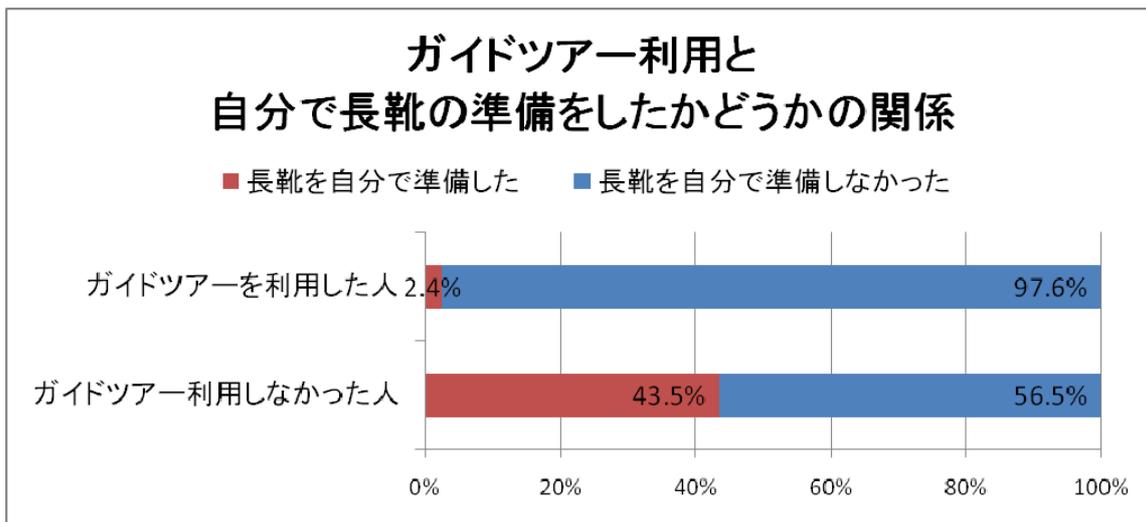




問11 今回の訪問にあたり、自分が事前に準備してきたもの(ツアーガイドが準備していたものは除く)はどれですか？ 当てはまる番号にすべてに○をつけて下さい。

1. 登山靴・軽登山靴 2. 長靴 3. 地図・コースマップ 4. 雨具 5. 手袋・軍手
 6. 帽子 7. 虫よけ 8. 飲料水 9. 食料 10. 救急薬品 11. 熊スプレー・熊よけ鈴
 12. 携帯トイレ 13. 現地の最新情報

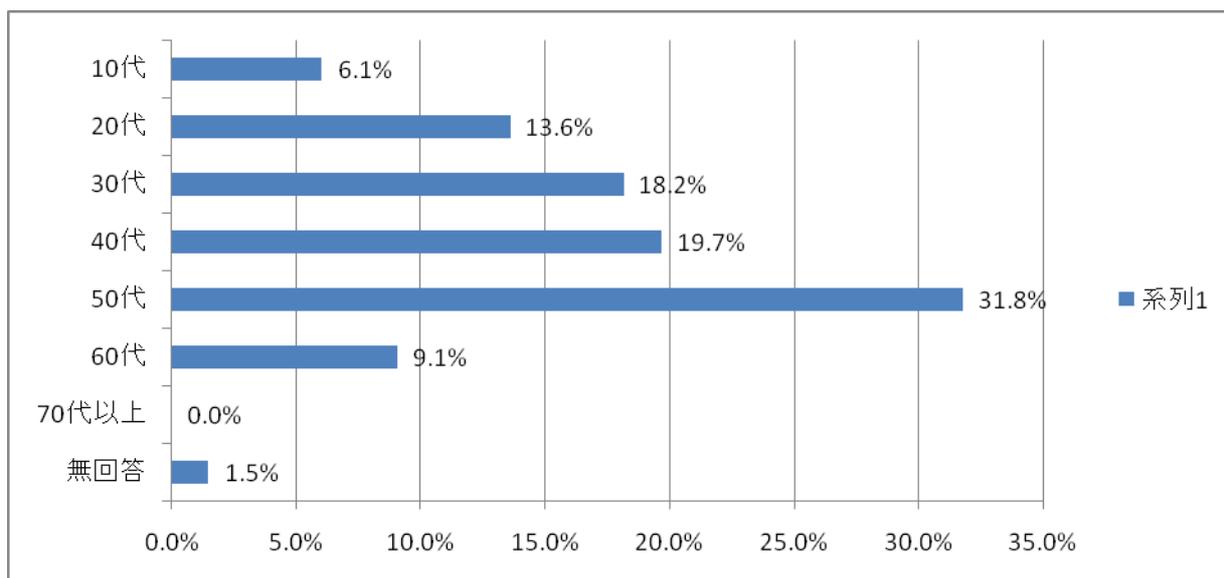
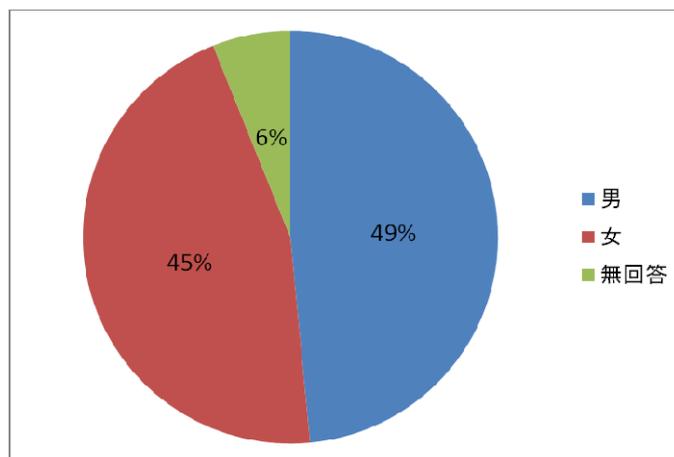




問12 あなたの性別・年齢について、当てはまる番号に1つずつ○をつけて下さい。

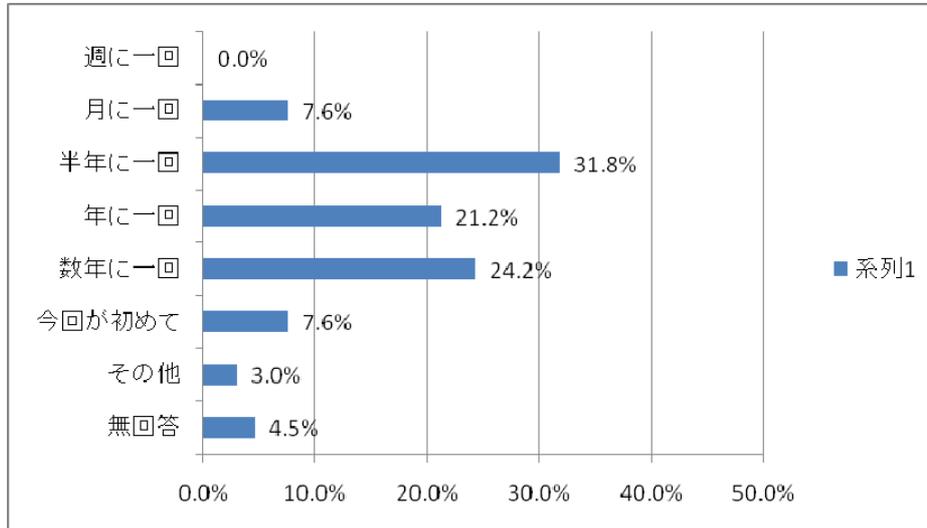
1. 男性 2. 女性

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上



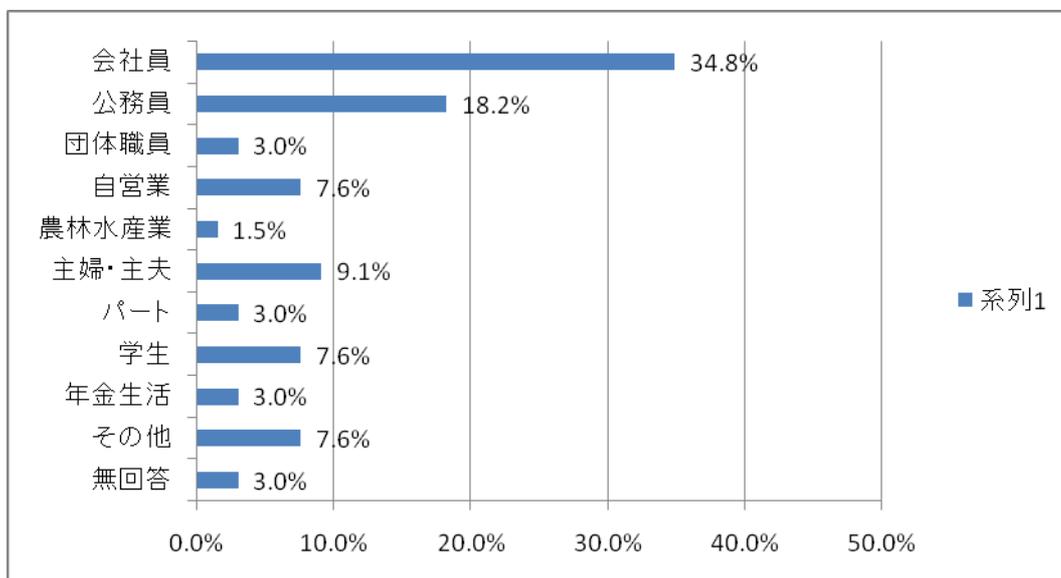
問13 あなたは登山をどれぐらいの頻度で行いますか？一番近い番号に1つ○をつけて下さい。

1. 週に一回 2. 月に一回 3. 半年に一回 4. 年に一回 5. 数年に一回
6. 今回が初めて 7. その他()



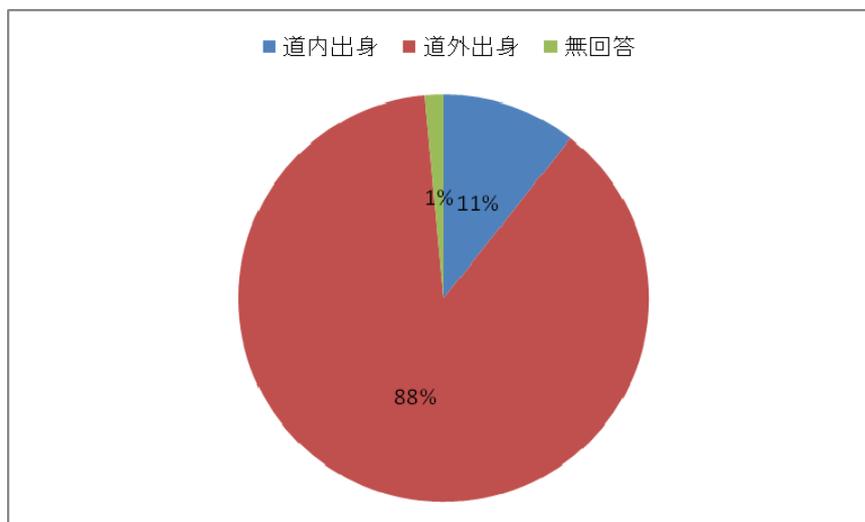
問14 あなたのご職業について、当てはまる番号に1つ○をつけて下さい。

1. 会社員 2. 公務員 3. 団体職員 4. 自営業 5. 農林水産業
6. 主婦・主夫 7. パート 8. 学生 9. 年金生活 10. その他()



問15 あなたは北海道内に在住していますか、それとも北海道外に在住していますか？当てはまる番号に1つ○をつけて、お住まいの場所をご記入下さい。

1. 道内在住（_____市町村） 2. 北海道外在住（_____都府県_____市区町村）



● 最後に、羅臼湖では歩道や木道の改修を検討しています。改修に関してご意見がございましたらお聞かせ下さい。

長時間にわたりご協力頂きましてありがとうございました。

羅臼湖線歩道の利用イメージ（案）

※これは羅臼湖のあるべき将来の姿を表したものであり、現状を示したものではない。

※これは、議論を具体的に進めるうえでの現時点での案であり、法令その他関係機関/団体との調整によっては、このとおり実現できると約束されるものではない。

要検討事項	
羅臼湖歩道の魅力	<p>羅臼湖は、原生的な自然のなかをゆっくりと歩きながら知床の自然やその大切さを学ぶことができる場所として、知床を深く知りたい人に人気の場所となっている。</p> <p>特に、自分達だけでひとり占めしているかのような静寂な雰囲気の中、沼や湿原の広がる景観をゆっくりと楽しんだり、湿原の草花をじっくり観察したり、沼や湿原に吹く風を感じたりできることが、人気の要因である。</p>
湿原等の保全	<p>一の沼、二の沼、三の沼、アヤマが原、四の沼、五の沼並びに羅臼湖畔の湿原植生は最も発達する植物群落が異なっており、それぞれに特徴ある湿原が一体となって貴重な湿原群が構成されている。</p> <p>それらを保全するため、歩道周辺に貴重な植物がある場合は、その生育地への流水や土砂流入の影響が及ばないように<u>配慮</u>することが重要であることが、関係者間で確認されている。</p> <p>歩道沿線の植生は、利用マナーの向上と歩道の適切な維持管理によって平成 21 年当時を維持しているが、踏圧など利用による植生への影響については、定点撮影などによって常時モニタリングしている。</p> <p>また、植生保全のために歩道を付け替えたような区間においては、その後の植生回復状況について、モニタリングが行われている。</p>
利用者層	<p>羅臼湖歩道の利用者は、大半が、少人数ガイドツアーの参加者である。知床エコツーリズム推進協議会のホームページには、羅臼湖ガイド事業者の一覧が掲載されていて、羅臼湖に行こうとする人は簡単に羅臼湖ガイドツアーの情報を知ることができる。</p> <p>羅臼湖歩道全体の利用人数制限はしていないが、複数のガイドツアーが同日に実施される場合でも、時間をずらすことなどによってツアーについては過度な集中が起きないように配慮されている。</p> <p>ツアー参加者は、ガイドの解説に耳を傾けながら歩き、羅臼湖や知床の自然環境について学びながら充実したトレッキングを楽しんでいる。引率</p>

<p>アクセス方法</p>	<p>しているガイドは羅臼湖や知床の自然環境についての知識が豊富で、各種法規制などについての知識もあり、また、客が怪我をした際などには適切に応急措置をすることができる。ガイドは客の行動に目を配り、マナーの向上に努めている。</p> <p>その他の個人利用者也、羅臼ビジターセンターなどで事前に羅臼湖についての情報収集をし、服装や装備（長靴、クマ対策品など）をしっかりと整えたうえで羅臼湖を訪れている。事前の情報収集により、守るべきマナーについても学習しており、歩道外への踏み出しなどはしていない。</p> <p>羅臼湖へは、ガイドツアー参加者はガイドの送迎で、その他の個人客はタクシーや路線バスを利用して訪れる。羅臼湖入口付近に駐車場は整備されておらず、また付近での路上駐車は禁止である。羅臼湖入口の山側車線には、路線バスの停留所があり、ガイド車両やタクシーの利用者もそこで安全に乗降している。反対側の車線の路線バス停留所付近では乗降客の車道横断が発生するため、付近の車道沿線には「歩行者横断注意」などの交通標識が設置されている。</p> <p>知床峠からの徒歩往復利用も禁止ではないが、交通安全上問題があるため推奨はされていない。アクセス方法が限られることやガイドツアーの魅力が発信されていることにより、個人利用者の数は抑えられている。</p>
<p>整備水準</p>	<p>羅臼湖歩道は、利用者が歩くことによってぬかるみが酷くなったり、それによって洗掘が進んだりすることを防ぐため、植生保全の観点から必要な箇所には、踏み板や木道が設置されている。植生保全上特に問題がないような箇所については、ぬかるんでいる場所も多々あり、歩行には長靴が必要である。</p> <p>また、森林内を通過する区間は、植生保全のため樹木の伐採や枝払いが最小限に抑えられており、ハイマツやダケカンバの枝をくぐったり、根をまたいだりしながら歩かなければならない。</p> <p>常設のトイレはなく、携帯トイレの使用が推奨されている。</p>
<p>整備水準 (歩道施設)</p>	<p>歩道施設は、日常的な維持管理をボランティアベースでも行えるよう、木道などの構造物は最小限しかなく、その構造も維持管理のしやすさ観点から最小限で簡易なものとなっている。</p> <p>また木道の構造は、湿原植生の専門家からの助言を基に、杭による湿原の乾燥化等が発生しないよう配慮された構造となっている。歩道の幅員は1～1.5人分程度で、お互いが気遣えば歩道外に踏み出さなくてもなんと</p>

<p>利用者層</p>	<p>かすれ違いをできるくらいの幅が確保されている。ただし、良い展望などがあり、人が立ち止まったり写真撮影をしたりする場所には別途そのためのスペースも確保されている。その他、現在位置などを把握するため各沼には「○の沼」の表示が、羅臼湖には自然解説看板がある。</p> <p>羅臼湖歩道入口を示す看板類は、通行車輛の不用意な駐停車を避けるため、知床横断道路の通行車輛からは見えない、少し歩道に入った位置に、案内図や注意喚起の看板、入林箱などがある。そのため、横断道路通行中に看板を見てふらっと立ち寄ろうとする観光客は少なく、またそういった観光客の多くは、注意喚起看板などによって自らの準備不足を知り、そのまま引き返していく。</p> <p>アクセス方法が限定されていることと、準備不足の観光客を無駄に引き寄せないことにより、結果として、羅臼湖の利用者はガイドツアーと事前に羅臼湖利用の注意事項（アクセス、装備等）について情報収集をした個人客に限られている。</p> <p>そのため、羅臼湖利用者のマナーや装備は良好で、利用者数も概ね平成18年～21年頃の程度と、静寂な雰囲気を楽しめるレベルが保たれている。</p>
<p>維持管理</p>	<p>歩道の草刈りや簡易な補修（踏み板の更新、修繕など）については、歩道管理者が地元関係団体と維持管理協定などを結び、環境省、森林管理局、北海道、羅臼町、羅臼町観光協会、知床ガイド協議会などが協力して取り組んでいる。また、木道などプロの手が必要な修繕については、歩道管理者が責任をもって行っている。</p> <p>利用シーズン中は、歩道管理者、環境省、林野庁などが連携して巡視を行い、施設の状況確認や利用者指導などを行っている。</p>

第1回 羅臼湖個別会合

議事概要

平成22年11月17日(水) 16:00~19:00

羅臼ビジターセンター

1. 開会

事務局あいさつ

環境省釧路自然環境事務所 所長

根釧東部森林管理署 署長

北海道根室振興局 環境生活課長

2. 議事

(1) 本会合の目的と議論の進め方

資料1-1：羅臼湖個別会合(仮)について

資料1-2：今後のスケジュールについて

(事務局) 資料1-1、1-2について説明。

(羅臼山岳会) 他の会議には個別とついておらず、羅臼湖だけ個別という名称をつける必要はない。

(事務局) 適正利用・エコツーリズム検討会議 羅臼湖会合という名称としたい。

(事務局) 会議の進め方について、意見はないか。(特に意見なし)

(2) 平成22年度羅臼湖関連事業について(中間報告)

資料2-1：「知床国立公園羅臼湖線歩道植生保全に向けた検討調査業務」中間報告

(事務局) 資料2-1について説明。

(ガイド協議会) 関係法令で制約が生じる場合、法令を変えるところまでやるのか。

(事務局) 法令自体は変えられないが、運用方法の検討は可能。環境省で定める公園管理計画や公園計画などは、自然を守るという前提の上で、変更が必要なものは変更することができる。

(ガイド協議会) 法令があっても現実的には自然は守れていない。法令を無視してでも、はやくやらなければならない状況の際にどうするのか聞きたい。例えば、シカに関して検討が必要ということで、対策が遅れ現状に至っている。また羅臼湖歩道でも違法伐採が生じ、法令があっても防ぐことはできていない。そのような状況の中で、法の範囲でしかできないというのは意味がないのでは。峠の春先の開通に関しても、開通ができないのであれば、部分的に利用し、自然に負荷のない範囲で経済活動も可能であるのに、制約がありそれができないというのは非常にもったいない。

(事務局) とても参考になる意見である。法律は変えられないが、うまく運用、管理運営していくということである。行政と地域が協働で利用のあり方を考え、さらに維持管理を考えていく場になる。法律は使い切れていない部分もあり、その点も話し合っていきたい。

(知床財団) 資料で五の沼の説明の中に、木道の利点として、侵入形跡が認められないとあるが何の侵入か。

(事務局) 人の侵入である。

(エコツアー協議会) 会議の構成員として、バス事業者、斜里町の参加は必要ないか。

また、歩道整備スケジュールに関して、1年で計画、設計、その後施工とあるが、木道が荒れている状況で、暫定的な対応はないのか。

- (事務局) ここに記載している計画から施工までの事業は、公共事業での実施事項であり、この手順が必要となる。維持管理に関しては資料4で別途説明したい。
- バス事業者、斜里町の参加に関しては、皆さんの意見を伺いたい。
- (世界自然遺産協議会) 適正利用・エコツーリズム検討会議の際に、個別会議に誰でも入って良いとなっていたが、案内はどうなっているのか心配していた。
- (事務局) 個別会合に関しては、検討会メンバー及びそれ以外の関係の方も参加可能。今回は本日出席の方にお声がけしたが、メンバーとして足りないということであれば、メンバーを足すことは可能。
- (ガイド協議会) この会議全体の意味から入ってもらうのなら良いが、運行の調整だけであれば、営業的なからみもあり、バス会社の参加は必要ない。
- (エコツー協議会) 路側帯の問題もあり、現場の運行のあり方としてどうなのか意見を聞く場があった方がよい。その話題の際に呼びかけるという方法もある。
- (世界自然遺産協議会) バス会社は適正利用の全体の会合にも入っていないが、羅臼湖のアクセスにおいて、路線バスは重要な手段である。実際に利用できるのは4便のうち2便だけであり、これまで協議会の中でも、増便等、利便性をあげて欲しいと述べてきている。バス会社が入っていない経緯はどういうことか。営業的な問題がからむからか。また、誰でも参加できるということなのに、構成員を決めて開催しているというのはどういうことなのか。
- (事務局) 次回以降、案内の方法について工夫が必要である。
- (ガイド協議会) バスの運行時刻は、どのようにお願いして決まったのか。決まったことの報告しか受けていない。ガイドが利用しやすいように協議してから、バス会社をお願いする必要がある。これから会合を行うとしても、肝心な事を勝手に決めて、都合のよい時だけ意見を聞き、責任を分担するようなやり方ではだめである。
- (世界自然遺産協議会) 斜里町には今回案内していないのか。
- (事務局) 案内していない。第1回の適正利用・エコツーリズム検討会議の際に、羅臼湖会合の構成員についてお話ししたが、十分に説明できていなかった。今回出席のメンバーのみに案内を差し上げている。
- (エコツー協議会) 五湖やカムイワッカの検討では、羅臼町は呼んでおらず、意図はわかる。ただ羅臼湖は斜里町側の利用も多い点があり、羅臼町の判断はどうか。
- (羅臼町) 斜里町に参加いただくことは問題ない。
- (知床財団) 少なくとも、開催するという周知は必要。会合が行われていることが知られていないのは問題。
- (事務局) 検討会議のメンバーに連絡をすることは必要と認識している。もう一度検討会メンバーに意向を確認し、反応のあった方に参加してもらう。その場合、毎回組織として出欠を判断するのではなく、出たい時に出席してもらう、または年度更新のように一定の期間でメンバーを更新する方法が妥当かと個人的に考えるがいかがか。
- (ガイド協議会) 毎回参加確認をすることは大変であり、傍聴してもらい、後日意見をもらう方法のほうが効率的である。
- (事務局) 参加することは拒まない。参加し、行動いただくことが重要と考えており、そのように会議を構成していきたい。
- (世界自然遺産協議会) カムイワッカに関しては羅臼側とも関係があり、検討時は呼んでもらいたい。ウトロの方も羅臼湖に関して同様の考えだと思う。
- (事務局) 現在の個別会合を統合していくことになっているが、まだ調整できておらず、その際に検討したい。

資料 2-2 : 「知床国立公園適正利用等検討調査業務」中間報告

(事務局) 資料 2-2 について説明。

(ガイド協議会) p 4 の日付のピンクの着色の意味は。

(事務局) 休日を示している。

(ガイド協議会) 送迎が多いというデータなどは今後の検討の参考になる。分析を進め今後の参考として欲しい。11月から先の利用はなく、あとは6月以前の除雪を始め、ある程度道路が利用できる状態になった際の、利用の仕方を考えてはどうか。自然の負荷も少なく、連泊する行程となり、経済効果もある。ガイドが利用の責任をとるので、実施にお金はかからない。除雪にお金をかけても、ゴールデンウィークに開かないのであれば実施する意味はない。

(ガイド協議会) 去年より羅臼町では春の日の出、日の入を押さえ、道路が何時に開けられるか、開発局、環境省に細かい資料を配っている。よくわからない法的なしぼりがあって、10時にしか開通しないということはおかしいと署名も出している。道路の開通に関して良く検討して欲しい。また、羅臼湖の木道は、元々獣道をもとにしたものであり、別の場所に新たに作るというのはどうなのか。新たな道を作る場合は、木を切ることもなる。我々が作った道ではなく、生まれる前から、自然が作ったものであることをよく考えて検討してほしい。

(中標津道路事務所) 冬季の通行止め、解放の時期に関しては、道路利用者の安心安全を第一で決定しており、経済効果を優先した切り口はあるとは思いますが、対応は難しい。停車帯等の問題などは、羅臼湖のアクセスのあり方をある程度詰めてからではないと、道路管理者としては検討が難しい。もう少し方向性を決めていただいたほうが良い。

(ガイド協議会) それぞれ立場があり、できないこともある。話し合って何とか解決し、ハードでなくソフト面で対応をしていく等の対応はないのか。是非話し合いの場を何度も持ってもらいたい。よろしくお願ひしたい。

(中標津道路事務所) そうしたいが、譲れない部分もある。

(ガイド協議会) 道路を閉鎖した場合、道路とはならない。その場所を解釈を変えて利用させる方法はないのか。峠が開通しなくても、部分的に利用することはできないのか。そうすれば、かなり前から利用できる。利用に危険なものはなにもない。

(中標津道路事務所) 認識の違いかと思うが、理由無く止めているということではない。安全第一は譲れない。

(ガイド協議会) どれだけ危険なのか実際に通してみてもどうか。

(中標津道路事務所) 事故が起きた場合はどう責任をとるのか。

(ガイド協議会) そこまで言ったら何もできない。

(事務局) 管理者の責務もあり、その点も踏まえつつ話し合いを進めていきたい。停車帯にしても、利用のあり方を固めていく必要がある。その議題を資料3に従い進めたい。

(3) 羅臼湖の利用のあり方について

資料3：羅臼湖線歩道の利用イメージ（案）

- (ガイド協議会) 大量で来るのは防ぎ、少人数で楽しむという方針ということで良いか。その場合、利用者層が分かれてくる。団体、個人はほとんどタッチせず、ガイド付きのみ入ってくださいという方針か。
- (事務局) ガイドツアーで来るのが一番便利で、楽しいという状況をつくりたいと考えている。
- (ガイド協議会) 沢山入れた方が良いといったらそうなるのか。そこを確認したい。
- (事務局) 羅臼湖の魅力を考えた場合、人数を増やすということは考えていない。
- (ガイド協議会) 歩道は最小限として、道中はなるべく不便にしようという解釈でよいか。そういうイメージで、ガイドが商品をつくるとした場合、ウトロ側からの利用の場合、せいぜい2往復であり、心配するオーバーユースはない。ただし、ウトロ側で行き場所がなく、入れなくなり、羅臼湖に流れ混んだ場合の対応の仕方を考える必要はある。そういう意味で、その両方を考えてはどうか。
- (事務局) マスツーリズムで対応することとなれば、すぐに入りやすく、また収容力のある施設整備となる。その場合、多くの利用者を招くことになる。また、羅臼湖のような積雪が深い場所でそのような過剰整備しても、維持管理は出来ない。つまり収容力は限られているということであり、それに応じた利用ができるエントランス、アクセスを考える必要があると考えており、このような利用のイメージを提示している。
- (ガイド協議会) これまで適正利用の会議においても駐車場はつくらないと環境省は明言している。場合によってできそうだという雰囲気はやめたほうがよい。少ない人数で利用する場所ときちんと位置づけるべき。
- (エコツアー協議会) 今の話は入口で帰る客がいることが望ましいように聞こえた。ガイド利用の推奨は、斜里・羅臼のガイドのチャンスには繋がると思うが、知床は必ずしもガイド利用だけではない。拘束されずに一人で入りたい人がおり、チャンスを与えることが大事。また、長靴を履いてというのは不親切と感じる。植生保護の具体的なレベルがわからないが、雨が降らなければ、トレッキングシューズレベルでいけるのか、その点のイメージがわからない。1人で行く人は大切に、フォローできるような状態にして欲しい。
- (事務局) 個人客へどの程度配慮するかというのは難しい課題である。整備水準としては、基本的に長靴が必要という場所を想定している。長靴を越えるような水深などの状況は、歩道の付け替えなどの検討は必要。また、アクセスについては、バスの時間を改良すれば、個人にとって良い形になるかもしれないが、具体案はまだない。
- (エコツアー協議会) 長靴の装着者数を上げることが問題となる。アナウンスや、貸出場所を増やすなど、全体的な検討が必要。長靴装着100%を目指していくことは大事。
- (エコツアー協議会) 五湖については、ヒグマの対策の検討をしているが、羅臼湖では検討の必要性はないのか。
- (事務局) ヒグマによる閉鎖はこれまでそれほど起きていない。五湖とは利用者層や利用者数の違いがある。
- (ガイド協議会) 五湖に比べればヒグマとの遭遇率は少ない。ヒグマに関するレクチャーやアナウンスは必要だが、通常の知床の山と同等と捉えてよい。トレッキングは自

己責任によるものであり、羅臼湖もその扱いと考える。羅臼湖では閉鎖などの対応はして欲しくない。

(知床財団) ヒグマによる閉鎖はありえない。人につきまとうクマが出没したこともある。ただ基本的には、知床の山に行くクマ対策をした装備であれば問題ない。

(世界自然遺産協議会) この資料は将来の姿を示したものとあるが、現状と何も変わらないように思う。将来の姿がこれであれば、今のまま何もしなくて良いことになる。ただ木道は植生保護のために直していく、そういう捉え方か。羅臼湖がどうしようもないから集まって議論しているのであり、現状は利用者を軽視した公園管理であると私たちは認識している。全く将来のイメージがわからない。トイレに関しては、木道と周辺の湿原により、脇道にそれて携帯トイレを使用できる環境ではない。往復3時間の行程となり、携帯トイレのブースは少なくとも必要と提言しているが、その話題も全く触れていない。

(事務局) 携帯トイレブースについては、管理体制ができれば設置は可能と考えている。利用者層と整備水準に関しては、現状とそれほど変わらないものをイメージしているが、今後再整備をしていく上で、どのレベルで実施していくのかというイメージを固めるための記述となっている。

(事務局) 世界自然遺産協議会の提言もあるので、利用者、整備水準あたりについてお話いただければと思う。

(世界自然遺産協議会) 羅臼町の羅臼湖利用に関する意見をまとめるため、協議会として、今年2月から協議を重ね、提言として整理した。事務局は羅臼町であり、羅臼町から説明をお願いしたい。

(羅臼町) 羅臼町より資料説明。(以下概要)

- ・ 協議会としては、環境省のまとめた利用適正化基本計画等から大きくぶれないような方針で提案している。
- ・ 木道は撤去。
- ・ 冬道のルートへの変更。木道は最小限とし、木道は維持補修が容易なものとする。
- ・ アクセス方法の改善。(①入口標識の設置。標識設置による車両滞留への対策。②バスの停留所を羅臼VCに設置。③定期バス時間の変更。④知床峠から羅臼湖入口までの歩行者専用道路の整備。⑤バス及び一般車両専用の停車帯整備。
- ・ 質の高い利用の提供。(①ガイド利用の推進②羅臼湖の利用のルール作成③利用調整地区制度導入の検討④携帯トイレブースの設置と普及⑤靴洗い場の設置)

(事務局) 事務局案に近いものもあり、さらなる提案という部分もある。協議会の資料においても利用者数については、現況程度という表現がある。ただ将来的な上限設定には柔軟な対応が必要ということである。双方の意見は、利用のあり方に関しては、現状維持という共通の方向性がある。歩道に関しては、現状より大幅に整備水準を上げるものではないということも共有し、ルールをつくっていくように繋げていきたい。次にアクセスの方法について事務局の説明が不足していることから、追加で説明したい。

(事務局) 資料3によりアクセスに関して追加説明。(以下概要)

- ・ガイドツアーの送迎とタクシー・路線バス（個人利用者）による利用が望ましい。
- ・羅臼湖入口には駐車場は整備しない。
- ・関係機関との調整のもと、路肩の拡幅など送迎車両の安全な利用方法を検討。
- ・知床峠からの徒歩利用は交通安全上推奨せず、歩道の設置等は考えていない。

（知床財団）双方で入口標識に関する意見が異なっている。入口をずっと探してきて、ビジターセンターまで来て、わからなかったという人が多くいる。ビジターセンターで利用のレクチャーができるということはあるが、公園利用者に不親切な状態である。入口を探している人が停車したり、駐車禁止表示をみて停車する人もいる。きっちり表示して、安全管理を行うように方針転換はできないか。

（事務局）入口表示で路上駐車が増えるのではないかと懸念している。提言はいただいているので検討したい。自家用車では行けないことになり、通行する車両に情報提供することが良いのか整理が出来ていない。

（知床財団）問題はあるが、国立公園の利用として隠してコントロールすべきではない。

（事務局）世界自然遺産であり、他の国立公園としては違う。国立公園は本来利用規制をすることでいいところではない。それをやるという場所であることは理解していただきたい。

（ガイド協議会）情報を伏せているということではない。入口がわからない人は準備の足らない人。前もって調べてきている人が利用すれば良いので、気にすることはない。大事なのはガイドを付けなければ入ってはいけないという条項をつけること。ガイドに責任を与え、また生活できるような状況にすることが大切。少なくとも大手旅行会社は地元のガイドを使うようにすることとすれば、利用に関するいろいろな課題に対応することが容易となる。

（事務局）そうすると環境省が公園事業で出来る範囲ではなくなる。

（ガイド協議会）そうであれば、町の条例で対応すればよいだけである。

（エコツアー協議会）利用制限は不平等になる。ガイド無しでは利用できないということはない。

（事務局）ガイド利用を推奨する程度であれば、ガイドラインの設定や条例などで対応は可能。

（エコツアー協議会）協議会の提案は素晴らしいと思う。基本的に利用させる方策の検討であり、スマートな看板であれば構わない。バス停の表示に付随させるなど対応は可能。隠すのではなく、羅臼湖の利用の方法を積極的にアピールするほうが良い。ガイドの利用もそれによって深まってくる。

（世界自然遺産協議会）事務局資料の利用のイメージの表現が違うと思う。現状のままでも何もしなくて良いとしか思えない。協議会としては、現状の利用以上には拡大したくないというのが本音である。ただし、入口を表記しないことは、交通事故の危険性もあり対応が必要。以前は環境省で峠からの徒歩利用を推奨していたが、やめたのか。

（事務局）以前は推奨していたが、指摘を受けて、昨年からは推奨をやめた。

（世界自然遺産協議会）やめたとしても、現実的に徒歩利用はあり、非常に危ない状況である。具体的な対応のイメージが出てきていないが、もう少しなんとかならないか。

（ガイド協議会）環境省が観光産業に対して、どれだけの需要に理解を持つかということ

と。そこまでは考えていないはず。

(事務局) イメージの中に、利用者を現状以上に増やしたくないということが強く書かれていないということか。

(ガイド協議会) そうではない。利用者を減少させるのはこれで止めるということ。経済的な効果もあることであり、きちんとルールづくりをして利用していきましょうということで提言を作成している。昨年10月に道路を視察して、その後の検討の中で、非常に危ないので歩かせるべきではないという話となった。峠から歩かせることをやめたというのは今初めて聞いた。そうであれば停車帯、駐車帯なりをきちんと作る必要がある。霧の際は特に危ない。利用者へのやさしさが必要。これまで10年以上前から入口の話をしているが、たらい回しである。ばかばかしくて聞いてられない。

トイレもブースを作って欲しいというだけ。何年も前から要請しているわけであり、聞き入れて欲しい。

(事務局) この会が立ち上がったということは、進めていくということ。おっしゃることはその通りである。

(ガイド協議会) 利用者を減少させるのは防ぎたい。利用をしてもらいたいからこのような提言をしている。何十万人も来て欲しいといっているわけではない。この利用人数でガイドは食べていけず、経済的な効果も考えなければ、ガイド、地域にとって何にもならない。10年前より明らかに利用者は少なくなっている。規制ばかりで、利用者は減り、経済効果は無くなった。行かせたくないのであれば、国の予算を付けて木道を整備する必要はない。別ルートを付けても木を伐採するだけ。よく考えて欲しい。

(事務局) 話を整理したいが、羅臼町としては、利用者数は現状程度、利用者層は小グループの利用を主体ということか。

(ガイド協議会) 利用者数は現状程度という認識だが、利用者層については、いろいろなパターンがある。団体利用はそれほど大勢のものではなく、修学旅行程度か。ガイド協議会においても自主ルールとして10人に一人はガイドをつけましょうと決めている。

(ガイド協議会) 自主ルールは、エコツーリズム推進協議会において、ガイド協議会が作ったルールであり、守られる保障はない。また町民は自分の土地のような意識があり、学校行事などでは気にせず使ってしまうこともある。

(事務局) 地域のローカルルールの要素が入ると良いか。

(ガイド協議会) そういうことが取り込まれると良い。

(事務局) 施設に関しては、簡易な素材による木道設置ということに関して、事務局と提言では大きな相違がないと思う。

(ガイド協議会) ルールを作って、それを守るものをガイドとして認定するというシステムをつくり、違反した場合は取り消せば、良いガイドのみが残る。ばらばらで誰でも利用できる状態であれば、何をしても無駄。そういうシステムにした上で、初めてどういう施設が必要かが出てくる。

(知床財団) 事務局としては、双方の意見をすりあわせたいということか。

(事務局) どこが相違点かを確認したい。課題となっている点は、入口の部分と思う。そこについては、第2回に検討をしたい。利用者としてどういう人を想定するか、木道にどのような利用者数を想定するかということはそう大きな違いがないというこ

とで良いか。

(世界自然遺産協議会) それで良いが、木道は壊れるのでできるだけないほうがよい。現状のコースのままであれば、木道はずっと必要になるが、できれば施設最少限のコースとして、羅臼湖らしい利用をしたいというのは協議会として意見が一致している。ただしこれから個人の意見は出てくるとは思う。あまりにも利用者に優しくない現状を、優しくできないか。利用者は管理されたものではなく、知床がこのままでありつづけたいと思っている。

(事務局) 施設を最小限にしてというのは事務局としても賛同できる。

(世界自然遺産協議会) 最小限という話は、峠からのアプローチの歩道の提案も含んでいると認識して欲しい。

(エコツアー協議会) 木道の丸太杭が乾燥化の原因というのは検証されているのか。

(事務局) 植物の専門家が、調査の際に植生の変化からご指摘された。

(エコツアー協議会) 木道なしで歩道をつくった場合に、表土流出などの懸念はないか。

(事務局) そういった懸念はあり、配慮は必要。次に、維持管理に関して協議したい。

(事務局) 資料3の維持管理について説明。

(ガイド協議会) 維持管理に関して、実施者の認識を地元の意見も聞きながら考え方を統一する必要がある。人によって維持管理の判断基準が違う。例えば樹木の伐採についても人によって全く感覚が違う。都合のよい時だけ集められて管理をやり、知らないうちにも管理をやってしまうようなやり方は改めて欲しい。

(根室振興局) 維持管理に関してこれまで明文化したものがなく、今回作成を行うこととなった。

(ガイド協議会) 感覚的なものであり、文章では対応できないのでは。担当者がたまにやるのではなく、頻繁に現場で対応することが必要。

(根室振興局) 文章が無いよりあったほうが良いと思っている。

(ガイド協議会) 正確に文章で基準を決めたとしても、現場ではどうにもならない。

(根室振興局) 指摘のとおりと思う。

(ガイド協議会) ボランティアでは維持管理は限界があり、きちんと予算をつける必要がある。

(エコツアー協議会) スケジュールの中で、新たな歩道の貸し付け契約が発生するというのはどういうことか。

(根釧東部森林管理署) 現状は国から道に土地を貸して、歩道整備という形での契約となっている。歩道の使用目的がなくなった場合、植生回復など原状回復で返してもらうこととなる。基本的には二重で歩道が存在することはできない。本来なら撤去したあとに、整備することが望ましい。ただ整備を短期間で進める場合、林野庁としては新たに事業用の道路として整備するか、または環境省がやる場合には別の契約が生じることになる。施設が必要な場所は点在しており複雑になるので、例えば今のメンバーが協議会的なものになって契約相手になれば、事務的な複雑さは解消される。その場合、林野庁はメンバーとしてはいるので何もしないということではなく、出来ることはやる。例えば、二の沼の階段は非常に問題がある。迂回路をつけ、植生回復を実施するような提案を関係者間で検討している。検討が進んだ段階で提示したい。

(ガイド協議会) 整備したのならば、本来であれば撤去する予算も確保しておかなければならないのでは。

(根室振興局) もっともな意見と思う。

(ガイド協議会) 法的なものでできないのであれば、そこは無視して直すべきところは直せないのか。

(事務局) 二の沼のような緊急的な場所については、法の範囲の中ですみやかな対応を検討している。

(ガイド協議会) 法律はその時の条件による内容であり、時が経つにつれ条件が変わっていくものであり、法に縛られず素早く対応することが必要。

(事務局) 本日話の出たルールの設定、木道、入口、携帯トイレ等の施設については、改めて事務局の方で案を検討して、第2回で諮りたいと思う。次に歩道周辺の湿原の保全について説明したい。

(4) 歩道周辺の湿原等保全について

(事務局) 資料2-1の資料に基づき説明。

(事務局) 今の説明は、植生保全のために迂回ルートをつくる必要がある、というアナウンスとして聞いていただきたい。次回以降、具体的な迂回ルート案を提示したい。

(エコツアー協議会) この件の検討の際には、ウトロ側のガイドも参加させてもらいたい。

(事務局) 了解。

資料4：羅臼湖線歩道管理指針(案)

(根室振興局) 資料4について説明。

(エコツアー協議会) 現状に対する応急措置ということか。

(根室振興局) 対応出来ていない部分もあるが、対応していきたいということである。

(世界自然遺産協議会) 施設の整備は時間がかかるとは思っているが、今の施設を使っていくというための管理指針ということか。

(根室振興局) 新しい施設ができるまでに、現状を維持していかなければならないという考えのもと作っている。

(世界自然遺産協議会) 協働が定着してきているのはいいと思うが、1年に1回程度の管理では厳しい。山岳会として羅臼岳等の登山道管理を行ってきたが、1週間に一度登りこまめな管理を行ってきた。年に1回程度の管理では、荒れていく。あまりにも維持管理の仕方がひどい。新しいものができても同じような体制で管理をやるのか。ボランティアだけでは絶対に出来ない。きちんとした管理の考え方が必要。アクティブレンジャー等もパトロールだけで終わってしまっている。きちんとやる人を決めて、ボランティアは補助として考えることが必要。

(エコツアー協議会) 今回の提案に応急措置の実施事項がないが、現実的に道が具体的に対応できるのか。

(羅臼町) 今年の冬を越えたらさらにひどい状況となるだろう。立入禁止になったら納得できない。現状が現状だけに、指針に従ってきちんと対応できるのかが疑問。

(根室振興局) 目指すものとして検討途中のものと考えていただきたい。指針として文言として残しておいた方が良いでしょうという考えで整理している。

(知床財団) 利用者の安全で快適な空間を提供と記述があるが、安全も危うい状況では。また、木道の設置目的である、湿原の植生保護のためという記載が必要と思う。

(ガイド協議会) 来年の春の雪解け時に、すぐに歩道状況を確認できるよう具体的な検討をして欲しい。いきなり閉鎖というのは困る。五月末であればガイド業者も協力しやすい。

(根室振興局) 指針に関しては、皆さんの意見を参考にしながら、また資料を追加し整理していきたい。

(事務局) 今後のスケジュールとしては、ルール、施設、入口等のあり方のイメージを再度検討し次回に提示したい。また植生に影響のある木道の迂回路を検討し、提示したい。また管理体制についても次回協議したい。第2回は2月頃の開催予定とする。

(羅臼町) 北海道が施設を撤去し、環境省か林野庁が木道を整備するということで決定なのか。

(事務局) 決定ではないが、そのような方向となるよう検討している。

(ガイド協議会) メールで構わないので、1週間か3日前までに資料を送付して欲しい。

(閉会)

4. 第2回羅臼湖会合資料・議事録

第 2 回羅臼湖会合 次第

日時 平成 23 年 3 月 1 日（火） 13:30～16:30

場所 羅臼町公民館

1. 開会
2. 議事
 - (1) 羅臼湖歩道のあり方について
 - (2) 今後の検討について
 - ・ 植生保全のための歩道ルート付替の検討
 - (3) その他
 - ・ 来年度の維持管理について
3. 閉会

配付資料

資料 1 : 羅臼湖歩道のあり方について（案）

資料 2 - 1 : 羅臼湖に関する今後の検討について

資料 2 - 2 : 歩道ルート付替の検討について

資料 2 - 3 : 既存歩道が周辺植生に及ぼしている影響について（H22 報告書より抜粋）

資料 2 - 4 : 付替ルート現地踏査結果

第2回羅臼湖会合 出席者

団体名	出席者	
知床羅臼町観光協会	事務局長	三浦 里紗
羅臼町・知床世界自然遺産協議会	副会長	佐々木 泰幹
知床ガイド協議会	副会長	湊 謙一
		石田 理一郎
知床エコツーリズム推進協議会		青木 憲一
羅臼山岳会		涌坂 周一
(財)知床財団	羅臼地区担当次長	田澤 道広
羅臼町	環境管理課長	川端 達也
	係長	長岡 紀文
	主事	遠嶋 伸宏
	水産商工観光課長	石田 順一
	教育委員会	金澤 裕司
北海道開発局釧路開発建設部 中標津道路事務所	計画課長	須藤 嘉一
北海道釧路方面中標津警察署		(欠席)
<事務局>		
環境省釧路自然環境事務所	国立公園企画官	荒畑 正広
	自然保護官	柳澤 暁
ウトロ自然保護官事務所	上席自然保護官	野川 裕史
羅臼自然保護官事務所	自然保護官	中川 春菜
林野庁根釧東部森林管理署	署長	中澤 文彦
	流域管理調整官	上野 利康
北海道根室振興局	環境生活課長	村松 正道
北海道環境生活部環境局自然環境課	主査	長尾 康

(敬称略、順不同)

羅臼湖歩道のあり方について（案）

1. 羅臼湖地域の価値

羅臼湖歩道沿線に点在する湿原の植生は、最も発達している植物群落がいずれも異なっており、それぞれに特徴ある湿原が一体となって貴重な湿原群が構成されている。

羅臼湖は、原始的な自然のなかをゆっくりと歩きながら知床の自然やその大切さを学ぶことができる場所として、知床世界遺産地域のなかで重要な利用地域の1つである。

特に、自分達だけでひとり占めしているかのような静寂な雰囲気の中、沼や湿原の広がる景観をゆっくりと楽しんだり、湿原の草花をじっくり観察したり、沼や湿原に吹く風を感じたりできることが、人気の要因となっている。

2. 基本原則

羅臼湖歩道について以下の通り原則を定め、今後羅臼湖歩道に係る歩道内外での取り組みはこれにしたがって行うこととする。

- ・歩道利用及び歩道施設自体が、湿原植生をはじめとする羅臼湖地域の価値を損なわないこと。
- ・ガイド利用を基本とした、質の高い利用を実現すること。
- ・歩道施設の規模等は、上記を達成するうえでの必要最小限とすること。
- ・羅臼湖歩道に関する取り組みは、関係者の連携協力のもと行うこと。

3. 対策事項・目指す姿

(1) 歩道の整備・維持管理

○現在の課題

既存歩道施設が貴重な湿原植生に影響を及ぼしている（乾燥化、土砂流入等）ほか、木道の老朽化/破損によって、利用者が歩道外に踏み出すことで周辺植生を損傷するなどの影響を及ぼしている。また、歩道施設の老朽化により、安全な利用が困難な状態にある。

○実施事項

- a. 想定する利用者のレベル等を以下の通りとし、植生保全の観点から必要最小限の整備を行う。

装備：軽登山用の服装/所持品。長靴を着用。

経験：日常的にトレッキングはしないが、自然観察等で山野を歩くことはある。

体力：小学生高学年程度。

知識：羅臼湖歩道が山岳地帯にある歩道であり、登山装備に準じた装備が必要な場所であることを知っている。歩道外に踏み出さない等、植生を傷めないための基本的なルールを知っている。知床全域がヒグマの生息域であり、羅臼湖歩道でも出会う可能性があることと、ヒグマに遭遇した際の基本的な対応方法を知

っている。

人数：1グループあたり1～10名程度の少人数で行動する。

- b. 現道が植生に与えている影響を整理し、再整備にあたっては植生への影響が最小限となるようなルート/工法を選択する。
- c. 歩道施設は日常的に簡易な補修ができるような施設を基本とし、木道等の構造物は最小限とする。
- d. 植生保全の観点から必要な箇所には、踏み板や木道を設置するが、植生保全上特に問題がないような場合、ぬかるんでいてもそのままとする。
- e. 木道の構造は湿原植生の専門家からの助言を基に、杭による湿原の乾燥化等が発生しないよう配慮された構造とする。
- f. 歩道の幅員は必要最小限とするが、展望地などには適宜滞留スペースも確保する。
- g. 外来種侵入防止のための設備の構造及び運用を検討し、設置する。
- h. 日常的な維持管理（草刈りや簡易な補修等）については、維持管理に必要な作業とその頻度を洗い出し、費用面を含め、維持管理の役割分担について調整の上、関係者が連携協力して取り組む体制をつくる（歩道管理協議会の立ち上げ等）。
- i. 携帯トイレブースについて、維持管理や携帯トイレ入手/回収の体制を整えた上で設置する。

○目指す姿

羅臼湖歩道は、利用者が歩くことによってぬかるみが酷くなったり、それによって洗掘が進んだりすることを防ぐため、植生保全上必要最小限の整備が行われている。植生保全の観点から必要な箇所には踏み板や木道が設置されているが、植生保全上特に問題がないような箇所については、ぬかるんでいる場所も多々あり、歩行には長靴が必要である。しかし羅臼湖歩道利用者は皆、長靴が必要であること等を事前知識として知っており、歩道外への踏みだしは発生していない。

歩道施設を最小限/簡素にしている分、草刈りや踏み板の補修等、簡易な維持管理作業は関係者協力のもと、こまめに行われている。木道などプロの手が必要な修繕については、歩道管理者が責任をもって行っている。

携帯トイレの使用が推奨されているが、携帯トイレの入手と回収は町内の様々な場所で可能であり、また、携帯トイレブースは常に清潔に保たれている。

(2-1) 利用の質の向上（利用ルール等）

○現在の課題

羅臼湖の利用に関する決まり事が統一された形では周知されていない。事前の情報収集が不十分な利用者のなかには、路上駐車や歩道外に踏み出す等の行為をとる者もいる。

○実施事項

- a. 無秩序な利用を避けて質の高い利用体験を提供するため、ガイド利用を利用形態の基

本として情報発信するほか、歩道入口へのアクセス方法の改善を図る（2-2）。

- b. 知床ガイド協議会、エコツーリズム推進協議会などで検討されたルールを基に、羅臼湖の利用ルールをまとめ、地域で合意したルールとして利用者に周知を図る。ルールは、ツアー利用、個人利用、その他の団体利用（学校教育）など、羅臼湖を利用する全ての形態を対象とする。
- c. 歩道入口には、歩道入口であることや駐車禁止であること、その他羅臼湖の利用ルールなどを示した看板を設置する。
- d. ホームページや道の駅、宿泊施設等での案内を通じ、ガイドツアーの魅力を発信し、ガイドツアー利用客の割合を高める。

○目指す姿

羅臼湖歩道の利用者は、大半が、少人数ガイドツアーの参加者である。知床エコツーリズム推進協議会のホームページには、羅臼湖ガイド事業者の一覧が掲載されていて、羅臼湖に行こうとする人は簡単に羅臼湖ガイドツアーの情報を知ることができる。ガイドツアーの情報は道の駅、旅館等でも入手することができる。

ツアー参加者は、ガイドの解説に耳を傾けながら歩き、羅臼湖や知床の自然環境について学びながら充実したトレッキングを楽しんでいる。引率しているガイドは羅臼湖や知床の自然環境についての知識が豊富で、各種法規制などについての知識もあり、また、客が怪我をした際などには適切に応急措置をすることができる。ガイドは客の行動に目を配り、マナーの向上に努めている。

羅臼湖歩道全体の利用人数制限はしていないが、複数のガイドツアーが同日に実施される場合でも、時間をずらすことなどによってツアーについては過度な集中が起きないように配慮されている。

ガイドツアーに参加しないその他の個人利用者も、羅臼ビジターセンターなどで事前に羅臼湖についての情報収集をし、服装や装備（長靴、クマ対策品など）をしっかりと整えたうえで羅臼湖を訪れている。事前の情報収集により、守るべきマナーについても学習しており、歩道外への踏み出しなどはしていない。

羅臼湖の利用ルールは明解な形で定められ、羅臼湖について調べればすぐにルールについて知ることができるようになっている。また、一部の特に重要な項目については歩道入口にも表示されており、横断道路中にふらっと停車した観光客の大半は、自らの準備不足を知り、そのまま立ち去る。

(2-2) 利用の質の向上（アクセスの改善）

○現在の課題

歩道入口付近では路上駐車が頻発し、周辺の交通安全上問題となっているが、駐車場造成は無秩序な利用に繋がるため不適當である。一方で、羅臼湖歩道ではガイド利用が望ましいが、一時的な乗降用スペースもないため、ガイド利用等の際の送迎車輛による乗降が

安全にできない状態にある。

○実施事項

- a. 現在の歩道入口位置は、カーブに近すぎ、アクセス方法の改善が困難であるため、700mほど知床峠側にある冬道入口に、歩道入口を移動させる。
- b. 新たな歩道入口には、歩道入口であることや駐車禁止であること、その他羅臼湖の利用ルールなどを示した看板を設置する。
- c. 冬道入口付近の路肩を、自然植生の新たな改変を行わない範囲で拡幅し、路線バス、タクシー、その他送迎車輛の乗客が安全に乗降できる停車スペースを造成する。
- d. 山側のバス停留所を造成した停車スペースに移動する。
- e. 谷側のバス停留所付近で乗降客の車道横断が発生する他、個人客のなかには知床峠から徒歩往復利用する方もいるため、走行車両に対する「歩行者横断注意」「歩行者あり」などの注意看板等を設置する。
- f. 新たな歩道入口の周辺の車道路肩について、路上駐車を防止する措置を講ずる。
- g. 路線バスの運行を地域一体となって支え、利用率・収益性を上げ、利便性を向上させる。

○目指す姿

羅臼湖へは、ガイドツアー参加者はガイドの送迎で、その他の個人客はタクシーや路線バスが便利である。羅臼湖入口の山側車線には、路線バスの停留所があり、ガイド車両やタクシーの利用者もそこで安全に乗降している。

自家用車の路上駐車は禁止である。知床峠からの徒歩往復利用は禁止ではないが、交通安全上問題があるため推奨はされていない。アクセス方法が限られることやガイドツアーの魅力が発信されていることにより、利用者の大半はガイドツアー利用で、個人利用者の数は抑えられている。また、歩道入口看板には、羅臼湖の利用ルールなどについて表示されており、横断道路中にふらっと停車した観光客の大半は、自らの準備不足を知り、そのまま立ち去る。

アクセス方法が限定されていることと、準備不足の観光客を無駄に引き寄せないことにより、結果として、羅臼湖の利用者はガイドツアーと事前に羅臼湖利用の注意事項（アクセス、装備等）について情報収集をした個人客に限られている。そのため、羅臼湖利用者のマナーや装備は良好で、利用者数も概ね平成18年～21年頃の程度と、静寂な雰囲気を楽しめるレベルが保たれている。

(3) 植生保全

○現在の課題

湿原付近に木道等が設置されていることにより、湿原の乾燥化や土砂流入などが発生し、貴重な湿原植生に影響を及ぼしている。また、ぬかるみや歩道施設の破損箇所などを避けて歩道外に踏み出すことにより、歩道周辺の植生が損傷されている。

○実施事項

- a. 歩道があることで貴重な植生に影響を及ぼしている箇所について、植生を保護するための対策を検討し、実施する。必要な場合には、ルートの変更を行う。
- b. 植生が荒廃した箇所及びルートを付け替えた際の旧道については植生回復の方法を検討し、実施する。
- c. 羅臼湖の利用ルールを定め、長靴を着用すること、歩道外に踏み出さないこと等のルールの周知を徹底する。
- d. ガイドツアー客の行動は、ガイドが責任をもって指導する。
- e. 歩道入口に、外来種侵入防止のための靴底洗い場などを設置する。
- f. 歩道の草刈り作業の際などに沿線の貴重な植生を損傷しないよう、関係者が協議しながら維持管理を実施する体制をつくる。

○目指す姿

歩道周辺に貴重な植物がある場合は、その生育地への流水や土砂流入の影響が及ばないように配慮することが重要であることが、関係者間で確認されている。

歩道沿線の植生は、利用マナーの向上と歩道の適切な維持管理によって保全されているが、踏圧など利用による植生への影響については、定点撮影などによって常時モニタリングしている。

植生保全のために歩道を付け替えたような区間においては、その後の植生回復状況について、モニタリングが行われている。

羅臼湖に関する今後の検討について（平成 23 年度）

1. 検討体制

羅臼湖会合により検討を行う。必要に応じて住民説明会等の開催も検討。

2. 検討内容等

(1) 歩道の付替ルートのご検討

歩道の付替ルートについて、現地調査等を行いながら検討する。

(2) 歩道の維持管理体制の構築

日常的な維持管理（草刈りや簡易な補修等）について、関係者が連携協力して取り組む体制を構築する（歩道管理協議会の立ち上げ等）。維持管理に必要な作業とその頻度を洗い出し、費用面を含め、維持管理の役割分担について調整する。

(3) 携帯トイレブースの維持管理、携帯トイレ入手/回収体制の構築

携帯トイレブースの維持管理体制については、歩道の維持管理とセットで検討を進める必要がある。

(4) 羅臼湖の利用ルールの作成

既存「知床エコツーリズムガイドライン」を基に、羅臼湖の利用ルールを作成する。ルールは、ツアー利用、個人利用、その他の団体利用（学校教育）など、羅臼湖を利用する全ての形態を対象とする。

(5) 歩道入口の整備等に関する調整

道路管理者、警察、バス会社等との調整

3. 検討スケジュール

いずれも関連しあう事項であることから、羅臼湖会合の頻度を上げ、並行して検討を進めることとする。

歩道ルート付替の検討について（案）

1. ルート付替の目的

平成 22 年度に行った現地調査により、湿原の中や近傍を通る既存歩道が、羅臼湖地域の特徴でもある貴重な湿原植生に影響を及ぼしていることが指摘された。

そこで、既存歩道敷内での対策では周辺植生の保全が困難な箇所については、歩道の廃止及びルートの付替を行うことで、植生保全を図ることとする。

2. 検討対象区間

以下の区間について、検討を行うこととする。既に湿原植生への影響が出ている箇所について優先的に検討し、その後、今後影響が懸念される箇所について検討を行う。

<優先度高>

（特） 2 の沼の階段部分

→早急な対策が必要な箇所につき、特に先行して（可能であれば平成 23 年度中に）土砂流入防止対策を実施。

（1） 歩道入口（冬道入口）から既存歩道に至る区間

（2） 3 の沼の展望デッキに至る区間及び展望デッキ位置

（3） 羅臼湖の直線木道区間

<優先度低>

（4） アヤメが原の水際をとおる区間

（5） 4 の沼の水際をとおる区間

3. 基本的な考え方

付替ルート検討にあたり、基本的な考え方は以下の通りとする。

- ・ 湿原植生その他貴重な植生に影響を及ぼさないルートにする

ルート付替により損失される植生/景観等について、植生調査などを踏まえ十分検討する必要がある。

- ・ 羅臼湖地域の魅力を伝えられるようなルートにする

自然探勝機能を確保し、羅臼湖歩道の利用者に対し、羅臼湖地域の魅力/価値やその保全の重要性を知ることができるような質の高い自然体験を提供できるルートを検討する。

- ・ 木道等の構造物が少なくてすむようなルートにする

今後永続的に羅臼湖歩道を利用していけるよう、日常的な維持管理だけでは管理が難しい木道等の構造物が必要最小限となるよう、ルートを検討する。また木道の検討にあたっては、積雪等の自然条件に十分配慮する。

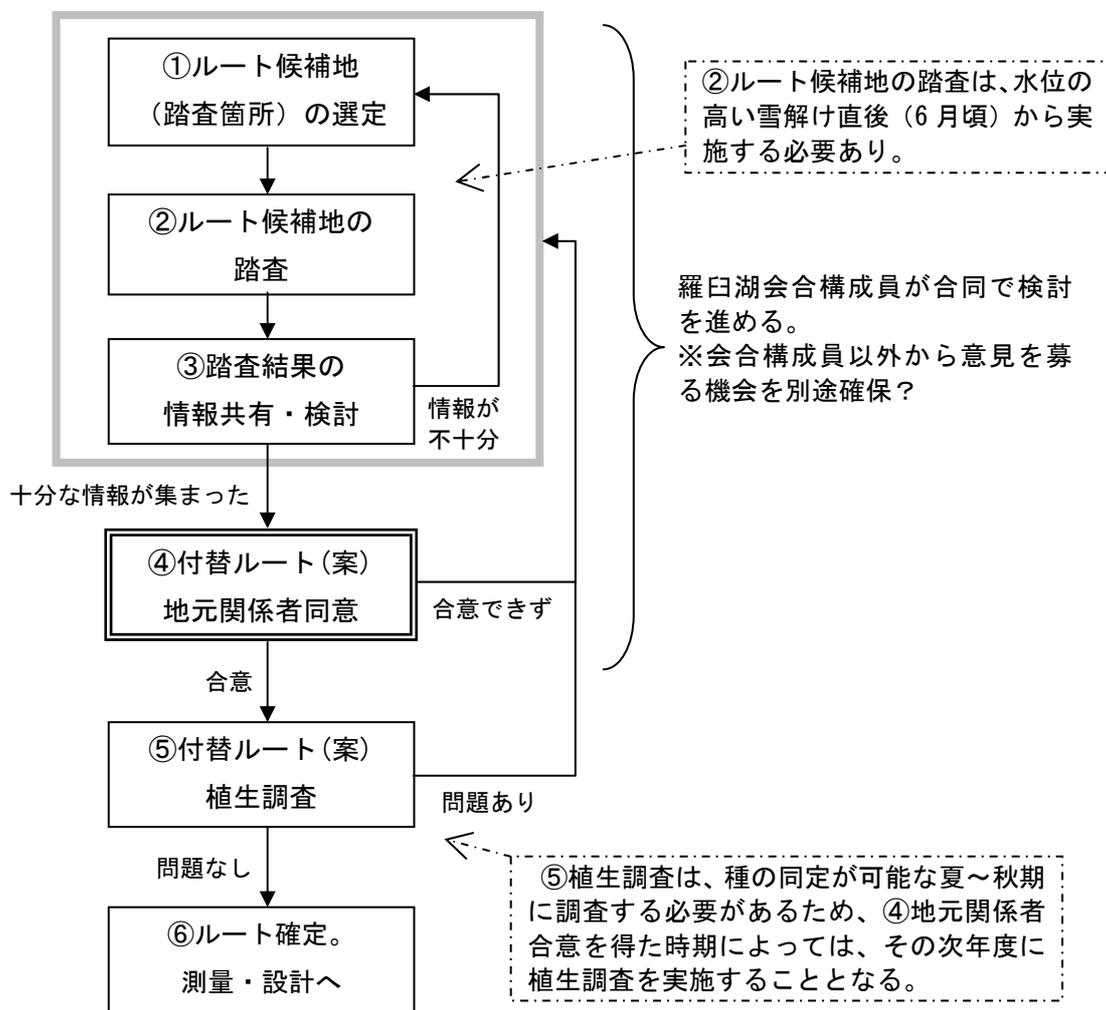
- ・ 関係者による十分な協議により検討を進める

ルートの付替は、羅臼湖歩道における極めて重要な事項である。羅臼湖会合構成員を中心とし、必要に応じて幅広く意見を聞きながら検討を進めることとする。

4. 検討の進め方

付替ルートの検討は、下記フロー図に従って進めることとする。ルート候補地の踏査及び検討は羅臼湖会合構成員が合同で進めることとする。地域関係者が合意した付替ルート案について植生調査を行い、問題がなければ、測量・設計等に着手する。

また、2の沼階段部分については、対策工法検討や試験的实施等もあわせて調整を進めることとする。



図：付替ルート検討フロー

既存歩道が周辺植生に及ぼしている影響

3-1 現地調査の内容

羅臼湖線歩道全線において、以下のように有識者から聞き取り調査を実施した。

表 3-1 現地聞き取り調査概要

調査日時	平成 22 年 8 月 6 日 8:30~14:20
調査対象	羅臼湖線歩道全線
有識者	北海学園大学 佐藤 謙 教授 知床博物館 内田 暁友 学芸員
調査方法	歩道を踏査し、有識者から植生保全上、問題のある箇所をご指摘いただいた。

3-2 調査結果

3-2-1 結果概要

佐藤教授からの現地聞き取りをもとに、現歩道の問題点、植生概況を図 3-1~3-4 に示した。

歩道による植生への影響が、二の沼周辺の歩道階段部、三の沼展望デッキに至る木道周辺、羅臼湖展望デッキに至る木道において確認されたほか、アヤメが原及び四の沼の沼に近接している木道部についても湿原植生への影響が懸念された。

植生概況は、歩道の通過する一の沼、二の沼、三の沼、アヤメが原、四の沼、五の沼ならびに羅臼湖畔の 7 箇所湿原植生が見られ、いずれも湖や池沼の周辺に成立した高層湿原が主体となり特長ある湿原群を構成している。

図 3-1 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（羅臼湖線歩道全般）

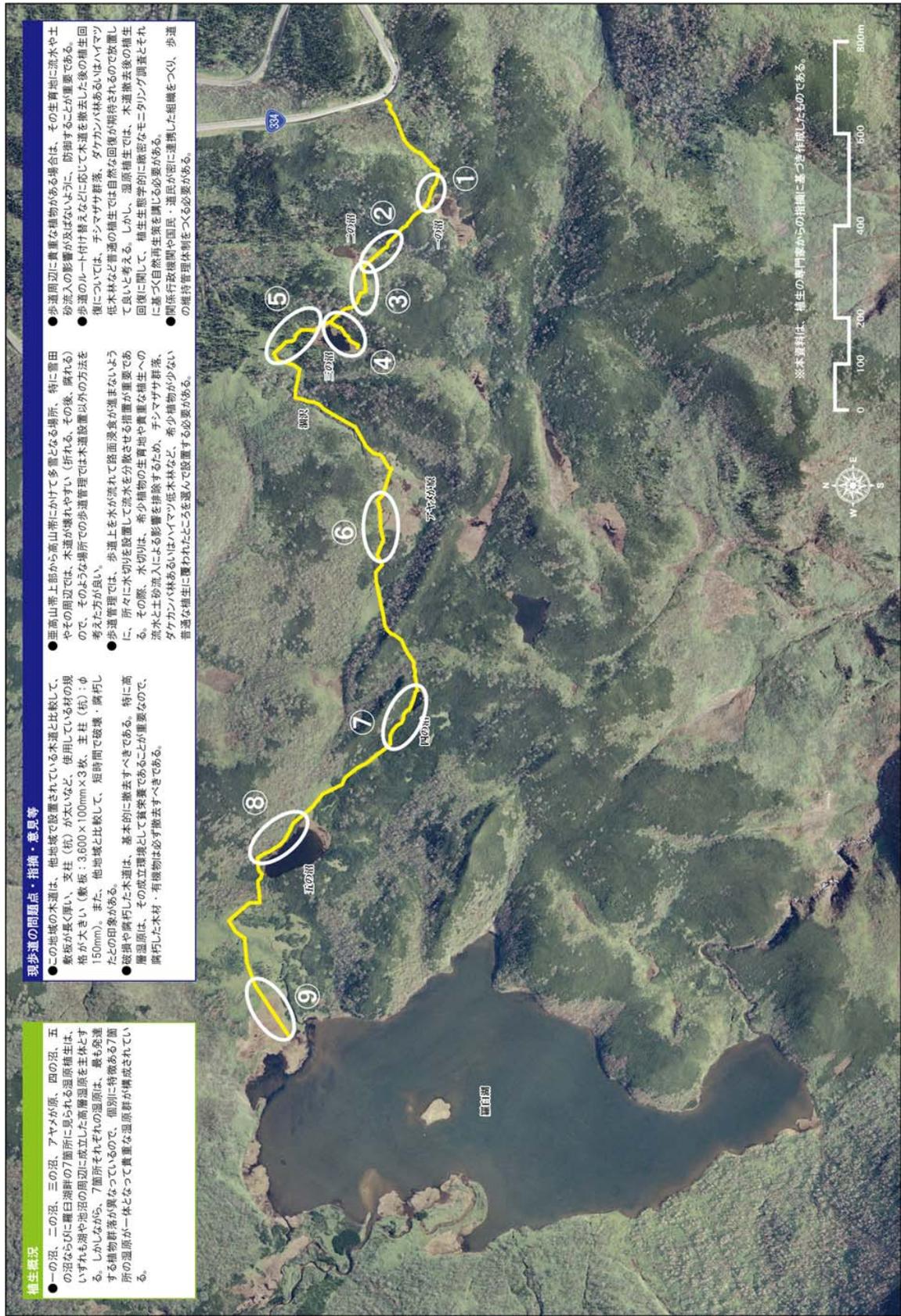


図 3-3 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（アヤマが原～四の沼周辺）

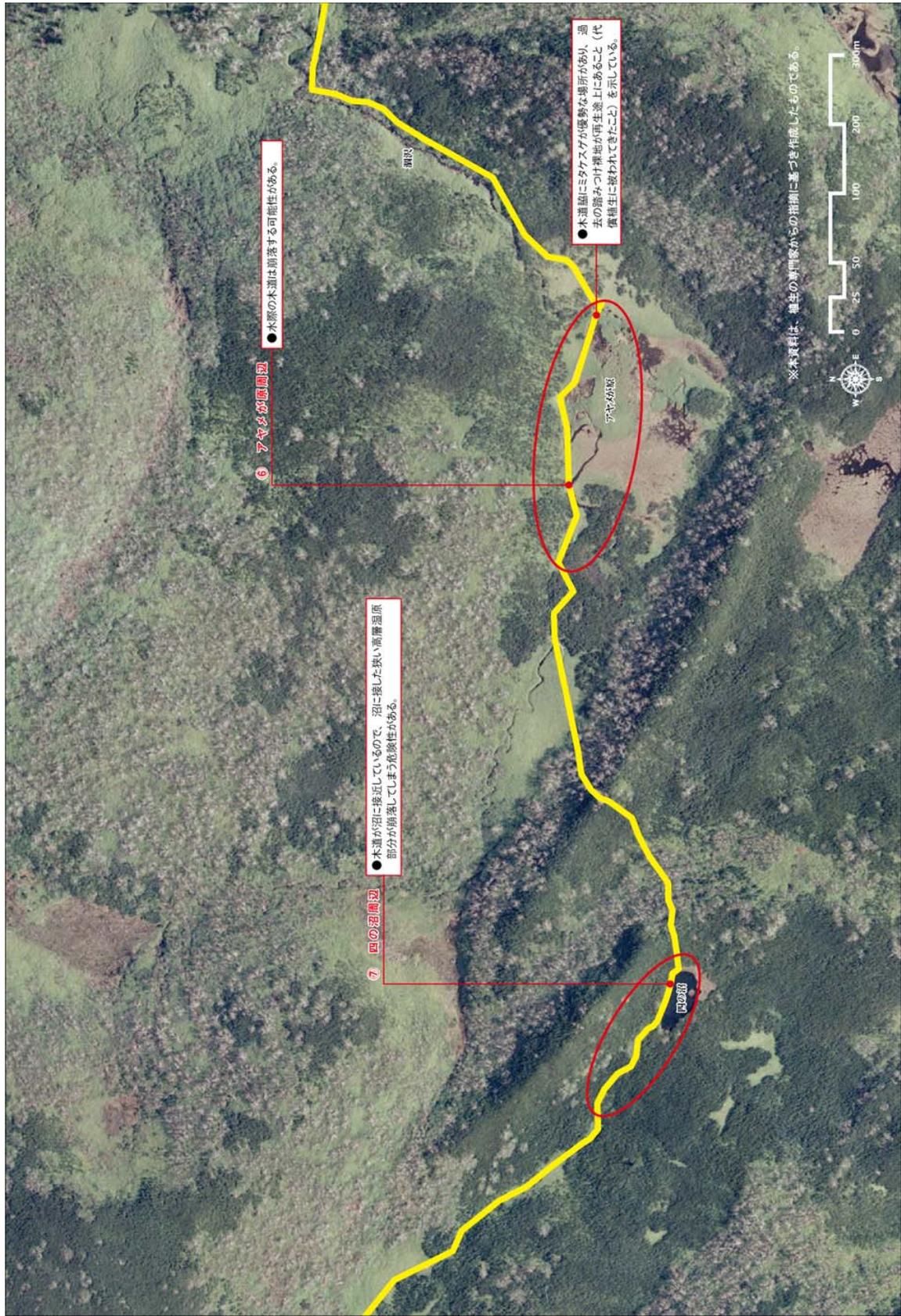
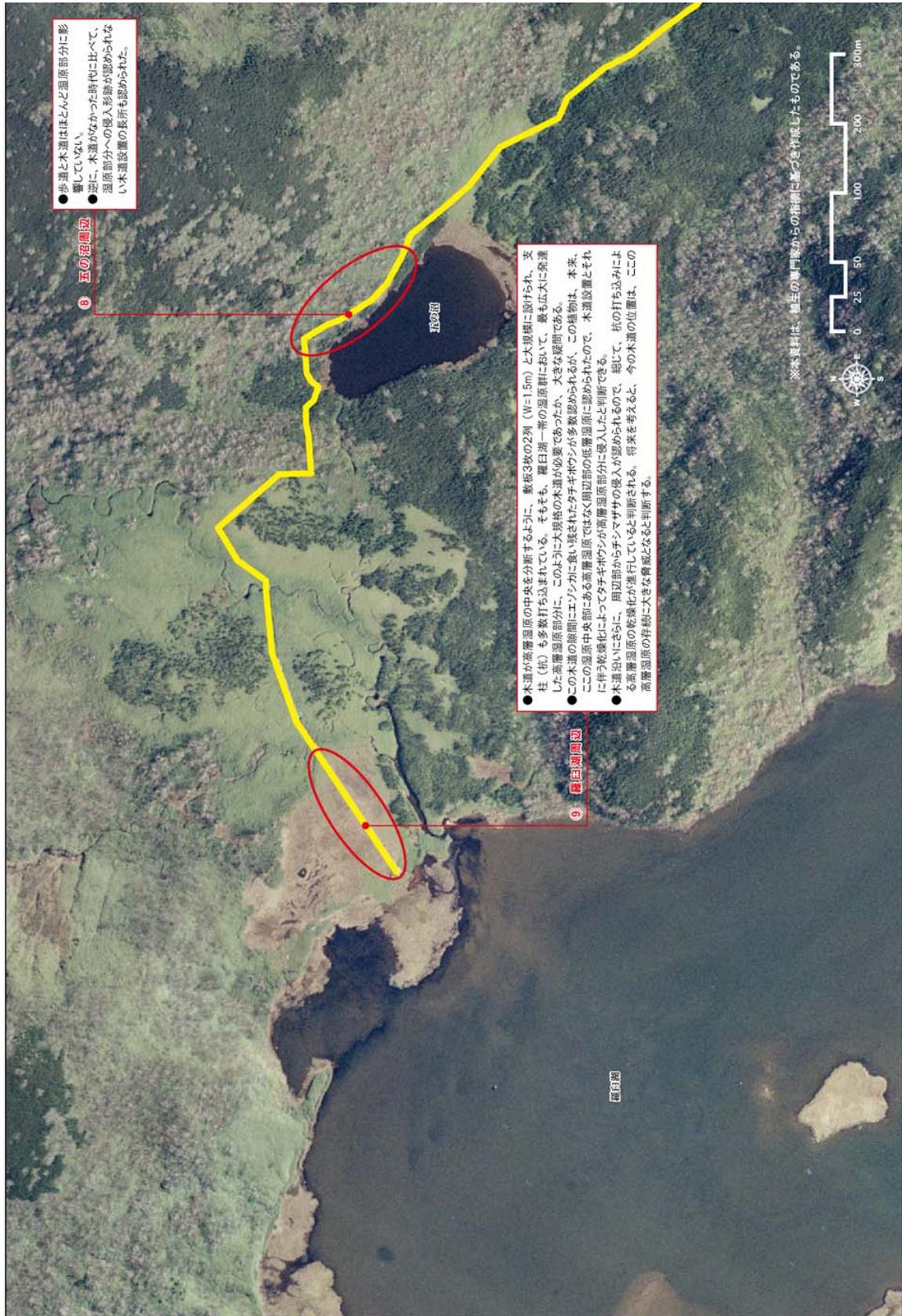


図 3-4 湿原植生の保全からみた羅臼湖線歩道の問題点・課題（五の沼～羅臼湖周辺）



3-2-2 各地の現状と問題点等指摘事項

(1) 一の沼周辺部

【現状】・一の沼周辺における歩道は、湿原に近接するが沼岸に接していない。

- ・歩道の周りは、普通植物からなるダケカンバ林である。

【指摘事項】

- ・歩道の流路化を防ぐため、適宜、周辺への水切りが必要だが、その際、「一の沼湿原」に雨水や土砂が流入しないようにする必要がある。



一の沼周辺の木道



一の沼

(2) 二の沼周辺 南側木道部

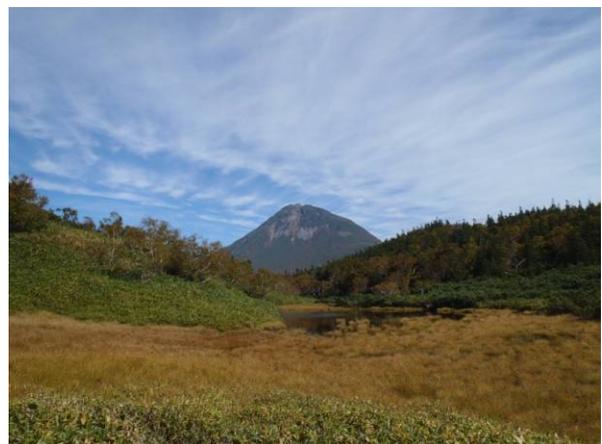
【現状】・二の沼周辺は、木道側から二の沼方向に地形が傾斜している。

【指摘事項】

- ・歩道が二の沼周辺の高層湿原の斜面上方にあるため、歩道の水切り・導流は沼周辺の高層湿原に影響を及ぼす。
- ・現時点では木道による湿原植生への影響は少ないと考えられるが、支柱（杭）打ち込みによる乾燥化が進行する可能性がある。



高層湿原の斜面上方を通る歩道



二の沼

(3) 二の沼周辺 歩道階段部

【現状】・三の沼側の急斜面に設けられた歩道階段部分が著しく浸食され、ラウスゲが生育する高層湿原へ土砂が流入し堆積している。

【指摘事項】

- ・土砂堆積が進行した場合、高層湿原が破壊されていく危険性がある。
- ・現歩道からの雨水・土砂の流出と湿原への流入を防ぐ対策を早急に講じる必要があり、歩道ルートへの付け替え及び現歩道をチシマザサ群落へ再生させるよう対策を講じる必要がある。



一の沼側稜線からみた二の沼周辺



土砂を浸食しながら歩道階段部を水が流下



歩道階段部を流下する水の状況



著しく浸食された歩道階段部



高層湿原周辺部へ流入・堆積した土砂

(4) 三の沼周辺 東側木道部 (至・展望デッキ)

【現状】・沼岸における木道設置によって沼岸の高層湿原・泥炭が池の中に崩落した場所があり、沼側に木道が傾いている場所も確認され、木道の崩落、湿原植生の破壊がさらに進行する危険性が高い。

【指摘事項】

- ・湿原観察路としての機能は、枝道の分岐点付近にのみ残しながら、現在の展望デッキへ至る木道を撤去し、すでに池の中に崩落した泥炭を崩壊部分に取り上げるなどして、高層湿原の植生復元を図るべきである。
- ・木道撤去においては、撤去作業による周辺植生へのダメージを少なくする方法を採用する必要がある。
- ・植生復元においては、木道周辺に残されたケルミ・シュレンケ複合体（帯状の凹凸）などの微地形と同調させ、同質の植生を再生するように、緻密なモニタリングと再生の対策が必要である。
- ・羅臼岳を望む展望機能を確保する場合には、そこに至るルートを高層湿原内に設けず、周囲のダケカンバ林やハイマツ低木林（林床にミズゴケ類など湿原植物がない）を通過するように付け替えることを検討すべきである。



三の沼展望デッキに至る木道



沼の中に崩落した木道脇の泥炭



三の沼展望デッキ



三の沼（展望デッキからの眺望）

(5) 三の沼周辺 北側木道部

【現状】・三の沼北側部分にはミタケスゲが優勢な場所があるが、これは過去の踏みつけ裸地が再生途上にあること（代償植生に被われてきたこと）を示している。

・三の沼北側木道部は、破壊と腐朽が著しい。

【指摘事項】

・特に高層湿原は、その成立環境として貧栄養であることが重要なため、破壊され腐朽した木道は有機物による富栄養化をもたらし、湿原植生へ影響を及ぼすことが懸念される。腐朽した木材等は必ず撤去すべきである。



再生途上であることを示す木道沿いのミタケスゲ



損壊・腐朽が著しい木道

(6) アヤメが原周辺部

【現状】・木道脇にミタケスゲが優勢な場所があるが、これは過去の踏みつけ裸地が再生途上にあること（代償植生に被われてきたこと）を示している。

- ・ここの高層湿原は、スギバミズゴケのブルトが発達し、クシロホシクサが生育するなどの個別の特徴がある。

【指摘事項】

- ・西端にある水際の木道を撤去し、ハイマツ低木林やチシマザサ群落の中を通過するルート付け替えを検討すべきである。
- ・西端にある水際の木道は崩落する可能性があり、崩落による水際植生へ攪乱等の影響が懸念される。



アヤメが原



アヤメが原



水際で沼側へ傾いている木道

(7) 四の沼周辺部

【現状】・木道が沼に接近しており、沼に接した狭い高層湿原部分が崩落の危険性がある。

【指摘事項】

- ・ダケカンバ林やハイマツ低木林を通過するような、沼から離れたルートに付け替える対策が必要である。木道に被るハイマツやダケカンバを避けようと歩行者が岸寄りを歩くため、枝払いが必要である。



四の沼に接して通過する木道にハイマツが被る



四の沼

(8) 五の沼周辺部

【現状】・歩道と木道は、ほとんど湿原部分に影響しておらず、木道がなかった時代に比べて、湿原部分へ人が侵入した形跡が認められない。

【指摘事項】

- ・破壊・腐朽した木道の部材の交換、あるいは補修が必要である。



五の沼周辺の木道



五の沼

(9) 羅臼湖周辺部

【現状】・羅臼湖展望デッキに至る木道は、高層湿原の中央を分断するように、敷板三枚を二列（幅1.5m）で大規模に設けられおり、支柱（杭）も多数打ち込まれている。

- ・木道の隙間にタチギボウシが多数認められるが、本来、ここの湿原中央部にある高層湿原ではなく周辺部の低層湿原に認められる植物であり、木道設置に伴う乾燥化によってタチギボウシが高層湿原部分に侵入してきていることを示している。
- ・木道沿いに周辺部からチシマザサの侵入が認められるており杭の打ち込みによる高層湿原の乾燥化が進行していることを示している。

【指摘事項】

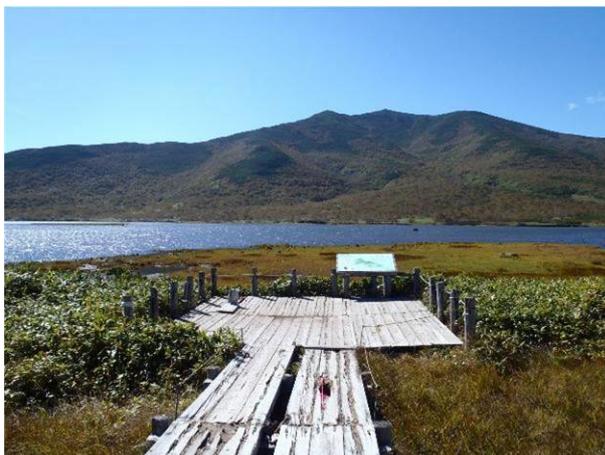
- ・将来的に既存木道の位置は、高層湿原の存続に大きな脅威となる。
- ・現木道は敷板と杭を共に撤去し、その跡地は高層湿原に戻すように植生復元を図るべきである。
- ・羅臼湖展望デッキに至る木道は、湿原南端部分でハイマツ低木林（林床にチシマザサを伴う）と接するように、迂回させた歩道として再設置する必要がある。
- ・湿原周辺部にある小さな沢に歩道を設ける場合は、木道は破壊されやすいので、アルミ製梯子など仮設式の橋を採用する（利用シーズンのみ設置し、オフシーズンは撤去する）など工夫が必要である。



羅臼湖展望デッキに至る木道



木道の隙間にみられるタチギボウシとその採食痕



羅臼湖展望デッキ



羅臼湖岸の低層湿原

4. 植生保全対策等の検討

4-1 保全対策の優先度

現地調査結果に基づき、現歩道の影響による植生保全上問題のある箇所について、植生状態から対策優先度を1から3に区分けした（表4-1）。

歩道による影響が確認されている、あるいは可能性が指摘されている箇所の順に、優先度が高いと考え、また、現状では植生保全の視点よりも利用便宜上の問題が大きいがこのまま放置すれば、表土流出等による植生への影響につながる可能性がある箇所は「優先度3」とした。

抽出された問題箇所別に、植生保全上の課題を整理し、対応する保全対策優先度を示す。（表4-2、図4-1）

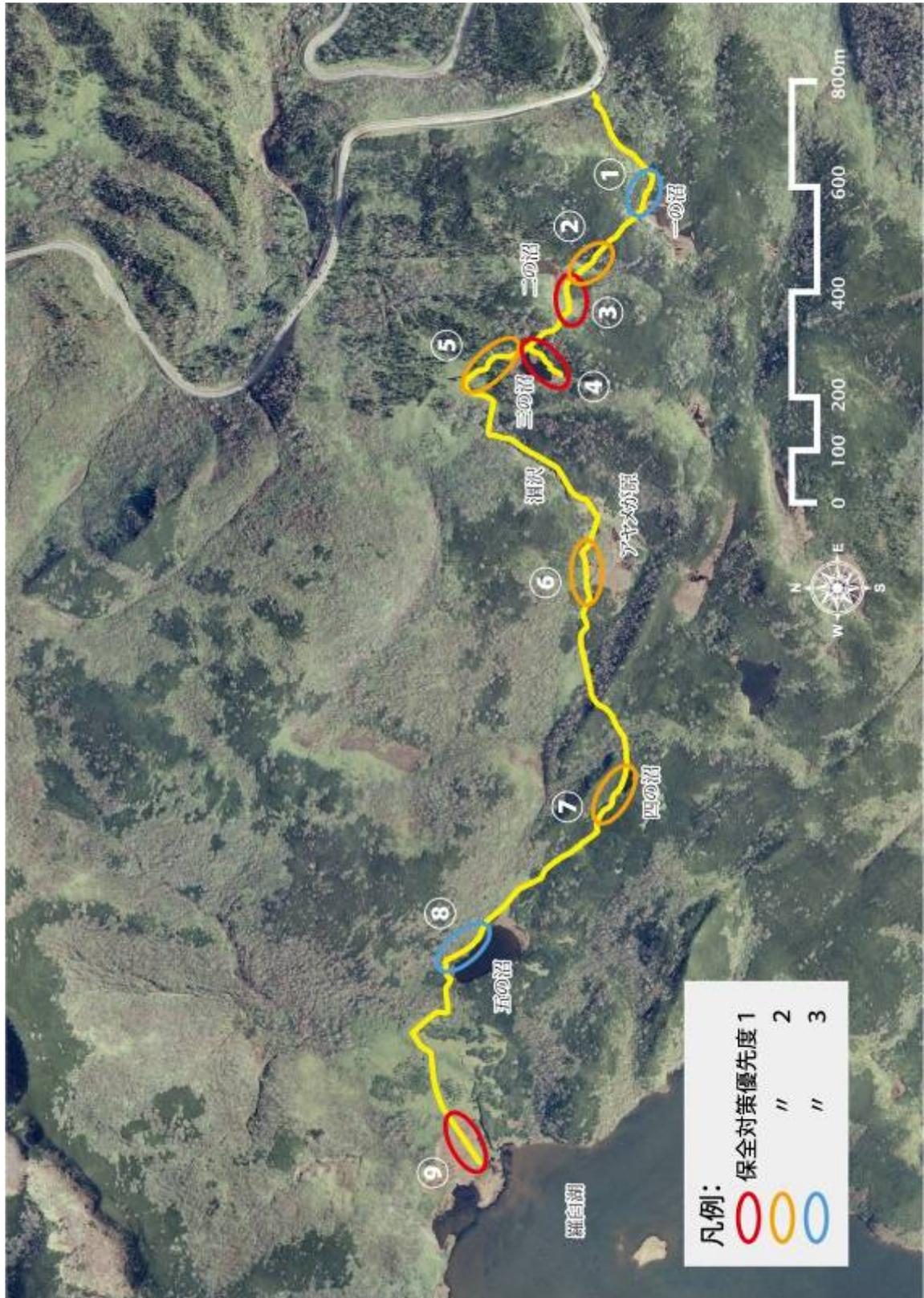
表4-1 保全対策優先度の区分

区分	歩道が植生に及ぼす影響の状態	対策必要性
優先度1	歩道による植生への影響が現在認められる箇所	これ以上の影響を防止するとともに、既に影響を受けた植生について植生復元等を行うことが求められる。
優先度2	現状では明確な植生への影響は認められないが、今後、植生への影響が懸念される箇所	影響が確認される前に対策をとることが求められる
優先度3	現状では明確な植生への影響は認められないが、歩道管理上の対応（歩道の浸食、木道の破損・腐朽への対応）が必要な箇所	維持管理作業として、対策を実施することが可能と考えられる

表 4-2 羅臼湖歩道における植生保全上の課題と保全対策優先度

箇所名	優先度	植生への影響	植生保全上の課題
③ 二の沼周辺歩道階段部	1	歩道階段部の洗掘が著しく、表土が流出し、斜面下方の湿原域に土砂の堆積が確認される。土砂堆積がこのまま続けば高層湿原の植生に影響する。	洗掘による湿原域への土砂流入、高層湿原破壊のおそれ
④ 三の沼周辺東側木道部 (至る展望デッキ)	1	沼岸の木道設置によって、岸の高層湿原、泥炭が崩落した箇所が確認されている。	木道設置による周辺の泥炭層の崩落、湿原植生の破壊の進行
⑨ 羅臼湖周辺部	1	高層湿原を分断するように木道が設置されており、木道の規模も大きいため、杭の打ち込みによる高層湿原の乾燥化が進行している。	木道設置による周辺湿原域における乾燥化の進行
② 二の沼周辺南側木道部	2	杭の打ち込みによる乾燥化進行の可能性がある。	木道設置による周辺の乾燥化のおそれ
⑤ 三の沼周辺北側木道部	2	木道の破壊と腐朽が著しい。高層湿原域においては、腐朽した木材・有機物が富栄養化の要因となりうる。	腐朽した木道部材による富栄養化のおそれ
⑥ アヤメが原周辺部	2	水際の木道が崩落する可能性があり、崩落による攪乱等、水際植生への影響が懸念される。	木道崩落による水際植生の攪乱等のおそれ
⑦ 四の沼周辺部	2	木道が沼に接近しているため、沼に接した高層湿原部分が崩落してしまう可能性がある。	木道設置による周辺湿原・泥炭層崩落のおそれ
① 一の沼周辺部	3	歩道の路面浸食が進まないようにする。	歩道から湿原域への土砂流入のおそれ
⑧ 五の沼周辺部	3	木道の破損・腐朽が著しい箇所が認められる。	木道破損により周辺植生に踏み込みが発生するおそれ

图 4-1 羅臼湖線歩道における保全対策箇所



4-2 保全対策案

植生保全上の課題への対応案として、土砂流出防止のため歩道修復や木道撤去にともなう植生復元等が考えられ、場所に応じた対策を選択、組み合わせて対応する必要がある。また、現況において湿原内を通過するルートは湿原植生への影響が大きいいため、利用上の必要性及び保護の重要性を勘案し、ルートの廃止、付け替えを含めた対応が必要である。

現地調査の結果を踏まえ、羅臼湖線歩道における植生保全対策(案)を、以下のように整理する。

【土砂流出防止のための歩道修復】

- ・ 湿原への土砂流出防止のため、流水により歩道の浸食が進んでいる箇所について、所々に水切りを設置して流水の分散を図る。その際、水切りは土砂流入による希少植物の生育地等への影響を排除するため、チシマザサ群落、ダケカンバ林あるいはハイマツ低木林など影響の少ない場所を選んで設置する。
- ・ 上記にあたっては、歩道の荒廃要因に応じた自然になじむ対策手法の検討を行う。

【歩道施設の再整備】

- ・ 木道等の歩道施設が破損又は腐朽した状態の場合、そこを避けることによる歩道外への踏み出しが懸念されるほか、特に湿原内では湿原の乾燥化や富栄養化など環境変化の一因となるおそれがあるため、適切な規模・配置での歩道施設の再整備を行う。
- ・ 歩道施設の再整備にあたっては自然探勝に必要な最小限の歩行路を確保するとともに、歩道外への踏み出しによる歩行路の拡幅や複線化など、周辺植生等への負荷の小さい工法等を選択する。

【ルートの廃止、付け替え】

- ・ 湿原周辺を通過する歩道は土砂流出や植生の攪乱など周辺植生に特に影響を及ぼしている。既存歩道敷内での対策では周辺植生を保全することが困難な区間については植生保護のための歩道の廃止及び代替ルートの検討を行う。
- ・ 上記検討は、詳細な植生調査結果等を踏まえて判断するとともに、歩道廃止区間での植生復元や代替区間での植生保全に配慮する。
- ・ 代替区間の設置にあたっては、自然探勝機能としての観察・眺望地点を考慮したルート検討を行うほか、積雪等の自然条件に対応した工法等を選択する。

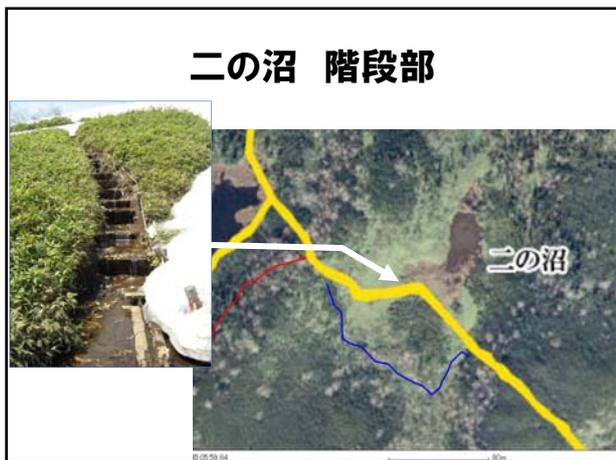
【木道等撤去にともなう植生復元】

- ・ 湿原内の破損及び腐朽した木道等は湿原の乾燥化や富栄養化など環境変化の一因となるおそれがあるため、区域外への搬出処分を基本とする。
- ・ 木道等の撤去を行う場合、更なる土砂流出が起こらないように配慮するとともに、撤去跡の植生復元を検討する。
- ・ 植生復元を行う場合、チシマザサ群落、ダケカンバ林あるいはハイマツ低木林などの植生では自律的な回復が期待されるが、湿原植生については自律的な回復が進みにくいため、植生生態学的に緻密なモニタリング調査とそれに基づく自然再生策を検討する。

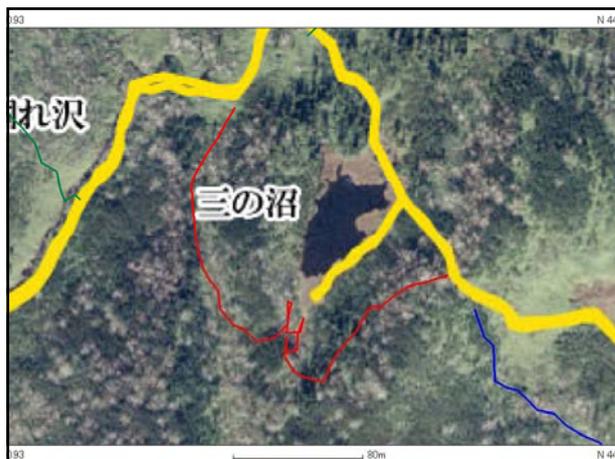
以下、羅臼湖歩道の植生保全上の課題への対策（案）を表 4-3 に示した。

表 4-3 羅臼湖歩道における植生保全対策（案）

問題箇所	優先度	植生保全上の課題	植生保全対策（案）
③ 二の沼周辺歩道階段部	1	洗掘による湿原域への土砂流入、高層湿原破壊のおそれ	【土砂流出防止のための歩道修復】 ・階段部における土砂流出防止工実施 【ルートの廃止、付け替え】 ・浸食の著しい階段部ルートの廃止、付け替え ・観察眺望地点の確保
④ 三の沼周辺東側木道部 （至る展望デッキ）	1	木道設置による周辺の泥炭層の崩落、湿原植生の破壊の進行	【ルートの廃止、付け替え】 ・湿原植生保護のためのルートの廃止、付け替え ・観察眺望地点の確保 【木道等撤去にともなう植生復元】 ・沼岸の泥炭層崩落箇所周辺の木道撤去 ・木道跡地の湿原植生の復元、経過モニタリング
⑨ 羅臼湖周辺部	1	木道設置による周辺湿原域における乾燥化の進行	【ルートの廃止、付け替え】 ・湿原植生保護のためのルートの廃止、付け替え ・観察眺望地点の確保 【木道等撤去にともなう植生復元】 ・高層湿原の中央を分断する木道撤去 ・木道跡地の湿原植生の復元、経過モニタリング
② 二の沼周辺南側木道部	2	木道設置による周辺の乾燥化のおそれ	【歩道施設の再整備】 ・敷板構造等打ち込み深さの小さい構造の木道への付け替え
⑤ 三の沼周辺北側木道部	2	腐朽した木道部材による富栄養化のおそれ	【歩道施設の再整備】 ・破損、腐朽箇所の撤去、再整備
⑥ アヤメが原周辺部	2	木道崩落による水際植生の攪乱等のおそれ	【ルートの廃止、付け替え】 ・湿原植生保護のためのルートの廃止、付け替え ・観察眺望地点の確保
⑦ 四の沼周辺部	2	木道設置による周辺湿原・泥炭層崩落のおそれ	【木道等撤去にともなう植生復元】 ・沼岸の泥炭層崩落のおそれのある箇所の木道撤去 ・木道跡地の湿原植生の復元、経過モニタリング
① 一の沼周辺部	3	歩道から湿原域への土砂流入のおそれ	【土砂流出防止のための歩道修復】 ・歩道の水切りを行い、流下する水を分散 ・部分的に流出防止工を試行
⑧ 五の沼周辺部	3	木道破損により周辺植生に踏み込みが発生するおそれ	【歩道施設の再整備】 ・破損、腐朽箇所の撤去、再整備



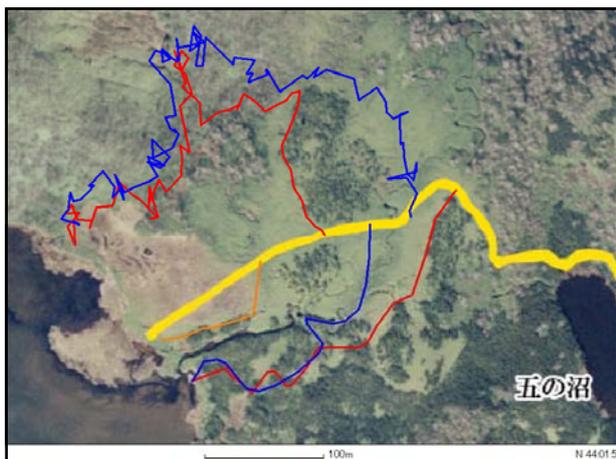
三の沼 枝線部

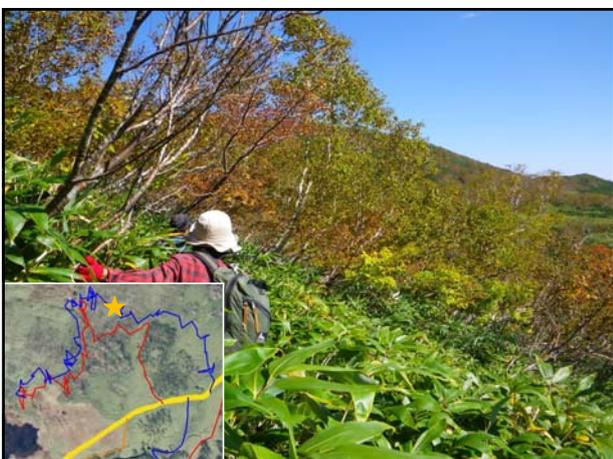
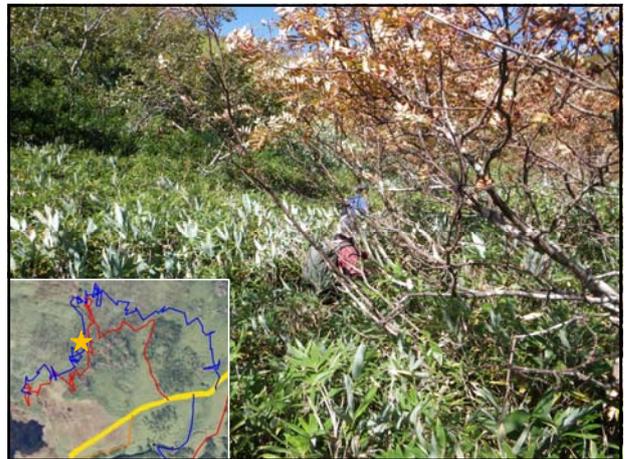


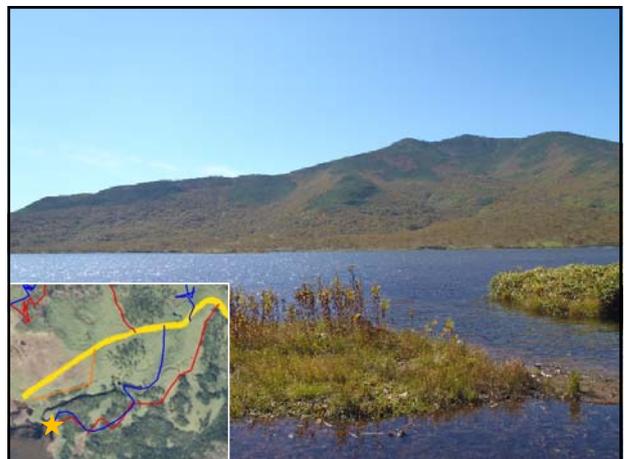
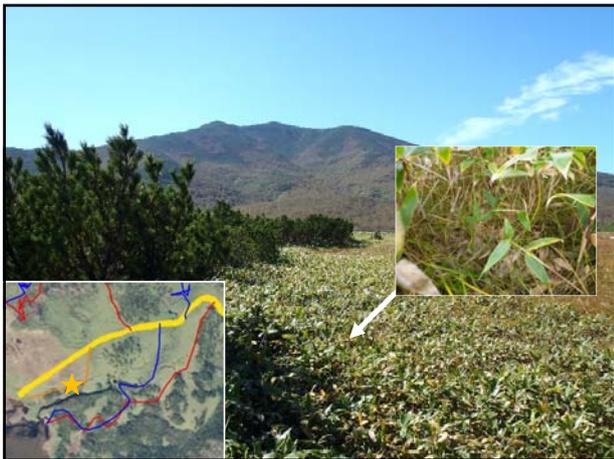
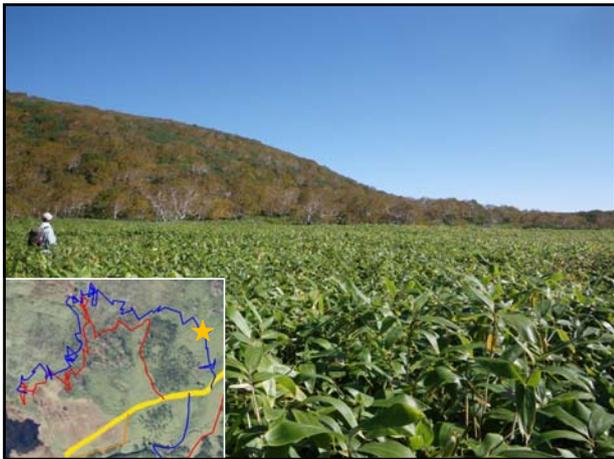
西側ルート

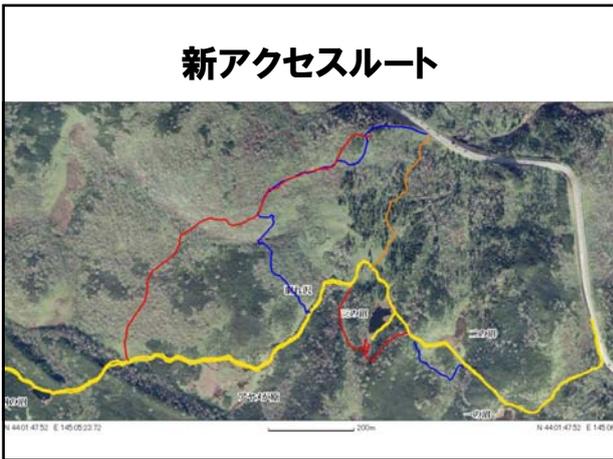












北海道根室振興局羅臼湖線歩道管理指針(案)

目次

第1章 指針策定の目的	1
第2章 基本方針	1
第3章 管理方法	
1 巡視	1
2 維持管理	2
3 補修	3
4 その他	5
参考資料	5

第1章 指針策定の目的

羅臼湖線歩道は、羅臼湖に向かう唯一の歩道であり、知床国立公園における公園事業として、平成4年度、10年度、11年度に北海道が整備を行っている。

しかし、整備から10年以上が経過し、施設の老朽化の進行や破損箇所の拡大により、利用者の安全な通行や沿線の自然環境への影響に対して、今後とも、安全な利用を確保するため、適切な巡視、維持管理、補修を実施する必要があることから、必要な事項を定めるものである。

第2章 基本方針

既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行うとともに、地元関係機関・団体の連携協力（協働）による、歩道荒廃箇所の保全対策や植生保護のための踏み込み防止対策等の維持管理を行うことを基本方針とする。

第3章 管理方法

1 巡視

(1) 概要

巡視は、歩道の機能の維持保全のため、主に目視によって、機能が維持されているかを確認することを目的とし、必要に応じて維持管理・補修の必要性を判断するために、以下の項目の実施に努める。

- ① 歩道施設や野生動植物の異常の発見
- ② 危険または異常な場所の発見並びに注意喚起
- ③ 利用者との対面による利用に関する案内

(2) 協力要請

必要に応じて、以下の関係機関に協力要請する。

- ※関係機関
- ・ 環境省釧路自然環境事務所 羅臼自然保護官事務所
 - ・ 林野庁北海道森林管理局 根釧東部森林管理署
 - ・ 羅臼町

(3) 実施時期

知床横断道路開通後の春期、利用者が最も多くササ刈り等の維持管理の必要な夏期、施設利用期終了前の秋期の年3回を基本とし、施設の状況、老朽度の程度、破損した箇所の利用者に与える影響等を考慮し適宜実施する。

春期（5～6月） 羅臼湖線歩道は冬期間の積雪や年間を通しての湿気等の厳しい気象作用を受けるといった条件下にあるため、雪解け後の施設の破損が毎年顕著に見られ、今後も機能低下、危険箇所の増加が予想されることから利用シーズンの前に、木道など木部の腐食によって歩行に危険が生じる箇所について把握し、応急措置や看板設置

による注意喚起を行う。

夏期（7～8月） ササ等の繁茂による失道など懸念やヒグマとの遭遇事故等も考慮し、巡視はシーズン前及び利用が集中する夏期にササ刈り等の維持管理活動に併せて実施する。

秋期（9～10月） 維持管理活動と併せて、ヒグマの行動が活発となる時期なので、利用者に対する注意喚起やヒグマ誘因物の残置状況の確認を行う。

(4) 確認項目

歩道から見える範囲を対象とし、利用者の安全、快適利用の視点から以下の項目の確認に努める。

- ① 木道の破損の進行はないか
- ② 部材が外れる、または破損するなどして、穴が空いていないか
- ③ 倒木及び落枝などで動線が妨げられていないか
- ④ 路肩部分の崩落等がないか
- ⑤ 通行に支障をきたす植生の繁茂はないか
- ⑥ 野生動物の死骸等がないか
- ⑦ 立ち入り禁止等の処置は適切か
- ⑧ 雨天時には流水阻害はないか
- ⑨ 標識類に異常はないか
- ⑩ その他通行に支障がある物がないか

(5) 情報提供

危険度の高い状況が発見された場合や早急な現地対応が必要な場合は関係機関・関係団体に対し現地対応・情報提供について協力を要請する。

また、巡視の中で得られた情報のうち、利用者の安全指導や注意喚起が必要なものについては、関係機関・関係団体に速やかに周知する。

※関係団体

- ・ 羅臼山岳会
- ・ 知床ガイド協議会
- ・ 知床財団

(6) ヒグマ出没時等の対応

巡視等によりヒグマの出没が確認された場合や目撃情報があった場合は、関係機関と協議しながら危険度合いを判断して、注意喚起、立入の自粛要請、一時的な閉鎖措置等適切な措置を行う。

2 維持管理

(1) 概要

ササなどの繁茂による失道、ハイマツなどの伸長による負傷等を防ぐとともに歩道荒廃箇所の保全対策や植生保護のための踏み込み防止対策等の維持管理活動を行う。

(2) 協働

必要に応じて、関係機関と関係団体の協働による維持管理活動を実施する。

(3) 実施時期

利用者が最も多く植物の伸長する夏期を基本とし、巡視による施設の状況や、破損した箇所の利用者に与える影響等を考慮して適宜実施する。

(4) 実施方法

① ササ刈り

場所に応じて、剪定バサミと刈り払い機を使い分け実施する。

◇刈り払い等概念図

別添1参照

② 特に注意してして実施する箇所

別添2参照

③ 木道に覆い被さっている枝や倒木等の対応

地元ガイド等の意見を参考にし、危険度合いを判断して根釧東部森林管理署等関係機関と協議しながら対応する。

④ 特に注意すべき高山植物や木道周辺の樹木

樹木・・・ミネザクラ、アカミノイヌツゲ、ウラジロナナカマド、タカネナナカマド、ミネカエデ、ハイマツ、ダケカンバ、ミヤマハンノキ

要注意木本類・・・アオノツガザクラ、チングルマ、シラタマノキ、コケモモ、ツルコケモモ、コヨウラクツツジ、イワツツジ、ヒメシャクナゲ等

要注意草本類・・・エンレイソウ、ヒオウギアヤメ、エゾカンゾウ、エゾオヤマリンドウ、ミズバショウ、ウメバチソウ、ハイオトギリ、サワギキョウ、タチギボウシ、ヒメタケシマラン、ハンゴンソウ、コガネギク、ゴゼンタチバナ、マイズルソウ等

その他湿原植生等・・・ワタスゲ、ミタケスゲ、ヤチスゲ、モウセンゴケ

※ 歩道荒廃箇所の保全については、「3 補修」に準じた対応とする。

3 補修

(1) 概要

巡視等により発見された施設の不備による利用者の事故等を未然に防止するとともに、木道施設等による自然環境の破壊を防止するため、以下の対応方法に基づき補修に努める。

(2) 異常発見時の対応方法

巡視時に異常を発見した場合には、問題の緊急性などを考慮し、適切な対応に努める。

① 応急処置

発見された異常の状況が、施設の機能及び利用安全上問題がある場合には、立入禁止措置や注意喚起等の応急処置を行う。

簡易なものについては、手持ちの器材や作業でその場で補修を行う。

② 簡易補修

巡視時、点検時に直に対応できないものについては、仮補修、注意喚起処置、

その他必要な応急処置を施した上で記録する。

その後、補修の必要性や補修方法を検討し、予算の範囲内で補修を行う。

③ 改修工事

補修では対応が困難な場合や、周囲を含めた施設整備の見直しが必要な場合等は、予算の範囲内で必要な調査・設計を行い、工事発注により改修工事を行う。

なお、改修工事にあたっては、前述の要注意草本類及びその他湿原植生等に留意し実施する。

④ その他

異常が発見された箇所が、利用者の安全や植生の保護に直接関係のない施設の場合は、今後の歩道のあり方を考慮しながら対応を検討する。

(3) 施設の種類ごとの対応方法

羅臼湖歩道において、改修工事等の対応ができるまでの間は、以下のとおり施設の破損レベルに応じた応急処置・仮補修等の対応を図る。

- ①木道 部分的な腐朽 . . .そのまま使用
部分的に穴が空いた状態 . . .看板、蛍光テープ等で注意喚起
板がぐらつく状態（シーソー状態等） . . .注意喚起+板の切落し
板が落ちてボルトが飛び出た状態 . . .注意喚起+ボルトの打ち込み
 . . . +板の固定できない場合は撤去
連続して板が落ちている又は折れてV字になっている状態
 . . .注意喚起+板材の切落又は撤去
 . . .状況に応じて敷板等の設置を検討
- ②階段 部分的な腐朽 . . .そのまま使用
ハードル状態 . . .部分的に撤去
ステップ部の掘れ込み . . .現地に資材がある場合は応急措置
 . . . 応急措置が困難な場合は、協働作業で対応
 . . . 検討
- ③木柵 部分的な腐朽 . . .そのまま使用
支柱の折れ、倒れ . . .植生地への踏分が顕著な箇所はロープ柵を
 . . . 設置
- ④敷板 木道と同様の対応とする。
- ⑤木橋 橋が落ちた状態 . . .看板等注意喚起
段差が大きくなり歩行困難状態 . . .看板等注意喚起+板等の設置を検討
橋がぐらつく状態 . . .看板等注意喚起+（協働作業での撤去検討）
撤去後の対応 . . .状況に応じて敷板等の設置を検討
- ⑥展望所 手摺りが落下した状態 . . .ロープで補修
部分的に穴が空いた状態 . . .看板、蛍光テープ等で注意喚起+資材の
 . . . 確保ができ次第補修
- ⑦案内板 部分的な腐朽 . . .そのまま使用
支柱の折れ、倒れ . . .撤去又は再整備されるまで保留とする。

4 その他

その他指針に記載のない事項について、歩道の浸食状況や複線化等の状況に応じ、他の公園地域等での先進事例なども参考にしながら、関係機関と協議の上、管理の方法について検討し、実施することとする。

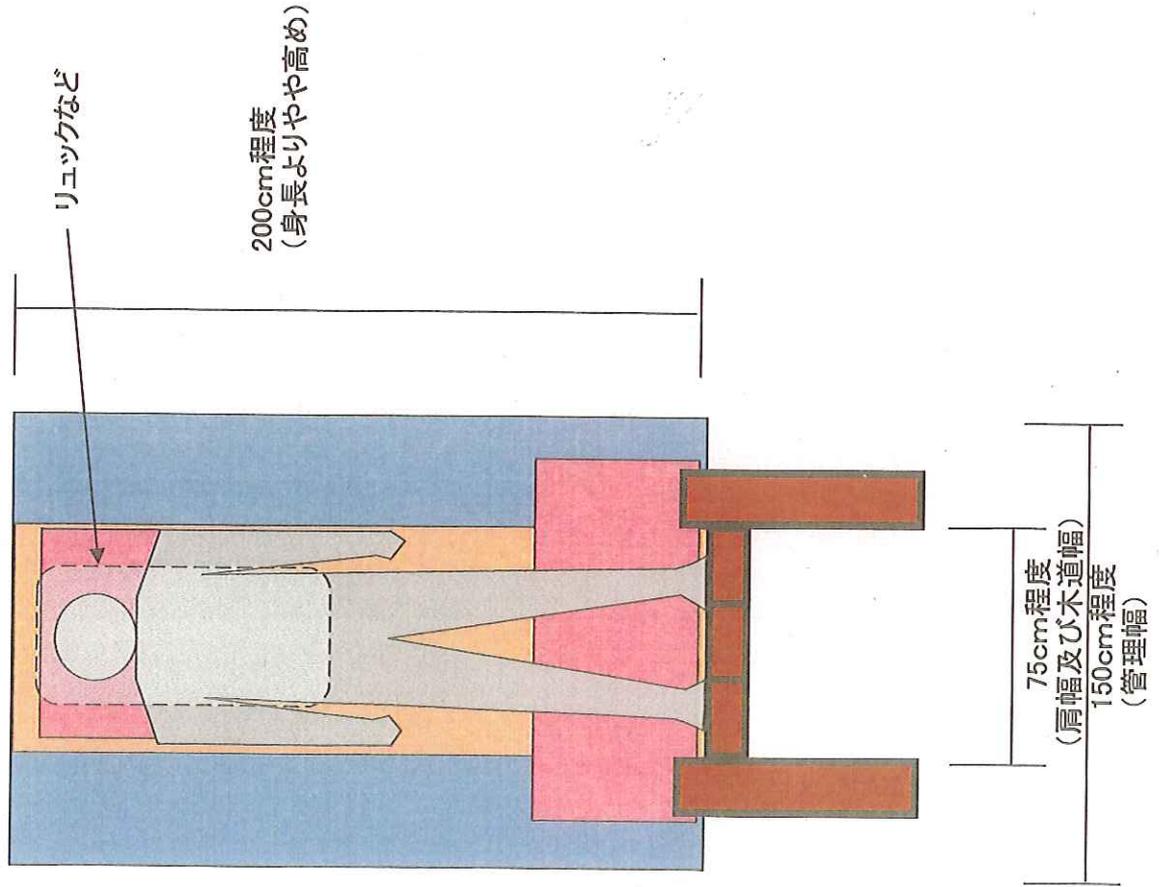
参考資料

・ 羅臼湖線歩道施設の概要

	距離	施設						
		木道	階段	木柵	敷板	木橋	展望所	その他
入り口	270m	13m	86m	-	-	-	-	案内板
一の沼	240m	-	3m	-	11m	-	-	
二の沼	120m	58m	34m	42m	-	-	1箇所	分岐点
三の沼	1,150m	496m	13m	77m	138m	1箇所	-	
四の沼	600m	127m	-	-	50m	-	-	
五の沼	440m	259m	-	43m	54m	1箇所	1箇所	
羅臼湖								
合計	2,820m	953m	136m	162m	253m	2箇所	2箇所	

羅臼湖線歩道での刈り払いの方法

1. 基本の考え方



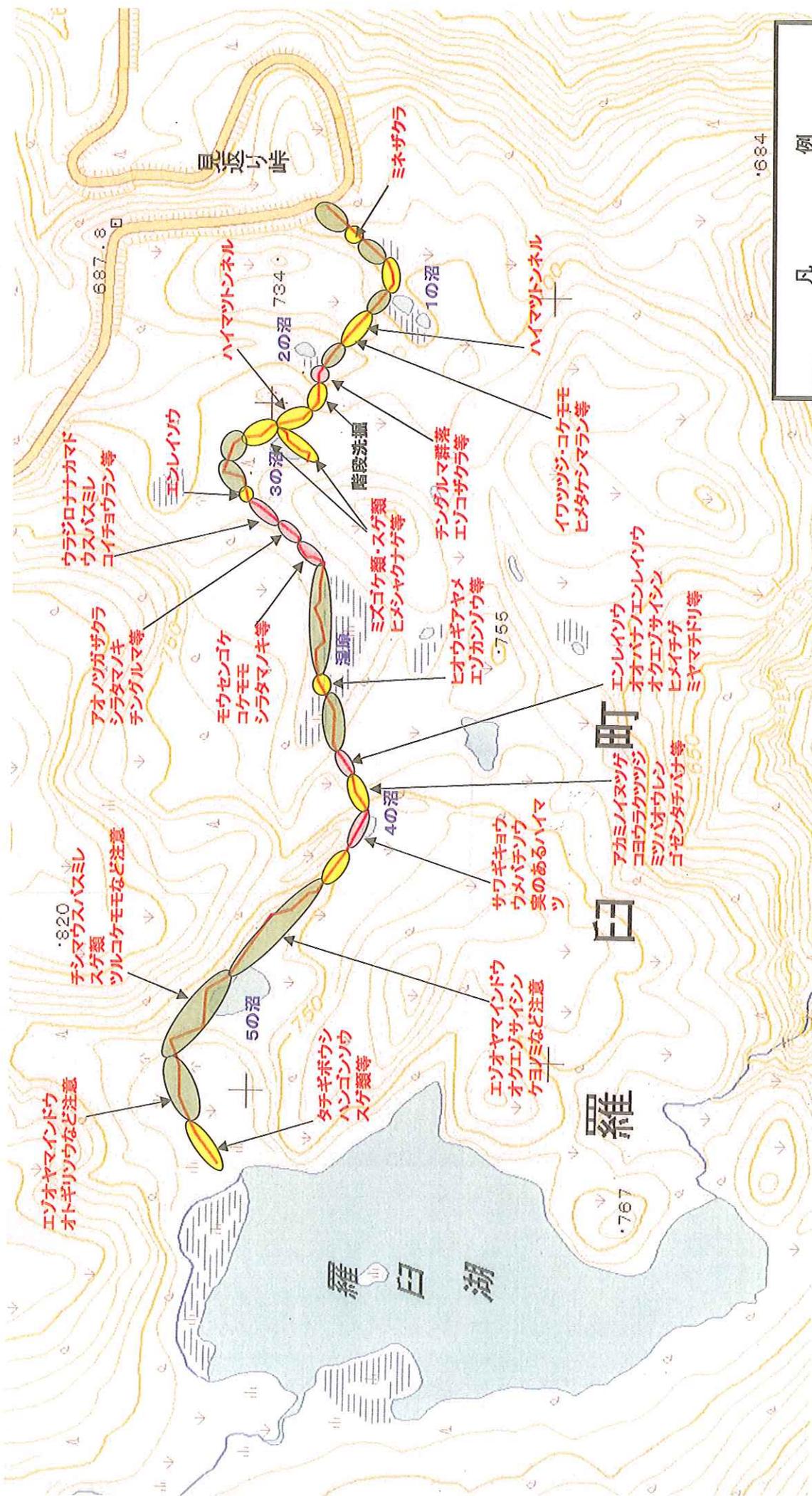
・ 色部分は安全快適に利用してもらう為には必要最低限の範囲としてササを刈る。

・ 色部分の頭部や足元は怪我や転倒の危険性があるため重点的に刈る必要がある。

・ 管理する上で必要な基本の範囲とするが、歩行上支障のないものは切らないこととする。

※ 全線を対象とし、歩道として整備していない区間についても同様とする。

ササ刈りにあたって特に注意が必要な区間



凡 例	
	刈り払い機使用区間
	手刈り(剪定バサミ)区間
	手刈り(要注意)区間

第2回 羅臼湖個別会合 議事概要

平成23年3月1日（火）13:30～16:20

羅臼町公民館

○議事次第

1. 開会

事務局あいさつ

環境省釧路自然環境事務所 国立公園企画官

2. 議事

(1) 羅臼湖歩道のあり方について

(2) 今後の検討について

・ 植生保全のための歩道ルート付替の検討

(3) その他

・ 来年度の維持管理について

3. 閉会

事務局あいさつ

林野庁 北海道森林管理局 根釧東部森林管理署 署長

配付資料

資料1 : 羅臼湖歩道のあり方について（案）

資料2-1 : 羅臼湖に関する今後の検討について

資料2-2 : 歩道ルート付替の検討について

資料2-3 : 既存歩道が周辺植生に及ぼしている影響について（H22報告書より抜粋）

資料2-4 : 付替ルート現地踏査結果

資料 : 北海道根室振興局羅臼湖線歩道管理指針（案）

○主な意見

1. 羅臼湖歩道のあり方について（資料1）

（知床財団）1行目の「いずれも」というあたりの文章表現がわかりづらい。「それぞれ」という表現などに変更したほうがよい。

（ガイド協議会）ガイド専用ではなく、ガイド以外の人も利用できることを確認しておきたい。

（遺産協議会）斜里、ウトロ側の出席者はいないが、別途会合を開くのか。

（事務局）斜里側には会合を行う旨、話を通しており、羅臼側に任せるとの話になっている。特に別会合は開かない。

（ガイド協議会）ガイド協議会としては、今日の出席者に任されている。

（遺産協議会）基本原則に関して、協議会の提案に沿っており問題ない。ただしガイド利用を基本としたということだが、一般の利用を粗末にするということではない。五湖の二の舞にはしたくない。個人利用者はマイカー利用が多く、峠からの徒歩利用となる。提案した歩行者専用道路の整備の項目がないが、このあたりを確認したい。

（ガイド協議会）歩道は山の中に限られるものではない。道路、駐車場にも必要。安全管理の考えが入っていない。

(事務局) 峠からの歩行は危険と認識しており、安全な方法としてバスや送迎を推奨している。道路構造上、歩道が整備できるかという問題があり、できることからスタートしたいという考えである。

(ガイド協議会) 個人利用者はマイカー利用、不規則な時間の利用が多い。タクシーは料金も高く現実的でない。行きたくても行けない羅臼湖になってしまう。

(事務局) いつでも誰でも利用できるという場ではなく、事前に情報を集めた方に利用をしてもらう考えである。

(羅臼町観光協会) 現状は利用者に対し、不親切すぎる。また、路線バスの利用率、収益率を上げるとするのは現実的でない。保護をすればよいというのは一部の考えであり、保護をしながら町を活性化する視点が必要。

(羅臼町) 大切な場所ということとアクセスは別の話。徒歩利用を推奨しないということではなく、アクセス方法の選択肢を広げることが必要。

(遺産協議会) ガイド引率でなく、じっくりと楽しみたいという個人利用者も多く、峠からの徒歩利用は増やしてもよい。アクセスも含めて羅臼湖の利用に取り込むという考え方もあり、地元では峠をスタート地点とするという考え方もかなり多い。ただ道路構造の関係から、きちんとした歩道は難しいと思うので、当面停車帯をもうけて対応するという考えもある。今は非常に危険であり、路肩部の草刈り、砂利敷などで歩行に対応することはできないか。

(ガイド協議会) 事情は十分承知している。今話していることは30年の念願であり、その点も十分配慮して検討してほしい。

(羅臼町) 整備するのは携帯トイレでよいのか。女性や高齢者を考えるときちんとしたトイレが必要という意見もある。

(羅臼町観光協会) 入り口に2~3基の仮設トイレは必要。景観等への配慮はいくらでも可能。

(ガイド協議会) オーストラリアでは、きちんと目立たない場所に作られている事例がある。風が強いので構造の問題はあるが、シーズン外はブームで回収するような方法が考えられる。高齢者が多く、利用も3~4時間かかるため、トイレは欲しい。

(羅臼町) 30~40年後の羅臼湖のあるべき姿を考えながら、前向きな話をしたい。知床五湖も以前は羅臼湖に並ぶ環境であったが、すっかり変わってしまった。羅臼の現況から考えると、もっと利用して欲しいというところが本音だが、羅臼湖は持続可能な形で使っていくことが必要。何でも良いということになれば、五湖の二の舞になってしまう。羅臼湖の質を維持するために、不親切が必要ということを感じてもらう場所ではないか。

(羅臼町観光協会) 羅臼湖周辺は携帯がつながらず、AED等もあるわけではなく、何かあったときに対応がとりづらい。パンフレットに載せている以上、非常時の人命にかかる姿勢の考え方の整理が必要。

(羅臼町観光協会) 40年前知床はいまよりもひどい混雑状況だった。駐車場がないから、五湖のように利用過剰にはならない。きちんとした木道を整備すれば解決できる。

(事務局) 木道を整備したために、管理がしにくくなったという現状がある。

(羅臼町) 羅臼湖は、自然と共存する、保護することを学ぶ場所ということを前面に出して発信していくことが必要。

2. 今後の検討、歩道ルートの付け替えについて（資料2-1～4）

（ガイド協議会）三の沼の展望台はひずんでいるが、草花はよみがえってきていると感じている。エゾカンゾウ、アヤメはシカにやられたが、他は変わっていない。

（羅臼山岳会）展望台の基礎が乾燥化しているとのことだが、他の手法はないのか。浅くすればよいのか。

（事務局）浮かせる手法などがあるが、水が多い場所では流されてしまう。

（ガイド協議会）時期で状況は異なり、皆で各時期を見て回らないと、状況がわからない。勉強会を実施して道の付け方をきめていくことが必要。

（遺産協議会）春先に見てから決めるのはよいが、優先度が高いものは、できることから対策を実施していくことが必要。来年度は既存の木道がさらに破損していることが考えられ、きちんと対応してくれるのかを危惧している。

現在の付け替え案は、保護のみを重点としており、利用の面が配慮されていない。遠回りで利用しづらく、また不法な踏み分けが生じることも考えられ、管理しづらくなる。付け替えに関して、異論はあるだろうが、1の沼、2の沼はコースから外してよいという意見もあった。

（ガイド協議会）地元では1の沼から順番にみたいという意見も多い。

（ガイド協議会）冬道から2の沼に行くルートも検討してもらいたい。

3. 維持管理指針について（根室振興局資料）

（羅臼町）補修をしていくということではよい。立ち入り禁止は非常に困る。

（振興局）立ち入り禁止は最終手段であり、予算の問題があるが、できるかぎり補修をしたい。

（羅臼山岳会）部分的な腐朽はそのまま使用とあるが、かえって危ないのでは。

（振興局）現実的には一部の腐朽であれば、対応をしないため記載している。現場で判断することになる。

4. まとめ

（事務局）

- ・ 羅臼湖の価値の文章の修正
- ・ 基本原則に関して、ガイド利用だけでなく、一般利用も確保する。
- ・ 利用水準に関しては合意。
- ・ トイレは必要。仮設トイレも含めて検討が必要。
- ・ 峠からのアクセスが必要。道路構造的に難しいため、峠からのアクセスについては、2段階で目指す姿を設定。
（1段階目：停車帯での対応 2段階目：峠を入口としたアクセス整備）
- ・ 今後も検討の場を継続する。必要に応じ、住民の意見を聞く場を設ける。
- ・ 歩道の付け替えについて、優先度の高い部分（2の沼の階段）は早急を実施。
- ・ ルート変更については、雪解け時から勉強会を開きながら皆で検討を開始。
- ・ 管理指針（案）の確認。

（閉会）

5. 事例調査資料



Lao National Tourism Administration

National Ecotourism Strategy and Action Plan

2005 - 2010

Summary





Contents

1	<i>Foreword</i>
4	<i>Summary</i>
6	<i>Introduction</i>
7	<i>Facts, Figures and Future Directions</i>
8	<i>Defining the Ecotourism Sector</i>
10	<i>Projects and Programmes</i>
14	<i>Coordinating and Consulting with Stakeholders</i>
16	<i>Stakeholders at the Centre-level</i>
17	<i>Stakeholders at the Local-level</i>
18	<i>Goals, Key Objectives and Action Plans</i>
19	<i>Key Objective One</i>
20	<i>Key Objective Two</i>
21	<i>Key Objective Three</i>
22	<i>Key Objective Four</i>
23	<i>Key Objective Five</i>
24	<i>Getting Involved and Requesting Further Information</i>



ECOTOURISM SECTOR STRATEGY, 2006-2008



January 2006

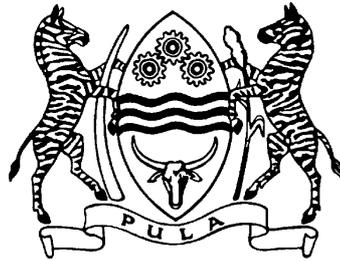
**Ministry of Tourism, Trade and Industry/United Nations Conference on Trade
& Development (UNCTAD) Export Development Programme
Implemented by UEPB**



UGANDA EXPORT PROMOTION BOARD

Table of Contents

Table of Contents		ii
List of Acronyms		iii
1. INTRODUCTION		1
1.1 The Uganda BioTrade Programme		1
2. THE ECOTOURISM SECTOR IN UGANDA		2
2.1 Sector findings		2
2.2 Private Sector participation		4
3. THE ECOTOURISM STRATEGY		4
3.1 Strategy Objective		4
3.2 Strategy Plan		4
3.3 Strategy Implementation		6
Box 1	Factors that influenced the decision for eco-tourism	1
Box 2	Issues influencing sector development in Uganda	3
Table 1	Update on sector developments related to issues raised	6
Annex 1	Ecotourism Value Chain Analysis (VCA) Outcomes	9
Annex 2	Key recommendations from the ecotourism sector study	15



REPUBLIC OF BOTSWANA

BOTSWANA NATIONAL ECOTOURISM STRATEGY

FINAL REPORT

Prepared by
IUCN (Botswana) and Symbiosis Consulting (Pty) Ltd

March 2002

**BOTSWANA
NATIONAL ECOTOURISM STRATEGY**

FINAL REPORT

Prepared by
IUCN (Botswana) & Symbiosis Consulting (Pty) Ltd

Published by: Government of Botswana

Funded by: European Commission – Delegation of the European Commission in Botswana

Copyright: This publication may be produced in whole or part and in any form for education or non-profit uses, without special permission from the copyright holder, provided acknowledgement of the source is made.

Citation: Stevens, PW and Jansen, R. 2002. *Botswana National Ecotourism Strategy*

Available from: Department of Tourism
Ministry of Trade, Industry, Wildlife and Tourism
The Mall / Standard Chartered Bank Building, 2nd Floor
Private Bag 0047, Gaborone, Botswana
Tel: (267) 353024
Fax: (267) 308675
www.botswanaturism.org

IUCN Botswana
2403, Hospital Way, Ext. 9
Private Bag 00300, Gaborone, Botswana
Tel: (267) 371584
Fax: (267) 371584
Email: iucn@iucnbot.bw
www.iucnbot.bw / www.iucn.org

Symbiosis Consulting (Pty) Ltd
P.O. Box 404370, Gaborone, Botswana
Tel: (267) 327419
Fax: (267) 327419
Email: symbiosis@it.bw
www.symbiosis-consulting.com

Foreword

Tourism in Botswana is based almost entirely on the country's unique natural and cultural heritage. Consequently, all of us who are in any way involved in the industry have a responsibility to ensure that its development is underpinned by the twin concepts of conservation and sustainable use. Recognition of this responsibility, in conjunction with the on-going drive to increase the meaningful involvement of Botswana in the tourism sector, led to the government's decision to develop a comprehensive National Ecotourism Strategy (NES).

In keeping with Botswana's long tradition of public consultation in policy development, extensive efforts were made to ensure that all stakeholders – government agencies, communities, NGOs and the private sector – were given the opportunity to express their concerns and opinions at each phase of the strategy's development. Consultative workshops were held at the outset of the process, and after publication of the Issues Paper and Draft National Ecotourism Strategy. The essential phases of the preparation of the NES included:

1. *Stakeholder consultation: Experts Workshop*
2. Issues Paper
3. *Stakeholder consultation: District Stakeholder Consultation Workshops*
4. Draft NES development
5. *Stakeholder consultation: National Consultative Conference*
6. Final National Ecotourism Strategy

Consequently, the Botswana National Ecotourism Strategy should be examined in conjunction with the 'Issues for National Consultation' and the 'Record of Stakeholder Consultations' publications.

May I express my sincere appreciation to the European Commission, which provided the funding for the development of the Strategy; to the UK Department for International Development (DFID), who also supported the process; and to Mr Ruud Jansen (IUCN Botswana) and Mr Paul Stevens (Symbiosis Consulting), the consultants who facilitated the development of the National Ecotourism Strategy, with whom my colleagues and I have worked closely throughout.

Finally, I would like to thank all of those who participated in, or otherwise contributed to, the various stakeholder consultation workshops, without whom the Strategy would not be the success that I hope and believe it will prove to be.

T. Ndzingo (Mrs)

Director
Department of Tourism
Botswana

CONTENTS

Table of Contents.....	i
Executive Summary.....	ii
Abbreviations and Acronyms.....	vi
Acknowledgements.....	vii
1 INTRODUCTION.....	1
1.1 Context.....	2
1.1.1 International Context.....	2
1.1.1.1 <i>Global Tourism trends</i>	2
1.1.1.2 <i>Tourism in Southern Africa</i>	2
1.1.2 Botswana Context.....	2
1.1.2.1 <i>GoB Tourism Policy</i>	3
1.1.2.2 <i>Botswana Tourism Development Programme</i>	3
1.2 National Ecotourism Strategy.....	5
1.2.1 Why have a National Ecotourism Strategy?.....	5
1.2.2 Defining ecotourism.....	5
1.2.3 Objectives.....	6
1.2.4 Scope.....	6
1.2.5 Approach.....	6
1.2.6 Format.....	8
1.3 Costs and benefits of tourism.....	10
1.3.1 Environmental impacts.....	10
1.3.2 Social and cultural impacts.....	11
1.3.3 Visitor social / experiential impacts.....	12
1.3.4 Economic impacts.....	13
1.3.5 Summary.....	13
2 ISSUES AND ACTIONS.....	14
2.1 Sustainability.....	15
2.2 Business Viability.....	23
2.3 Involvement of Botswana.....	29
2.4 Marketing and Promotion.....	34
2.5 Understanding and Awareness.....	40
2.6 Infrastructure.....	44
2.7 Industry Standards and Accreditation.....	47
2.8 Coordination and Collaboration.....	51
3 IMPLEMENTATION.....	55
3.1 Introduction.....	56
3.2 National Ecotourism Programme.....	56
3.2.1 Ecotourism Planning and Research.....	56
3.2.2 Ecotourism Standards and Accreditation.....	58
3.2.3 Ecotourism Enterprise Development.....	59
3.2.4 Ecotourism Training and Education.....	61
<i>Bibliography</i>	63

DRAFT

**NATIONAL ECO-TOURISM STRATEGY
FOR BULGARIA**

*June 2003
Sofia, Bulgaria*

Table of Contents

Acronyms and Abbreviations	v
1. Introduction	1
2. Eco-tourism and Bulgaria – An Overview	5
2.1 Resource Diversity	5
2.1.1 <i>Biodiversity Conservation, Protected Areas, and the National Ecological Network</i>	5
2.1.2 <i>Climatic Resources</i>	6
2.1.3 <i>Water Resources</i>	7
2.1.4 <i>Landscape Diversity</i>	8
2.1.5 <i>Cultural and Historical Heritage</i>	8
2.2 Policy Framework	12
2.2.1 <i>National Strategies and Action Plans</i>	12
2.2.2 <i>Legal Framework</i>	16
2.2.3 <i>International Conventions and Agreements</i>	18
2.3 Stakeholders	19
2.3.1 <i>Government</i>	19
2.3.2 <i>Non-governmental Organizations</i>	25
2.3.3 <i>Private Business Profile</i>	28
2.3.4 <i>Investment Institutions</i>	31
2.3.5 <i>Donor Programs</i>	32
2.3.6 <i>Projects and Programs in Biodiversity Conservation</i>	35
2.3.7 <i>Projects and Programs to Develop a Cultural Itineraries Network and Integrate Eco-tourism and Cultural Tourism</i>	37
2.3.8 <i>Projects and Programs to Develop Small and Medium Enterprises (SMEs)</i>	38
2.3.9 <i>Projects and Programs for Sustainable Agricultural Development</i>	40
2.3.10 <i>Projects and Programs for Infrastructure Improvements Affecting Eco-tourism Development</i>	41
2.4 Eco-tourism Infrastructure	41
2.4.1 <i>General Infrastructure</i>	41
2.4.2 <i>Tourism Infrastructure</i>	44
2.4.3 <i>Infrastructure for Eco-tourism Activities</i>	45
2.4.4 <i>Visitor Centers</i>	49
2.5 Market Trends in Eco-tourism	50
2.5.1 <i>Domestic Market Trends</i>	50
2.5.2 <i>International Market Trends</i>	53

3. Situation Analysis – Eco-tourism and Bulgaria	57
3.1 Strengths and Weaknesses	57
3.1.1 <i>Resources</i>	57
3.1.2 <i>Policy</i>	58
3.1.3 <i>Government Institutions</i>	60
3.1.4 <i>Infrastructure and Services</i>	62
3.1.5 <i>Private Sector</i>	63
3.1.6 <i>Non-Governmental Organizations</i>	65
3.1.7 <i>Financing Eco-tourism</i>	66
3.1.8 <i>Markets</i>	67
3.1.9 <i>Publicity, Advertising and Marketing</i>	68
3.2 Opportunities	70
3.2.1 <i>Macro-Economic and Political Environment</i>	70
3.2.2 <i>Market Trends</i>	71
3.2.3 <i>Bulgaria's Position in the Region and in Europe</i>	71
3.2.4 <i>EU Pre-Accession Process and NATO Membership</i>	72
3.3 Threats	72
3.3.1 <i>Economic Transition</i>	72
3.3.2 <i>Terrorism</i>	72
3.3.3 <i>Competing National Demands</i>	72
4. Eco-tourism - a Sustainable Development Tool and Competitive Advantage for Bulgaria	73
4.1 A Vision for Eco-tourism in Bulgaria	73
4.2 Bulgaria's Eco-tourism Mission and Expected Results	73
4.3 Achieving Bulgaria's Eco-tourism Mission	75
4.3.1 <i>Inter-agency Cooperation</i>	75
4.3.2 <i>Competitive Cluster Approach for Strategic Planning</i>	76
4.4 A Policy Framework for Eco-tourism	77
5. Strategic Objectives and Priority Actions	79
5.1 Biodiversity Conservation and Cultural Heritage Preservation	79
5.1.1 <i>Develop Protected Area Management Plans</i>	80
5.1.2 <i>Provide Assurances in the Protected Area Management Plans and Cultural Heritage Conservation Plans</i>	80
5.1.3 <i>Ensure that Revenue Generation for Biodiversity and Cultural Conservation is Clearly Provided for in Central Planning Mechanisms</i>	81
5.1.4 <i>Develop Inventories of Sustainable Agriculture, Cultural, and Historical Resources</i>	81
5.1.5 <i>Support Activities that can also Serve as Eco-tourism Opportunities</i>	82
5.1.6 <i>Volunteer Programs</i>	82

5.2	Eco-tourism Business Development	83
5.2.1	<i>Develop Clusters or Networks of Core Eco-tourism and Supply Chain Businesses</i>	83
5.2.2	<i>Improve the Entrepreneur Capacity of Businesses and Train Local Communities Providing Eco-tourism Services</i>	84
5.2.3	<i>Expand Access to Financing Mechanisms, Equity Investments and Other Funding Resources</i>	84
5.2.4	<i>Facilitate the Development of Effective Small and Medium Eco-tourism Enterprises</i>	85
5.2.5	<i>Focus Eco-tourism Development on Markets</i>	86
5.2.6	<i>Formulate National Guidelines for a Visitors' Eco-tourism and Cultural Tourism Interpretation and Education Program</i>	86
5.2.7	<i>Establish a Program for Eco-tourism Awareness and Capacity Building</i>	87
5.2.8	<i>Develop a Private Voluntary System for Eco-tourism Product Certification</i>	87
5.3	National Policy and Management	88
5.3.1	<i>Encourage Policy Coordination and Cooperation Between Key Government Institutions to Formulate and Implement the NETS</i>	88
5.3.2	<i>Develop Bulgaria's Image</i>	89
5.3.3	<i>Review and Revise National Legislation and Regulations to Promote Eco-tourism Development</i>	89
5.3.4	<i>Analyze the Influence of the EU Accession Process on Eco-tourism Planning, Development and Funding Policies</i>	90
5.3.5	<i>Adopt a System to Monitor the Implementation of the NETS</i>	90
5.3.6	<i>Plan and Build Appropriate Infrastructure to Improve Access to Eco-tourism Opportunities</i>	90
5.3.7	<i>Apply Geographic Information Systems (GIS) to Eco-tourism Development, Planning, and Marketing Activities</i>	91
5.3.8	<i>Develop Cross-Border and Trans-boundary Cooperation on Eco-tourism and Nature Conservation</i>	91
5.4	Regional and Local Development	92
5.4.1	<i>Adopt a Strategic Regional Network Approach to Eco-tourism Development</i>	92
5.4.2	<i>Stimulate and Nurture Existing Local and Regional Eco-tourism Models and Best Practices</i>	93
5.4.3	<i>Support Local Participation in the Planning Process to Identify Community-based Opportunities</i>	93
5.4.4	<i>Integrate Eco-tourism in Regional Development Plans</i>	94
5.4.5	<i>Replicate the Use of Eco-tourism Related Forums, Events and Celebrations Throughout the Regions in Bulgaria</i>	94
6.	Implementing the Strategy	95
6.1	Institutionalizing a National Eco-tourism Working Group	95
6.2	Local Government	95
6.3	Financial Mechanisms	96

6.4	Geographical Priorities for Eco-tourism Development in Bulgaria	96
6.4.1	<i>Southwestern Eco-region</i>	97
6.4.2	<i>Eco-region Western Rhodopes</i>	99
6.4.3	<i>Eco-region Eastern Rhodopes</i>	101
6.4.4	<i>Eco-region Strandja and the Southern Black Sea Coast</i>	102
6.4.5	<i>Eco-region Eastern Balkan (Stara Planina)</i>	103
6.4.6	<i>Eco-region Central Balkan National Park, South</i>	104
6.4.7	<i>Eco-region Vitosha – Northern Rila</i>	105
6.4.8	<i>Western Border Eco-region</i>	106
6.4.9	<i>Eco-region Western Balkan (Stara Planina)</i>	107
6.4.10	<i>Eco-region Central Balkan National Park, North</i>	108
6.4.11	<i>Eco-region Northern Black Sea Coast and Dobrudja</i>	109
6.4.12	<i>Eco-region Danube River Wetlands</i>	110
6.5	Map - ECO-TOURISM REGIONS IN BULGARIA	

Appendices

Appendix 1	Non-Governmental Organizations and Institutions Involved in Eco-tourism
Appendix 2	Tourism Information and Education Centers in Bulgaria
Appendix 3	Branch and Product Associations in Bulgaria
Appendix 4	Regional Tourism Associations in Bulgaria
Appendix 5	National and Regional Municipal Associations
Appendix 6	The Links of Eco-tourism with Mass Tourism Market

**The People's Committee of Kien Giang Province
Phu Quoc National Park**

**Ecotourism Development Strategy
of The Phu Quoc National Park, Kien Giang Province**
(Final draft)

Prepared by
Wildlife at Risk (WAR)
University of Agriculture and Forestry – Ho Chi Minh City (UAF)

December 2006

Contents

Abbreviations	4
Introduction and Problem Statement	5

Part I

Legal documents for ecotourism development strategy establishment in PQNP	6
--	----------

Part II

Current Situation and Issues Relating to Phu Quoc National Park Ecotourist Development

Development	7
1. Basic Information relating to Ecotourism of the Phu Quoc National Park.	7
1.1. Location and Geography	7
1.2. Climate and hydrology	7
1.2.1. Climate	8
1.2.2. Hydrology and water resource	8
1.3. Ecotourist resources of the PQNP	9
1.3.1. PQNP Flora	9
1.3.2. PQNP Fauna	11
1.3.3. Rare and precious species	14
1.3.4. Natural landscapes and historical sites	18
1.3.5. Sea biological resources	19
1.3.6 General Assessment of ecotourism resources	19
1.4. Situation of conservation activities in PQNP	20
1.4.1. Habitat protection	20
1.4.2. The control of wildlife hunting	21
1.4.3. Land use management	21
1.5. PQNP's management activities	22
1.5.1. Organization system	22
1.5.2. Infrastructure	22
1.5.3. Main Activities of PQNP	22
1.5.4. Capital for the investment in the park	23
1.6. Socio-economic conditions directly related to the PQNP	23
1.6.1. Community distribution	23
1.6.2. Local livelihoods	25
1.6.3. Population structure	25
1.6.4. Infrastructure	25
1.6.5. General assessment of socio-economic situation in the buffer zone of PQNP	26

1.7. Human resource of the PQNP	27
1.8. Policies and plans relating to tourism development at the provincial and national level and their relation to Phu Quoc Island and to the PQNP	27
1.8.1. Policy guidelines	27
1.8.2. Orientation for the zoning of tourist sites in Phu Quoc Island.	29
1.9. Current situation of ecotourism development	31
1.9.1. Projects relating to ecotourist activities of the PQNP	31
1.9.2. Status of Ecotourism Facilities in PQNP	31
1.9.3. Situation of tourist development in Phu Quoc	31
1.9.4. Tourist sites construction in Phu Quoc	32
1.9.5 Shores and beaches having potentials to develop tourist sites	33
1.9.6. Situation of historical and small tourist sites	35
1.9.7. Current situation of ecotourist activities in the PQNP	35
2. Relative Advantages, Difficulties and Challenges of Ecotourism Development in the PQNP	36
2.1 Advantages	36
2.2. Difficulties	37
2.3. Challenges	37

Part III

Ecotourism Development Strategy for PQNP in the Period of 2006-2015.	38
1. Several Predictions and Forecastings in Parameters Relating to Ecotourism Development in PQNP	38
1.1. Population and Social Changes	38
1.2. Forecastings of Land use changes	39
1.3. Environmental Predictions	40
2. Principles of Ecotourist Development in the PQNP	41
2.1. Sustainable Ecotourist Development Principles	41
2.2. Principles relating to spatial organization, tourist forms and products	41
2.3. Principles of the subjects (stakeholders) of tourist development	42
3. Objectives of Ecotourism Development in PQNP in the Period 2006-2015.	42
3.1. Objectives relating to conservation and rationally use of ecotourist resources	42
3.2. Economic objectives	42
3.3. Social objectives	42
4. Ecotourist Development Orientation of the PQNP to the year 2015	43
4.1. General orientation	43
4.2. Zoning and Spatial Organization for Ecotourism	43
4.3. Tourist Products Development	45

4.4. Develop a sustainable ecotourism center in the PQNP to integrate to the system of tourist sites and tracts in Phu Quoc island, with tourist itineraries of the country	46
5. Strategy Implementation Measures	49
5.1. Ecotourism management and organisation measures	49
5.2. Human resource development measures	50
5.3. Ecotourism facility development measures	51
5.4. Promotion, communication and marketing measures	51
5.5. Mechanism and policy measures	51
5.6. Zonning solution	52
6. Priority Programs and Projects	52
6.1. PQNP Ecotourism Facilities Development Program	52
6.2. Human resource development and applied research program.	53
6.3. Establish detailed plans of tourist sites development	53
6.4. Ecotourism Promotion and Marketing Program	54
6.5. Support the participation of communities in ecotourist activities of the PQNP.	54
7. Efficiency Criteria	55
7.1. Environmental efficiency	55
7.2. Economic efficiency	55
7.3. Social efficiency	55
8. Processes and time schedules	55
8.1. Period 2006-2010	55
8.2. Period 2011-2015	56

Part IV:

Conclusions and suggestions	56
------------------------------------	----

Referencies

Annexes

三田市ツーリズム振興指針

三田ツーリズムビジョン～地域づくりの新しい潮流『ツーリズム』実践のために～

平成 16 年 3 月

三 田 市

目次 CONTENTS

はじめに.....	1
地域づくりの新しい潮流	
序章 ツーリズム振興指針策定の前提条件.....	2
1. 三田市ツーリズム振興指針策定の背景.....	2
2. 「観光」から「ツーリズム」へ～国・県・市等の動向～.....	3
3. 近年の観光ニーズの動向・状況の変化.....	8
4. 観光振興の潮流と求められる対応例.....	9
第1章 ツーリズムとは何か.....	11
1. 「ツーリズム」が注目される背景.....	11
2. 「ツーリズム」とは何か.....	11
3. 「ツーリズム」振興とは何か.....	11
第2章 三田市の現況・特性.....	14
1. 「三田」の地名について.....	14
2. 三田の現況・特性.....	14
3. 三田観光の現況・特性.....	15
4. 三田観光の課題.....	21
第3章 三田市ツーリズム振興の基本的考え方.....	23
1. 目標・将来像.....	23
2. コンセプト（3つの創造）.....	23
3. 取組の基本的視点.....	23
第4章 三田市ツーリズム振興の実現に向けて.....	26
1. 目標・将来像実現に向けて取り組むこと.....	26
2. 重点施策（プロジェクト）の絞り込み.....	27
3. 重点施策（プロジェクト）.....	28
第5章 三田市ツーリズム振興の推進.....	29
1. 推進戦略.....	29
2. 推進体制.....	32
3. 年次計画.....	34
参考資料.....	36

秋吉台地域エコツアーリズム推進戦略

～はじめよう、広げよう、秋吉台エコツアーリズム～

平成19年3月

エコツアーリズム秋吉台地域戦略会議

目 次

序 章	
1 「秋吉台地域エコツーリズム推進戦略」策定の目的	1
2 「秋吉台地域エコツーリズム推進戦略」の位置づけ	
第1章 エコツーリズムについて	1
1 エコツーリズムとは	
2 エコツーリズム成立のためのポイント	
3 エコツーリズムにより期待される効果	
第2章 秋吉台地域におけるエコツーリズム推進の背景	3
1 秋吉台地域での背景	
2 県内、国内での背景	
第3章 秋吉台地域で目指すエコツーリズムのあり方	5
1 秋吉台地域エコツーリズムの基本的考え方	
2 秋吉台地域エコツーリズムの特徴	
3 具体的推進方策	
4 地域連携	
5 エコツーリズムを基軸とした自然環境保全	
第4章 推進体制	1 1
1 推進組織の設置	
2 市町及び県の役割役割分担	
第5章 事業展開及び推進スケジュール	1 4
1 地域における推進体制の確立	
2 ルールの制定	
3 人材養成	
4 三県省道交流フォーラム	
5 デスティネーションキャンペーン	
6 スケジュール、役割分担	
参考 これまでの取り組み	2 0
エコツーリズム秋吉台地域戦略会議設置要綱	2 6
用語解説	3 1